

第一百十二回国会 農林水産委員会議録 第四号

昭和六十三年三月二十三日(水曜日)

午前九時四分開議

出席委員

委員長

菊池福治郎君

理事

笹山 登生君  
月原 茂皓君  
松田 九郎君  
木谷 弘君  
阿部 文男君  
佐藤 敬夫君  
杉浦 正健君  
武部 勤君  
玉沢 徳一郎君  
二田 孝治君  
保岡 興治君  
石橋 大吉君  
新盛 辰雄君  
竹内 猛君  
安井 吉典君  
藤原 房雄君  
吉浦 忠治君  
藤田 スミ君  
農林水産大臣 佐藤 隆君  
出席政府委員

理事

鈴木 宗男君  
保利 耕輔君  
串原 義直君  
神田 厚君  
石破 茂君  
遠藤 武彦君  
川崎 二郎君  
小坂善太郎君  
笛川 堅君  
田邊 國男君  
谷垣 権一君  
中島 衛君  
宮里 松正君  
柳沢 伯夫君  
沢藤礼次郎君  
田中 恒利君  
前島 秀行君  
玉城 栄一君  
古川 雅司君  
小渕 正義君  
山原健二郎君  
農林水産大臣官 佐藤 淑君  
農林水産政務次官 北口 博君  
農林水産大臣官 浜口 義曇君  
農林水産大臣官 山崎平八郎君  
農林水産大臣官 沢藤礼次郎君  
農林水産大臣 伊藤 礼史君

理事

鈴木 宗男君  
耕輔君  
吉國 隆君  
谷野 陽君  
小坂善太郎君  
熊谷 弘君  
近藤 元次君  
長谷川 嫁君  
宮里 松正君  
新盛 辰雄君  
古川 雅司君  
武田 一夫君  
佐々木良作君

理事

鈴木 宗男君  
吉國 隆君  
谷野 陽君  
田中 宏尚君  
柳澤 協一君  
難波 江君  
浜田幸一郎君  
濱田幸一郎君  
野間 耕一君  
中島 健三君  
山下 哲郎君  
農林水産委員会 調査室長 羽多 實君

理事

鈴木 宗男君  
吉國 隆君  
谷野 陽君  
田中 宏尚君  
柳澤 協一君  
難波 江君  
濱田幸一郎君  
濱田幸一郎君  
野間 耕一君  
中島 健三君  
山下 哲郎君  
農林水産委員会 調査室長 羽多 實君

農林水産省經濟

眞木 秀郎君

同日

武田 一夫君

古川 雅司君

小渕 正義君

同日

佐々木良作君

古川 雅司君

同日

武田 一夫君

古川 雅司君

隻にも及ぶ大幅な減船を余儀なくされたわけであります。減船離職者もこの年だけで六千人に達していると言わわれているわけですが、すさまじい情勢の変化だと思うわけであります。仮にこれら膨大な数の減船や離職者を一まとめにしてみれば幾つかの漁港や港町が消滅したも同然だ派的な施設をつくっても遊休化してしまった、こういう事例もかなりあるのではないかと推測をされるわけであります。そういう意味で、今後の漁港整備はこういう経験に照らしまして、せっかく貴重な投資をするわけですから、これがむだにならないような慎重な配慮が必要ではないかと思うわけであります。そういう意味で、こういう変化が二度、三度あってはかないませんけれども、我が國漁業の長期展望を踏まえながらこれらの漁港の整備のあり方についてまず最初に政府の見解をお尋ねしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員　ただいま先生から今回の漁港法改正の趣旨なりあるいは具体的な内容について、こゝ十数年間我が国漁業の激変というものは本当にばかり知れない厳しいものがあつたわけでござります。昭和五十五年に漁業生産高でも一千一百万トン台というものを超えまして、その後幸いにいたしまして漁獲生産高そのものといたしましてはそういう水準を維持してきているわけでござりますけれども、ただいまお話をありましたように国際漁業規制の毎年毎年厳しくなつてしまります強化あるいは漁業經營の悪化でござりますとか、漁村に後繼者がいなくなつてくるとか、いろいろと厳しい環境というものもあるわけでございます。しかし、一方で海に囲まれ海産王国日本という形で養殖漁業なりあるいは栽培漁業、こういうつくり育てる漁業というのもすつかり定着し進展しておるわけでございます。それからさらに水産物に対する需要という面で、これだけ成熟化してきた社会の中でいろいろ新しい需要な

り高度化した需要というものが出てきておりま  
す、こういう内外の厳しさとあるいは将来にかか  
ります一つの明るい兆し、こういう両方を踏ま  
まして、この際、漁港の整備をもう一度見直して  
みたいということで、先生からもただいま御詫び  
ございましたように、増養殖施設でございま  
すが新しい流通形態に対応したいいろいろな施設、そ  
れからさらには、漁村の労働環境を改善するとい  
うことも含めまして、今回機能施設の拡充をさせ  
ていただこうと思っておるわけでございます。せ  
っかく評価されておりますこういう改正といふ  
のが、しかも多額の国費というものを必要とする  
事業でございますので、何とか情勢の変化に対応  
して所期の効果が十全に發揮できますよう、我々  
行政側としても最善の努力を尽くしてまいりたい  
と思っておる次第でございます。

見通して漁港施設の見直しを行つたのか、また漁港利用者の要望等に十分こたえたものであるのかどうか、ただいまの要望書に照らして、ひとつ御見解を承つておきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 今回、漁港法の改正の検討に入るに当たりまして、漁港関係者の意見、これを何といいましてもきめ細やかに吸い上げるところから、ただいま先生から御紹介ございましたので、再三協議を重ねてまいりましたし、いうことで、再三協議を重ねてまいりましたし、漁港協会全体としての要望書というのも我々も提出されまして、我々といたしましても熟読玩味させていただいたわけでございます。この要望書の中には、水産行政全体にかかる部分とあるいは水産行政全体でなければ対応できない部分といふものも若干ございますけれども、ほとんどは漁港法の改正ということで受け皿をつくり得る部分が多うございます。

例え第一の「漁港に関する施策の一層の充実」、こういうところで、先ほど来申しております新しい流通形態に応じました対応でございますとか、それから漁港の環境整備事業でございますとか、こういうもので具体的におこなえしております。それから「水産業の基盤づくり」これも沿整でございますとか沿構でございますとか、こういう一般の施策に加えまして、漁港法改正という面では、増養殖施設の追加でございますとか、蓄養施設の追加、それからさらには、流通の高度化に対応いたしまして、ヘリポートなり駐車場とうものを追加するという形で対応をしておりまます。それから、地域社会づくりということで定住条件といふものも出ておりますけれども、こういうものにつきましては、労働環境というものを今回取り上げているわけでございます。それから、レクリエーションとの調和ある発展ということにつきましても、NTT資金のAタイプを活用するというようなことで対応を考えているわけ

いずれにいたしましても、漁港協会等漁港管理者を始めとした関係者は十分事前に調整をとりまして、納得のいく改正案が今回提出できただというふうに思つておられます。

○石橋(大)委員 次に、NTT株式売却収入の無利子貸付制度の創設に関する伺いたいと思います。

今回の法改正の大きな問題点の一つは、NTT株式の売却収入を財源として、昭和六十三年度予算に漁港施設整備のための無利子貸付枠として新たにAタイプ、すなわち収益回収型と称する、当該事業もしくはこれと密接に関連する他の事業により生ずる利益をもつて費用を支弁することができる地方公共団体以外の者が行う公共事業分六億七千八百万円が計上されたことに伴い、その貸し付けのための規定を整備しようとするものであります。漁港施設整備のAタイプ事業の考え方につきましては長くなりますから省きますが、問題は、一つは、どのような施設整備を貸し付けの対象事業とするのか。二つ目に、漁港修築事業として採択されていない施設整備をこの貸付対象事業とする理由及びその政策的な効果の問題。三つ目に、事業主体を水産業協同組合とする理由及び具体的にどのような水産業協同組合を事業主体として考えられているのか。四つ目に、無利子貸付金のほか事業資金の調達の方途及び返済資金の確保の方途などについてどういうふうに考えられておられるのか。五つ目に、計画どおり収益が得られなかつた場合、あるいは施設完成前に災害が生じた場合等における資金返済に対する事業主体等の責任の範囲、漁港整備に係るAタイプ事業の場合には当該水産業協同組合及びその会員または組合員等の責任はどうなるのか。こういう点について承つておきたいと思います。

いうことでございます。これはただいま先生から  
ありましたように、Aタイプ事業というものは  
漁港施設を整備し、これらの施設の整備に関連して  
行われます土地の造成なり遊漁船等の利用施設  
の整備等から生ずる収益、こういうものを償還財  
源に充てるということがそもそもの仕組みでござ  
います。したがいまして、そういう仕組みの中から  
貸付対象となる施設いたしましては、具体的には  
係留施設でございますとか臨港道路あるいは  
漁港施設用地というようなものを貸付対象として  
考えているわけでございます。したがいまして、  
いずれもこの貸付対象となる施設は、現在の補助  
体系で補助対象施設となっているものというもの  
について無利子の融資を行うということに相なつて  
いるわけでございます。

それから実施主体でございますけれども、実施  
主体につきましては水産業協同組合というものを  
予定しているわけでございます。御承知のとおり  
水産業協同組合は、漁業者の自主的な組織とい  
ふことでつくられておりまして、漁業者のための各  
種の共同利用事業あるいは共同利用施設というう  
のを現に行つております、それなりの実績もござ  
りますし、そういう意味からいきますと、  
漁港というものはまさしく漁業者のための共同施  
設、基礎的な共同利用施設であるという性格を持  
っておりますし、それから水産業協同組合でござ  
いますと、その構成員がいろいろと強い関心を抱  
嘗にいて持つており、しかも法律上國として本  
各種の監督権能というものを持つてゐるというう  
とからいいまして、水産業協同組合がこういう  
利子の資金の借り受け主体として最も適してい  
るという判断のもとに、水産業協同組合といふもの  
を貸し付け対象というふうに位置づけたわけでござ  
ります。

とが決まってまいりうかと思つております。  
それから、本事業を行つた際にいろいろこういう長期にわたる、無利子とはいえども借り受け金でございまして、これを円滑に返せるのかどうか、あるいは災害対応をどうするんだというような問題もただいまあつたわけでござりますけれども、この事業、こういう無利子で長期、しかも一面では公的な機関でございます水産業協同組合が事業主体になるということからいいまして、この事業計画の承認の際に、水産庁といいたしましてはその事業の必要性なり、あるいは資金計画、返済計画の具体性、それから関係者の熱意というようなものをすべて締密に調べ上げまして、確実に返済可能なものに限つて承認を与えていくと、事前チェックというものを十二分にして万端漏なきを期したいと思つて、次第でござります。

で水産業協同組合といえども事業計画の面で取扱選択をする。こういうように理解をしていいかどうかということを念のために聞いておきたいと思います。

それから、次に漁港整備計画の変更について少しお尋ねをしたいと思いますが、今度の水産庁の一般会計予算が三千二百九十三億円、五六%の千八百六十億円が漁港関係の予算、こうなっておるわけであります。漁港整備を求める声も非常に大きいであります。漁港整備を求める声も非常に大きいたくさん出ている、こういうような我が国漁業を中心とした今日の厳しい情勢からいえば、漁港整備以外にもっとこういう深刻な問題に対処してほしいとか、あるいはソ連海域やアメリカ海域で失われた漁場のかわりに、もつと豊かな漁場を近海につくるとかあるいは探すとか、いろいろな要望がたくさんあるらうかと思うのですが、そういう意味で水産行政の現状、一体何が一番求められているのか、こういうようなことをひとつ漁港整備に関連をしてこの際承りておきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話をありましたように、漁港整備もさることながら、水産行政一般としていろいろとしなければならない問題とか、こういうようなことをひとつの漁港整備に関連をしてこの際承りておきたいと思います。

先ほどもお話しいたしましたように、二三百海里の体制の定着に伴いまして国際規制というものが一層強まってきており、こういう中で漁業経営あるいは漁村といつものも各種の問題を抱えているわけでございます。そして、こういう中で、水産庁といたしましては、何といたしましても漁業経営の安定と体質強化といううことを基本的に図つてしまいたいと思っておるわけでございますけれども、その際に、大別いたしまして三つのジャンルでの施策があらうかと思つております。

一つは、我が國自身が広大な二百海里を持っておるわけでございますので、我が國自身のこの一

百海里水域といふものはどうやって高度に開発され、漁港を初めとした生産、流通基盤の整備を推進するなどとござりますし、それから漁場の整備開発、あるいは栽培漁業の振興、資源の合理的な利用、管理というような水産の基本にかかる点につきまして検討し、いろいろな対策を出しているわけでございまして、いわゆる我が国二百海里での管理し、つくり育てる漁業ということを推進していくのが一つのジャンルでございます。

それからもう一つは、世界的な二百海里体制の定着ということと絡みまして、何といいましても粘り強い漁業外交、漁業交渉というものを展開いたしまして、今まで我々が活躍してまいりました海外漁場をできるだけ確保するということと同時に、新漁場なり新資源、こういうものを開発する。それからさらには、やはり新しいといいますか、定着してまいりました二百海里体制といふのに対応いたしまして、中長期的な観点に立つての漁業の再編成そのものについても今後検討を深めていく必要があるうかと考へております。

それから、もう一つのジャンルといたしましては、生産だけではなくて流通、加工、とつてから後の対策というものも最近の消費者のいろいろな動きとともに関連いたしまして消費者のためにもあるいは漁民のためにも必要になってきているわけでござります。そういう点からいしまして流通、加工、消費に至ります総合的な供給体制を整備しまして、何とか消費者のニーズに合った水産物を供給すると同時に、漁業者の付加価値の増大に努めたいということを考えておるわけでござります。

こういう三つのジャンルの仕事につきまして、水産庁といたしましてはそれぞれいろいろな行政手段を持つているわけでござりますけれども、これからも何とかそういう方向で全力を挙げてまいりたいと思っております。

○石橋(大)委員  
統一して、マリノベーション構想と漁港整備計画との関係について、この際ちょっと

とお尋ねをしておきたいと思います。

水産庁では、水産業を核とする沿岸・沖合域の総合的な整備開発構想、いわゆるマリノベーション構想を推進することとして、海域と陸域の一体的な整備開発を行うという方針を立てられております。このため、昭和六十年度から六

十二年度まで全国各地で沿岸・沖合域総合整備開発条件調査検討事業を行い、また、昭和六十三年度にも漁港等の漁業生産基盤の整備を初め各種水産関係事業を総合的・計画的に実施するための基本計画を策定することとして、必要な予算を計上されているわけであります。今回の漁港整備計画の策定に当たってこのマリノベーション構想との関係をどういうふうに関連づけておられるのか、この際水産庁の見解を承っておきたいと思いま

す。

**○田中(宏尚)政府委員** マリノベーション構想は、名のとおりまだ構想段階でございまして、具体的なプロジェクトの中身は各地域でまだ設定されてないわけでございますけれども、先生からもただいま御紹介あつたような新しい水産都市づくりといいますか新しい水産の村おこしという壮大な計画を、それそれの地域の実情に応じまして現在調査・設計を深めているところでございます。そぞれは流通加工施設でございます。そういう点から言いますと、今回の漁港法の改正なり漁港整備計画といふものも、マリノベーション構想が次第に具体化されるにしたがいましてそれとの整合性のあるといいますが、むしろそれを推進する一つのこととして有力な手段となってくるわけでございま

い。それにいたしましても、これから計画が具体化するにつれまして、我々といたしましても漁港整備を初め沿岸構造改善事業でござりますとか各種の施策を総合的に活用いたしまして、マリノベーション構想の具現化に相努めたいと思っております。

○石橋(大)委員 引き続いでもう一つマリノベー

ション構想に関連をして伺っておきたいと思いま

すが、今長官がお答えになりましたようにマリノベーション構想は現在構想の段階だ、こういうこと

であります。今度の漁港法の改正や整備計画の中で増養殖施設をつくり蓄養施設をつくれたりするということになるわけですが、こう

いう企業が参入をしてくるようなことも考えられるわけであります。こうしたことを考えたときには、民間活力の利用というようなことで、そういう企

業の責任者、そういうことを「一体だれが

関連で混乱が起ること」いうようなことも考えられ

るのではなくらうかと心配をするわけであつま

す。そういう意味でこの点をどういうふうにお考

えになつておるのか、あるいはいつごろまでにそ

れども、それが長ければ長くほどそういうことをはつ

まういう問題については具体的にはつきりさせるよ

ういう考え方を、今ないとすれば、持っておられる

のか、お聞きをしておきたいと思います。

またよう民間の活力を活用して推進すること

がベターであると、いうのも多かるうと思いま

す。地域によってはそういうものを含めた第三セクターというものも恐らく今後検討対象になつてまいります。いずれにいたしましても、それぞれの地域に応じた動きと、それから

後とも払つていくつもりでございます。

○石橋(大)委員 次に、漁協の合併の関係につい

て何とか発展性のある事業というものに結びつけたいかと思つております。いずれにいたしましても、それらの地域に応じた動きと、それから

国からの指針、こういうものを相マッチさせまし

ますけれども、この法律は昭和四十二年に政府提案により制定をされまして、以後、議員立法によつて昭和四十六年に第一次延長、昭和五十一年に第二次延長、そして昭和五十五年に第三次延長と延長を積み重ねて、今回、第四次の延長を行お

うとするものであります。

昭和六十三年度、ことしから六十八年度の六年間に総額二兆四千百億円の事業費をもつて漁港を整備しようとするものであります。このうち、修繕、改修、局部改良の三事業の事業費合計で二兆三百億円となつておるわけであります。

第七次計画の進捗率は六年間で名目七八%にとどまつてゐるわけであります。第八次計画における三事業の事業費総額一兆三百億円を完全達成

するためには、毎年度平均約六%の漁港整備関係予算の伸びが必要である。第八次計画の完全達成

に向けてそういう意味では予算確保の問題が非常に大きいと思いますが、大臣の決意と見解を承りたいと思います。

**○佐藤國務大臣** 委員御承知のように、漁港は漁業の生産基盤の中で最も基礎的なものであります

て、我が國漁業の振興のためその整備を積極的に推進していく必要があると考えております。

お尋ねの六十三年度予算の確保について決意のほどをということでござりますが、昨年の概算要求

求時点、昨年末の政府原案決定時点、私の就任早

早でございましたが、水産庁長官以下熱心に努力

をしてくれまして、おかげさまで前年対比一八・六%増の予算を確保したところでござります。漁港整備計画の完全達成、このためには、財政再建

期間中で厳しい局面の中にいるわけでございます。

けれども、予算確保のために最大限の努力を今

ておこなつておきたいと思います。

○石橋(大)委員 次に、漁協の合併の関係につい

て何とか発展性のある事業というものを含めた第三セクターといふものも恐らく今後検討対象になつてまいります。いずれにいたしましても、それらの地域に応じた動きと、それから

後とも払つていくつもりでございます。

○石橋(大)委員 次に、漁協の合併の関係につい

て何とか発展性のある事業というものを含めた第三セクターといふものも恐らく今後検討対象になつてまいります。いずれにいたしましても、それらの地域に応じた動きと、それから

後とも払つていくつもりでございます。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま御指摘ありま

たように、昭和四十二年に最初の法律ができました

から、残念ながら実数におきましても、ほかの

同種の農協あるいは森林組合といふものの合併実績に比べましても、必ずしも十分でなかつたとい

うことは事実として認めざるを得ない点かと思つております。

この合併がほかに比べ進捗が遅かつたという要

因といつてしまつては、いろいろあるうかと思いま

すけれども、何といいましても一つは自然的、地

理的要因、森林組合の場合にも山の中へ隔離され

てゐるという問題も一部あるうかと思ひます。

漁村という非常に横の切れぐあいの多い立地条件の中で事業をやっているということのほかに、隣接漁協で地先沖合関係で漁場が競合しているということで、協力関係というよりはむしろ漁民感情の対立が残念ながらある地域もあつたということがござります。

ども、こういう立地条件なり漁民感情の対立といふ漁業特有の話に加えまして、残念ながら漁協役員の合併に対する認識というものが薄かつた。こここのところ金融の自由化でございますとか水産物の流通、消費の多様化ということなどでじつとしていられない事態になつてきておるわけでございますけれども、従来は小ぢんまりであつても何とかやっていける、苦しくてもやっていけるということで、経営基盤の拡充に対する熱意というものにつきまして、役職員がどうも認識が薄かつたのでないかという問題もあるうかと思ひます。

それから、残念ながら上部森林総務の合併推進になり、あるいは指導体制というものの十分には確立していなかった。そういうことに比べまして、前提なり客觀情勢がそういうものでござりますから、役所側の指導体制なり助言につきましても必ずしも、自分自身の意見を尊重しておられる方でござります。

〔石原（大）委員〕 お、おきなわー、と言ふ事だが、一体五年間の合併助成法の延長で目標達成が可能かどうか、こうのことについて次に少し革っておきたいと思います。

延長により、廻県一市町村一漁協五会員で百件、七百組合を合併するという目標が立たれているわけであります。この目標は、今まで二十年間の実績に照らして率直に言って非常に困難な課題ではあります。さつき官も、役所側の指導体制も必ずしも十分でなかつたということを言われたわけでありますが、そういう意味で水産庁を頂点とした都道府県、市町村などの行政側、全漁協をトップとする系統組織のよほどの決意と強力な推進対策がないと目標達成することはできないのではないか、あるいはそういう強力な運動を展開するための財政的な裏づけも相当必要ではないか、こういうふうに考えられるわけであります。その点についての水産庁の見解、それから五年間で二百件、七百組合を合併すれば大体全国的には一市町村一漁協ということ

○田中(安尚)政府委員 漁民の自主的な協同組織体である漁協でございます。これの合併をどう持つていいかなどということは、第一義的には漁業者自身の運動なり意識にかかわっている点があるわけだと思いますし、いろいろな困難な問題がござりますけれども、幸いにしてここ二年間ほど、合併助成法が期限切れになつておるにもかかわらず合併実績が非常にふえてきておるわけでござります。これも恐らく関係者の金融の自由化とか流通、消費の変化あるいは国際漁業情勢に対する認識の深まりかと思っておりますし、それから今回の合併助成法の再延長、これ自体も御承知のとおり政府提案という形ではなくて漁協系統組織みずからへの熱意の集積として立法府にお願いし、議員提案という形で延長を図るというところまで熱意が高まつてきているということでござります。したがいまして、いろいろと現実的な難しい問題が多くございますが、こういう系統組織の本当に真摯な取り組みの積み重ねというものがござりますので、今回議員立法によります改正案が通過し、法律がまた適用になるということになりますれば、ここ数年上向いてまいりました合併の勢いと必要性の認識というものが一氣に加速されて、系統みずからが立てました二百件、七百組合といふ目標についても達成可能ではないかといふように認識いたしております。そして、この二百件、七百組合が達成されると、今御質疑ございました一市町村一組合といふものがおおむね全国的に確立するという形に相なるわけでござります。

い、こういう感じの漁協が多いわけであります。だからこそ合併の必要があるということにもなるわけであります。問題は、合併をすると同時に、漁協に本当に漁業の将来を担い得る男の若い職員を、優秀な職員を確保することが非常に大事じやないか、私はこう思つておるわけであります。そういう意味で、合併と同時に、合併した漁協には新しい若い人材の確保、こういうことをもう一つ大きな目標にすることなしには合併も画竜点睛を欠くことになるのではないか、こういう心配があるわけであります。そういう意味でこの人材確保策についてどう考えておるのかということと、今、水産改良普及員なんかがどの程度の国費でもつて人件費を見て配置されているのかわかりませんが、あの商工会議所にもかなりの国費の裏づけを持つて指導員なども配置をされておるわけございまして、こういうことが今日の漁協なんかの関係でははどういうふうにされているのか。あるいはもしないとすればそういうことも必要なんじゃないか、私はこう思つたりもしているのですが、この点について最後に漁協合併に関連してひとつ承つておきたいと思います。

○石橋(大)委員 以上で合併助成法に関する質問はおきましたが、次に、この際、我が国漁業の振興策に関連をして二つ、三つ伺いたいと思いま  
す。

思ふところを全国から集めをしていることはないかと思いますが、私の地元の島根県などの漁業者の意見をいろいろ聞いてみると、最近は大体共通して三つのことがどこでも言われるわけになります。一つは良漁場の生産性、二つ目は

一には魚の個體が非常に多いこと、それから二つ目は、漁業資源の枯渇はどうするかということ。そして三つ目には、後継者の不足の問題であります。ため息まじりに一体どうしたらいいのかとということで、非常にそういう意味では深刻な課題になつておるわけであります。そこで、この際、この三つの問題について時間の範囲内でお聞きしたいと思います。

まず最初の魚価安の問題でありますが、この魚の値段が安いという問題は二つの側面がありますて、一つは、漁獲の大半が御承知のようにイワシなどの多獲性魚の問題でありますから、そういう意味ではたくさんとれる魚が非常に安い、この問題をどうするか、こういうことが一つと、もう一つは、値段の高い高級魚の漁獲が激減をし、こういう意味で魚の値段が非常に安いということが問題になつておると思うわけであります。高級魚の漁獲の減少の問題については後でお尋ねをいたしますが、この際、いわば日本の海面漁業の漁獲の半分を占めるイワシなどの多獲性魚の利用の拡大の問題について伺いたいと思うわけであります。

御承知のよう<sup>に</sup>、二百海里体制。日本近海でとれる魚にこれから日本の国民の魚介類を依存するとすれば、やはりそういう意味では多獲性魚の利用をどうするか、こういうことはますますこれから重要なになっていくのではないか、こういうふうに考えるわけありますし、同時に、最近よく

言われておりますようくに欧米でも日本型食生活が非常に見直されておる。健康食として非常に優秀だ、こういうわけであります。その日本型食生活の三本柱の一つが魚食の伝統、魚を食べる、こういう食生活だと思います。しかも、この健康食としての魚食の中心はイワシ、サバ、アジなどのいわゆる赤身の魚だ、こういうふうに思うわけであります。そういう意味で健康食としての日本型食生活の普及拡大をする、こういう観点でもこの消費をいかにして拡大するかということは非常に重要であります。

漁民の皆さんとの立場からすれば、できるだけ付加価値を高めながら消費を拡大してほしい、こういうことが切望されておるわけであります。しかし残念ながら、御承知のようにこれらの魚については鮮度の限界が非常に速いことなど、流通上の弱点を幾つか持つておるわけであります。それだけにまた技術的にも新たな商品としての開発が切望される、こういうことにもなつておるわけであります。

そこで伺つておきたいと思いますのは、水産局としてこういう多獲性魚の消費の拡大について今技術的にどういう研究や対応が行われておるのか、このことをまず一つは伺いたいと思います。

それから二つ目の問題は、魚離れということが言われるわけですねども、魚離れはイコール今言つたイワシなど多獲性魚からの魚離れ、こういうことになるわけであります。同時に、学校給食が普及しまして、学校給食でほとんど魚の利用がされない。肉二に対し魚は一ぐらいだと言われておるわけですが、どちらにしましても子供のときの食習慣というのは一生を左右するというふうに言われるぐらい重大な影響を及ぼすわけであります。それだけに、日本型食生活を拡大するということを考えたときに、学校給食にいかにしてこういう魚を導入、拡大していくためはどういうふうな課題になつておると思われます。それだけに、日本型食生活を拡大するといふことを考えたときに、学校給食にいかにしてこういう魚を導入、拡大していくためはどういうふうな課題になつておると思われます。それだけに、日本型食生活を拡大するといふことを考えたときに、学校給食にいかにしてこういう魚を導入、拡大していくためはどういうふうな課題になつておると思われます。

検討がされておるのか、お考えがあるのか、この点を二つ目に伺つておきたいと思います。  
それから三番目に、さつきも申し上げましたように、これらの魚につきましては鮮度が落ちるので非常に速いわけであります。そういう意味では、自身の魚と同じような流通経路でさばこうと思つても非常にそういう弱点があるのでさばけない。たくさんとれる、さばけない、値段が落ちる、とればとれるほど豊漁貧乏、こういうことにもなつておるわけですが、そういう意味で流通のあり方についても、最近はやりの産直だとか地場流通だとか、こういうことをもつて考えていいかないといけないんじやないか、こういう問題点をあろうと思っておりますが、これらにつきまして本産庁の最近の検討の状況やお考えをこの際伺つておきたいと思います。

格形成をさせるかといふことが、ある意味では水産行政の一つのかなめ、基本であろうかと思つております。残念ながら、イワシが四百五十万トンからとれていたがら、このうち生で食べられていないのはわずか一%、加工を含めましても全体四百五十万トンの一九%しか魚が人間様に食べられていないわけでございます。

そして、これの消費広大と、もう点からいきます

と、一つはやはりもう少し流通パイプを短縮化し生食で消費者の手の届くところで売れないかどうか。今まで、非常に単価が安いということで魚屋自体が売りたがらなかつたという問題もございますし、先生からもお話をありましたように、一度にそれ、しかも鮮度の低下が速いということがあつて、なかなか通常の流通ルートに乗らないという問題もあつたわけでございますが、ここのこところ流通なりあるいは保管システムといらものがこれだけ技術革新が激しいわけでございます。例え

ば、ことしあたりも熊本のある漁協が全国の宅配便を使いまして地元でとれたイワシの全国宅配を始めた、これが非常に好評でございます。鎌子等でこれだけたくさんイワンが揚がっていながら東京に熊本の宅配便が入ってきてるというような形になつておるわけでござりますので、これは知恵の出しようでまだいろいろな消費拡大の道があるかと思つております。

そして、こういう生食に加えまして、加工、これがたまいまお話をありました学校給食等ともいろいろ関連するわけでござりますけれども、一つは、すり身原料のスケトウダラがいろいろな関係で低減してきたということに対しまして、イワシの活用、多獲性魚の活用というものが技術的にも経済的にも大きな課題になつてきておるわけでございます。今までには、においがするとか、あるいはどうしても色が残るとか、いろいろ魚特有の問題があつたわけでござりますけれども、これにつきましても各種の技術開発がされてきております。そういうものを対象といたしまして、今国会でも例えば水産加工資金でそういう新しい技術の導入等も資金対象として入れまして、そういう加工技術のせっかく開発されたものを現実のものにしていくということにも努めておるわけでござります。

それから、先生からも御指摘ありましたように、やはり子供のころといいますか、学校給食ということがいろいろな味覚を植え付けていくという点で重要なことでございまして、今言いました加工の新しい技術体系に即応して集団的に消費していく方向で、現場で使いやすい形での水産加工製品の供給についてこれからも我々としていろいろな技術開発なり援助を行つてしまいりたいと考えております。

國の漁民の皆さんのお望みにこたえて一日も早くそういう利用ができるよう、ぜひひとつ努力をお願いをしておきたいと思います。

次に、高級魚の資源枯渇の問題に関連をして一、二伺つておきたいと思います。

一つは、山陰沖のズワイガニの雌ガニの全面禁漁の問題です。これは、去年の十二月二十一日の朝日新聞によりますと、日本海のズワイガニの水揚げは、ピーク時の昭和三十八、九年ごろには一万五千トン以上あった。四十八年に一万トンを割って、ここ数年は三千トン台に落ち込んでいる。富山県沖以西の水域では北陸、山陰七府県の底びき網漁業団体が漁期や採捕の大きさなどを自主規制してきたにもかかわらず、ピーク時の七分の一にまで減少している。漁船、漁具の大型化、近代化が資源枯渇を招いた最大の原因だ。そのため高値を呼び、それが一層乱獲に拍車をかける、そういう悪循環に陥っている。これではズワイガニの資源は完全に枯渇をしてしまうのですから、水産庁としては六十四年度から雌ガニの全面禁漁を実施する方針を固めた。しかし地元の関係漁民は、死活問題だ、こういうことで反発をしているという新聞記事があるわけであります。

私は、遅かれ早かれズワイガニを全滅させるよりも、やはり水産庁のように一定の保護政策をやつた方がいいと思うのですが、その後関係漁民との話はどうなっているのか、あるいはこの決意について水産庁として変わらないのかどうか、この機会に伺つておきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 日本海のズワイガニにつきましては、先生からも御指摘ありましたように資源的に非常に低水準にございまして、例えば近年の漁獲量を最近時点で申し上げますと、昭和四十五年当時に比べまして実に約一五%まで減少してきております。このまま放置しておきますと、現状のままでは枯渇するおそれも技術者の間では強く指摘されているわけです。こういう中で、資源保護を図るという観点から、從来も甲長でござりますとか採取時期、場所、こういうものにつき

ましてはいろいろござりますけれども、したいということについての全面採用しているわけでござ御指摘ありました。だつていられないわましては、やはり見て漁業者の得すので、何とか関係を見守っている我々としてもいろと考えております。

○石橋(大)委員をして善処をして下さいをしておきま

な規制を行つてきておるわけでも、何とかもう一つ規制を強化の関連といたしまして、雌ガニの捕獲禁止ということも現在検討しているのですが、ただいま先生からもあります。ようやく、関係者の調整が現在までござります。我々といたしましては、漁場を永続させることができでございますし、それからもなるといふことでございまして、関係者間で十分な調整が行われるわけでございますし、それからいろいろな相談に応じてまいりたいと思います。

は、山陰沖でまき網漁業による漁獲が、四十年五百トンだったのが六十年には六千トンに増えている。また、刺し網漁による漁獲も、四十年に一千トンだったのが六十年には三千五百トンに急している。まき網漁は網の目が非常に小さいために、本ブリ、若年ブリの区別なく根こそぎにとっている。こういうことから富山湾などの本ブリ漁獲が激減をしている。こうなつておる。

したがつて、モジャコの採捕について水産庁としては十年ぶりに強化をしたい、こういうことをようあります。ただ単に採捕の数を制限するだけでは余り効果がないのではないか、こういふような感じもするわけがあります。実効ある措をとるためにどうするのか、こういうことにつけ、この際水産庁の見解を承っておきたいと思

努めてまいりたいと思つております。  
○石橋(大)委員 時間が来ましたので、予定をし  
た質問を少しあはしまつて、最後にもう一つだけ伺  
つておきたいと思います。  
今申し上げましたように、どこでも天然資源が  
急速に枯渇をしていく。そこで、日本漁業の将来を  
を担うものとして栽培漁業だとか養殖漁業などと  
非常に大々的に取り上げられておるわけであります  
すが、御承知のように栽培漁業が果たして日本の  
漁業の将来を担う中心的な柱になり得るのかどう  
か、こういうことについては放流効果を的確につ  
かむことができないところなどもあって、今日段階  
で必ずしもそういうふうには言い切れない、こう  
いう状況ではないかと思つておるわけであります  
す。  
同時に養殖漁業につきましても、今申し上げま  
す。

願いをしておきます。もう一つ、これも三月六日の朝日新聞の記事ですが、日本海の資源の問題に関連をして、富山湾の本ブリの水揚げが激減をしている、原因はモジヤコの乱獲、こういうことで、水産庁としてはモジヤコ漁の制限を十年ぶりに強化をする、こういう報道があるわけであります。それによりますと、富山湾内の本ブリの水揚げは十年ほど前までは百トンを超えていた。ところが五十五年の七十七トン以来激減、去年の冬はわずか八トン、ことしは〇・七トン、計八十四四四・九とそれなかった。北陸から山陰にかけての定置漁業はどこも大体同じ状況になつて、こういうことがあります。これは今も申し上げましたように養殖ハマチ用のモジヤコの採捕が原因。この関係は、五十三年以降、水産庁が全国で年間四千五百五十万匹と制限をして、関係各県に割り当ててきてている。しかし、養殖業者から農水省へ報告される養殖一年魚の数は例年五千万から六千万匹以上に上つており、実際にはモジヤコが採捕可数以上にとられている疑いが濃厚だ。富山県漁連の規定では、許可数の一・五倍、一億匹以上が採捕なされているのではないか、こういうようなことと書かれているわけでございます。そして一方で

これを抜本的にどうするか。一つはモジャコ採取規制ということをやつておるわけでございすけれども、ただいま先生からお話をありましたびきでございますとがあるいはまき網、こういものとの関係というものの一つあるわけでございまして、ただこういうまき網でございますとかびきといふものは、ある意味では効率的な漁業形になつてゐるわけでござります。そういう点着目して、こういう漁業形態につきましては農水大臣の許可といふことになつておりますで、この許可に当たりましていろいろな調整な資源保護のための禁漁区域あるいは禁漁区間の定ということをいろいろと許可の条件なり運用をして行つておりますので、こういう面の活用な適切な運用というものの今後とも努めまして、源の動向に十分留意して資源の保護というものの

うことが二百海里体制や近海の漁業資源を大事にま  
するという観点からいっていつまでも続く話かど  
うか、こういう問題点もあります。また、給餌養  
殖によって環境の汚染、水質の汚染だとか魚病の  
発生あるいは薬害の発生、こういうような深刻な  
問題も出てきているわけですから、そういう意図  
で養殖漁業に長期的に見て将来をかけることも非  
常に難しいのじやないか、こういうふうに考えて  
いきますと、結局は自然の生産力を大事にしながら  
漁業資源を確保し、漁業の発展を図っていく、  
こういうことに基本を置かざるを得ないのじやない  
か、こういうふうに思つておるわけであります。  
す。これらの点を含めまして、日本の漁業の将来  
像についてどう考えておられるのか、水産庁長官  
でも大臣でも結構ですが承りたい。  
あわせて後継者問題について実は少しお尋ね  
たかったわけですが、時間がありませんので一  
回り設と林の底にうござります。

○田中(宏尚)政府委員 寒ブリの資源問題につ  
ましては、生態学的にもまだ必ずしも解明され  
いない点もあるようでござりますけれども、大  
だいま先生から御指摘されたような問題とい  
るものがあることも認識しているわけでござい  
ます。

きて方うまきに、同時に養殖漁業につきましても、今申し上げましたように、例えはハマチの養殖などで言えば、ジャコの大量採捕によつて天然資源が絶滅をしてしまふ、こういう問題であるとか、あるいはイワシ、シなどえになる多種性魚を大量に投入する、養殖ブリを十トン増産するためには百トンのえになるイワシなどを消費しなければいけない、こうい

○石橋(大)委員 時間が来ましたので、予定を了めました。質問を少しあはして、最後にもう一つだけ伺つておきたいと思います。

今申し上げましたように、どこでも天然資源が急速に枯渇をしていく。そこで、日本漁業の将来を担うものとして栽培漁業だと養殖漁業などが多くなり得るのかどうか、こういうことについては放流効果を的確につつておきたいと思います。

非常に大きな取り上げられておるわけであります。が、御承知のように栽培漁業が果たして日本の漁業の将来を担う中心的な柱になり得るのかどうか、こういうことについては放流効果を的確につつておきたいと思います。

かむことができないことなどもあって、今日段階で必ずしもそういうふうには言い切れない。こういう状況ではないかと思つておるわけであります。

同時に養殖漁業につきましても、今申し上げましたように、例えばハマチの養殖などで言えば、ジャコの大量採捕によつて天然資源が絶滅をしてしまう、こういう問題であるとか、あるいはイワシなどを消費しなければいけない、こういったことなどが二百海里体制や近海の漁業資源を大事にしなくてはいけない、こういったことを十トン増産するためには百トンのえにならなければいけない、こういった観点からいっていつまでも続く話かどうか、こういう問題点もあります。また、給餌養殖によって環境の汚染、水質の汚染だと魚病の大発生あるいは薬害の発生、こういうような深刻な問題も出てきているわけですから、そういう意味で養殖漁業に長期的に見て将来をかけるとともに非常に難しいのじゃないか、こういうふうに考えていいますと、結局は自然の生産力を大事にしながら漁業資源を確保し、漁業の発展を図っていく、こういうことに基本を置かざるを得ないのじゃありませんか、こういうふうに思つておるわけあります。これらの点を含めまして、日本の漁業の将来像についてどう考えておられるのか、水産庁長官ともう一つだけ伺つておきたいと思います。

あわせて後継者問題について実は少しお尋ねいたかったわけですが、時間がありませんので一

だけ申し上げますが、昭和六十一年の中学校、高校新規学卒者の水産業への就職者数を見ますと、全国でたったの千三百四人、男が千五百十三人、女が五百十一人、こうなつておるわけあります。こういう若手の漁業への就業者数を見ますと、まことにもつて将来寒々とした感じに襲われる、こういう気がしてならないわけであります。

ならぬと思つております。私の考え方を率直に申し上げて答弁といたしておきます。残余は長官か  
る答といこします。

○菊池委員長 新盛辰雄君

○新盛委員 今御議論になりました漁港法の一部を改正する法律案、第八次漁港整備計画承認及び漁協合併助成法一部改正案起草にかかる問題で若干質問をしたいと存じます。

て、活魚に対する需要があふえるとか、いろいろな形で輸送条件なり加工条件というのも変わってきたるわけでございます。それからさらには、漁港そのものの環境をどうするか、働く場として働きやすい清らかな環境をどうするかというような問題も出てきているわけでございます。こういふものに対応しようというのが今回の漁港法の改正の考え方でございます。

一方で、先生からも御指摘ありましたように、国際関係で締め出されてきている中での漁港の整備の必要性があるのかどうか、相当質質しているんじゃないかなという話も確かにあるわけでござります。しかし、ここのことろ幸いにいたしましたて、昭和五十五年に一千一百万トンという漁獲高

人たちに積極的に漁業に従事していただき、こういうこともできるのではないかと思っているわけであります。現状は逆に、漁業は衰退の一途をたどつていいばかり、こういうところに問題があるうと思つてゐるわけであります。できれば、この点については大臣の決意と所信をちょっと承りますして、終わりたいと思います。

○佐藤国務大臣 いろいろ御見識を述べられたわけでございます。ごもっともな意見であると拝聴いたしました。

いすればいたしましても、このたび提案をいたしております漁港法の改正あるいは漁港整備計画の御承認をいただきたいということとも、今おつしやるような観点から、一口で言えば対外的ないろいろな問題が起きておる、二百海里体制の定着に伴う沿岸漁業、つくり育てる栽培漁業、こういうものの重要性が加わつておる、それだけで行けるのか、そういうことと両々相まって資源枯渇にならないようすに食糧政策の重要な一つの柱として我らは努力をしていかなければならぬ、そのため漁港の持つ機能というものを十二分に発揮できること、それが何よりも重要な問題であります。私は法改正をお願い申し上げておるということでございまして、どうかひとつそういう観点から、私どもも後繼者づくりの問題等につきましても大きな関心を持っていかなければなりません。

ましてはそういう方向で育ててまいりますし、養殖につきましても、ただいま御指摘あった環境なり薬との関係、こういうものにつきましても十分な意を用いながらやつてまいりたいと思つております。

したがいまして、日本の二百海里内では自然の力と養殖と栽培、こういう三つの車輪の上に立ちまして、何とか資源状態をよくし、消費者に安定的な魚の供給というものを水産関係者として何とか実現できるよう前進したいと思っている次第でござります。

○田中(玄宏)政府委員 ただいま先生からお話をあ  
りましたように、我が國の漁業をめぐります國際  
情勢及び國內情勢というものは著しく変化してき  
ているわけでござります。特に二百海里体制とい  
うものが本格的に定着してまいりますて、いろいろ  
と國際規制が強まってきた、こういう中で増養  
殖事業が著しく進んできておりますし、それから  
一方で、消費者ニーズが多様化してまいりまし  
た。漁業の関係で利用漁船が少なくなつたわけです。  
減船をさせられておるわけですから、それだけに、漁港の持つ整備計画の内容も大きく変わつて  
くるわけであります。こうした箇所での部分的  
な、ある意味では環境変化ですが、そういう面の  
どちら方はどういうふうに理解をしておられるか  
お答えをいただきたいと思います。

○新盛委員　その観点に立つて、第八次計画の策定に当たつて日本の漁業は一体どういうふうに変質をし、また展望が開かれるのか、策定に当たつてお考えがあるはずですが、お聞かせをください。

○田中(宏尚)政府委員　国際関係からいいますと、やはり二百海里体制というものが昭和五十二年以来本格化いたしまして、すっかり定着してまいりました。それぞれの国におきまして、自国内の二百海里でとれた魚は自分でとり、自分で加工して付加価値を高めるという動きに出ることは、

ましてはそういう方向で育ててまいりますし、養殖につきましても、ただいま御指摘あった環境なり薬との関係、こういうものにつきましても十分な意を用いながらやってまいりたいと思っております。

漁業の関係で利用漁船が少なくなつたわけです。漁船をさせられておるわけですから、それだけ減船をさせられておるわけですがから、それだけ漁港の持つ整備計画の内容も大きく変わってくるわけであります。こうした箇所での部分的な、ある意味では環境変化ですが、そういう面の

○田中(宏尚)政府委員　ただいま先生からお話をうけましたように、我が國の漁業をめぐります国際情勢及び国内情勢というものは著しく変化してきています。そこで、まず第一に、お答えをいただきたいと思います。

○田中(安尚)政府委員　国際関係からいいます  
てお考へがあるはずですが、お聞かせをください。



の大好きな私がもつともっとPRをして消費拡大に努めなければならぬな。以上、要約して大体三點をもととして今後の漁業の将来というものを考えていかなければなりません。

もう一つ、時の話題としてつけ加えますながら、昨年策定をいたしました第四次全国総合開発計画の中の農山漁村の活性化、均衡発展、これを忘れてはならない。その農山漁村の中での漁村、これが国民経済的にどうであるか。また現場における雇用という問題もあわせ考えると、漁業といふものが海に関連をしたものだけではなくて、水産加工等、工場等の雇用の場といふことも考えながら均衡発展していくなければならないのだなどといふ認識を持つておるわけでございます。

その他予算措置等厳しい状況にござりますけれ

ども、やはり展望は開けていく。今私が列挙いたしましたことを着実に実践をしていくものならば展望は必ず開けてくる。だから生きがいを持つ漁業、水産業関係に携わることができるように行政は責任を果たしていかねばならぬものと心得ております。

○新盛委員 非常に心強い、力強い大臣の表明がございました。確かに農業の華やかな活動舞台の裏で、どちらかというと漁業は運動としても全国的な形成がなり得ない。あるいは農産物輸入自由化の問題でも、漁業といふのは、日本はもう既に大変な量を輸入しているのですが、漁獲に当たつては、非常に喜ぶお話をされたのですけれども、これから先、第八次計画は、第三次の沿岸漁場整備開発計画、さらには新沿岸漁業構造改善事業、後期の部分を含めまして、同時に発足していくわけですから、今大臣がおっしゃった内容の問題も含まれていると思うのであります。

そこで、確かに生産から漁業の後継者、そして消費の段階に至るまで極めて明快にお答えいただきましたが、最近の海洋に対する国民のニーズが非常に高い。漁業にもいろいろな影響が出てきていることは御案内のとおりであります。まず遊漁、いわゆる釣り人、海洋レジャー、いろいろな

面で、そういう遊んでというのとは語弊がございま  
すけれども、確かに漁業者には大きな影響がありますね。この遊漁者ももう三千万人を超えている状況であります。無視できませんので、これは漁業資源の利用という面から見ましても問題がございま  
いますし、また競合する場面がいろいろございま  
すが、今度は生活するという面で漁業者の中にもそれを大きく取り入れまして、瀬渡し船、海の案内をする船頭であったり、釣り舟を出したり、そ  
んな面で生計を立てておられる方もあるわけです  
ね。一概に遊漁、遊漁だと言つて否定はできないのでありますて、漁業者との調和、共存共榮、こうした面が図られているようですが、大臣はこの遊漁と漁業の基本的な関係をどういうふうに理解しておられますか。

○佐藤國務大臣 予算委員会でも若干の議論をし  
た経緯がござりますけれども、今委員おっしゃる  
ように、健康的なレジャーとしての分野、この現  
実にある姿は率直に私も認め、ある面では漁村の活性化を考えれば、民宿等いろいろなことから考  
えてもそれが有効に評価をされておることもわかつ  
ります。わかりますが、今おっしゃられるように漁業との——もともとそこに漁業ありき、だから魚が先かヨットが先かと言えば、魚が先にすんでおったのだという意味での漁業者の生活権あるいは漁業権といふものをちゃんと頭に置きながら、そして先ほど私が概略申し上げた水産業の行方、展望というものも、また日本型食生活の柱としての漁業といふことも意識しながら、まず相互理解に始まって相互依存、相互協力、国連用語のよ  
うな表現になりますけれども、今こそ第一線の漁村におきましても、そのような考え方で調和を図りながら健康的なレジャーと漁業の生産活動といふものが両々相まっていかなければならぬ、実効を上げていかなければならぬと心得ております。

○新盛委員 私は、三月二日に石原運輸大臣との問題で少し議論した経緯がございます。内容については省略いたしますが、小網代湾におけるヨットハーバー、前からそこで生活している漁民の

方々が定置網を設置しておられる。それにとぎどきボートがあち当たつてけが人が出るということについては、行政指導としては神奈川県が悪いのだ、もう少ししゃんとしなければいけない。運輸大臣は、私がいるときにそれを排除してみせる。これは週刊誌が書いていたので内容を聞いてみたから、あれは週刊誌が書いたので、私はそうは言つていません、こういう話もありました。

この議事録にはこう言つております。

確かに、漁民はレジャーボートよりも先に海を使つてある意味で仕事をし、既得権があるかもしれません、といって、海は漁民のためだけではなくて、国民のために開かれたものであり、そこで運輸省の行政の眼目にものつとつて新しいウォーターフロントをつくり、レジャーを開発し、そして内需拡大でとにかく日本人の新しいライフスタイルをつくろうということを前川リポートも言つておるわけでありまして、それで海へ出していくのは結構だけれども、そこで勝手に死ねみたいな行政では、これはもう片手落ちと言わざるを得ない。現に事故が頻発しております。

者を守る立場だらうと思いますが、小網代湾の漁業協同組合の皆さんはそれこそ大変な憤激を持つていらっしゃいますよ。だからこうしたことについて、余りよくないことすげれども、一体これらの開発、漁業権を維持し得ることについてどういう行政指導をしていけばよいのか、いい知恵があつたら出してみてください、大臣。

○佐藤国務大臣 石原運輸大臣と新盛委員との二人の間でやりとりがあつたという議事録は、私が初めて拝聴いたしました。私もあるときに運輸大臣からそれに似た趣旨の話を聞いたことがござりますし、またかたく言えば要請を受けたこともあります。

例えば、漁民の定置網等について、夜間、ボートがレジャーの関係で通航するときの海上交通の安全、こういうことも考えなければならないし、またせつかく漁民が施設した網をめちゃめちゃにしても困る。それじや、照明をどうするのか、電気をどうつけるのかというような話等もあるけれども、なかなか進まない、こういう話を承ったことがございます。

私は、これは先ほど申し上げるように、共存しながらの開発を進めていかなければならぬとおもつて、この問題を解決するためには、漁業者と漁業協同組合の皆さんと、政府と、そして漁業者と漁業協同組合の皆さんと、それこそ大変な憤激を持つていらっしゃいますよ。だからこうしたことについて、余りよくないことすげれども、一体これらの開発、漁業権を維持し得ることについてどういう行政指導をしていけばよいのか、いい知恵があつたら出してみてください、大臣。

これは運輸大臣のお答えです。  
最後は生活なのか遊びなのか。漁民は漁業で生活をしている。一方は、海洋開発が知りませんが、レジャーで遊んで、ヨットハーバーその他を利用している。どちらを調和させ、調整していくか、行政機関としては非常に悩みのあるところですね。そこだけ、そこだけ、馬が通るじゃないのです、もうそんな生活の基盤——我々が遊ぶ場所はちゃんと確保してくれ、これが新しい時代じゃないか。飽食と餓死の時代、そういう状況の中でござりますね。それと同じような形に、金を持つている方々は遊ぶ。しかしそこの場所だけでしか生活ができない人たちがいる。一体どうなのだ。海洋開発あるいは漁港を初めとして利用開発を広げよう、こうおっしゃっているわけですから、この辺のところは非常に難しいところだと思うのです。今おっしゃいましたように大臣とすれば漁業

ければならない現実の今日でございますから、そういう意味で神奈川県を水産庁から督励していくとして、早くつけなさい。私、素人でよくわかりませんけれども、そういう照明は定置網のところに一つつけたらダメなので、やはり二つちゃんとつけなければだめなのだ、こういうことも私、教わりました。そういうことで、それを早くやりなさい。そして、日本列島長うござりますからいろいろな場所がありますけれども、少なくとも暖かくなる前あるいは五月の連休前にちゃんとそういうものを施設することが必要ではないか、こういうことで督励をいたしたところでございます。

いずれにいたしましても、共存できるようには話し合わなければならぬ。一方的に、今委員おつしやるようにならぬ。そのつまづき、そここのけ——週刊誌にどう書いてあつたが、その週刊誌も私読んでおりませんけれども、國務大臣たる者が、いかにレジャー

者を守る立場だらうと思いますが、小網代湾の漁業協同組合の皆さんはそれこそ大変な憤激を持つていらっしゃいますよ。だからこうしたことについて、余りよくないことですがれども、一体これらの開発・漁業権を維持し得ることについてどういう行政指導をしていけばよいのか、いい知恵があつたら出してみてください、大臣。

○新盛委員 大臣、これからこうした問題が沿岸に関心を持つておつても、そこのけそこのけ、絶えなければいいんだ。取扱っていいんだといふようなことは言はずがないがな、こう私は想像をいたしておるところでござります。

整備を含めましてたひたひ出でくるだらうと思しますが、結論は共存できるベターな政策、いわゆる漁業者を守るという立場に立ってぜひとも御配慮いただきますように要望しておきたいと存じます。

そこで、このたびは船舶保管施設というのが入りました。それこそ今出ましたレジャー・ポートの保管のためにわざわざ金をかけて、少ない水産庁の予算の中で漁港整備を図っていくわけですから、そういう面で、どういうことでこの船舶の保管施設の条項が入ったのかをお聞かせいただきたい。私はまた、別途運輸委員会でも船舶問題では随分議論をしてきておりますから、その辺の状況をひとつ踏まえまして、漁港予算でなぜそう見なきやならないのか、その辺ちょっとお聞かせをいただきたい。

○田中(宏尚)政府委員 今般機能施設としてお願  
いしております船舶保管施設、これは港内に放置  
され放しになつておなりまして、漁港機能でござ  
いますとか利用を阻害する船舶、こういうものを  
漁港管理上陸上に収容する施設ということで考え方  
ておるわけでございまして、特に遊漁船を中心と  
いたしまして、漁船以外の船というのがここに  
ところ漁港内に放置されてそのままほうつてある  
というようなものが散見されますので、こういう  
ものは漁業活動として非常にマイナスでございま  
すので、こういうものを陸上に収容する施設をつ  
くこと、まさにこれがこの問題の核心であると見  
えております。

○新盛委員 そういう立場だらうとは思いましたけれども、今度はNTTのAタイプの配慮もございまして、二つや三つ魚港を中心にして販路を整然として漁業利用上も円滑に進めたいということでこの施設をお願いしておる次第でございます。

をされるわけですが、今回の場合、駐車場にして  
もヘリポートにしましても、あるいは漁船保管施  
設とか、あるいは漁業関係者の宿泊その他の福利  
厚生施設とか、こうしたものも当然新しくその周  
辺に十分なものとしてこれから的新時代に対応し  
よう、その心構えはいいんですけども、こうし  
た面で若干この問題は今後の取り扱いいかんによ  
つてはもめごとになるんじゃないかという心配が  
あるんですよ。その点、私の不安でしちゃうかね。  
お答えいただきたいと思います。

○田中(新潟)政府委員 ことのところ漁港に対するいろいろなニーズが多様化してまいりまして、今までにない機能施設というものををお願いしておるわけでござりますけれども、これらにつきましては、いずれも漁港という性格と密接不可分であります。しかも漁業経営というもののとの関連に応じまして、こういう機能施設をお願いしておるわけでございます。

それからさらに、今回といいますか、ただいま御議論のございましたヘリポートをござりますとか、あるいは船舶保管施設、こういうものにつきましては魚港と一本丸ご管理するということです。

機能施設の対象としてお認めいただきたいと思つておるわけでござりますけれども、当面の問題といたしましては、補助対象として水産庁の予算と いう形でこれを直接取り上げるということにつきましては、まだほかのいろいろな基本的な施設についての国の助成といふものの立ちおくれておる点がございますので、そちらの方を優先するということもございまして、現時点ではただいま指揮 摘ありました機能施設につきましては水産庁みずからが補助をするということは念頭にないこともつけ加えさせていただきたいと思います。

○新盛委員 次に、進捗状況についてお聞きしますが、第七次計画の進捗率は七八%でございまして、第八次計画を完全に達成するためには、千七百一十七億円の六十三年度予算を基礎にして毎年六%ずつの予算の伸びがなければならないことがあります。六十三年度まではござつて「〇〇%達成

○田中(宏尚)政府委員 確かに国の財政状況全体が非常に苦しい状況にございまして、財政再建といたしましては、漁港整備につきましては、その緊要性、必要性ということにつきましては財政当局伸びが確保されているわけですね。完全達成に向かっての予算確保について、また漁港整備の重要性をどのように認識しているのか、あわせてお答えをいただきたいと存じます。

にもかなりの理解をもつたらしいしておりまして、こういう長期計画物の進捗率といったしましては、ほかと比較するのもなんでござりますけれども、ほかの事業よりは若干でございますけれども上に來ていたわけでござります。

今後の問題いたしましては、相変わらず厳しい財政というものが続こうかと思ひますけれども、せっかくこういう形で新しい計画をつくり、法律まで改正さしていくだくということござりますので、我々いたしましては全力を擧げて所期の計画の十全な達成というものにこれから毎年毎年の予算編成で努力してまいりたいと考えております。

それと同時に、漁港整備の重要性でございますけれども、これは先ほど来若干触れておりますけれども、このところのいろいろな国際関係に伴いまして漁業情勢が変化してきた、それから特に水産物の流通、加工というようなものに非常に大きな変化が見られるわけでございます。そういう点からいいますと、やはり漁業生産活動の拠点である漁港というものをどういうふうに近代的、効率的なものにしていくかということが漁業経営にとりましても、それから流通、加工、消費にとりわけでございます。

○新盛委員 次に、補助率の問題ですが、五十七年にこの論議をします際に、第七次計画をする際に、附帯決議として、地方交付税の確保等万全を期さうとして、上代多の農本水産委員会で決議しましたが欠くことのできない緊要事であるといふように基本的に認識している次第でございます。

ました。この漁港整備事業の補助率はここところ毎年引き下げられていく、地方の負担があえてい る。このような状況は早急に解消すべきだと思 うのですが、地方交付税対策、いわゆる地方財政対 策を含めて今後どう対処されるか。補助率とい うのは、第四種の場合を例に引きますと七五%が六〇%になっている、このような状況ですから、附 帯決議に、きょうもまたこの後されると思います けれども、特別に決議をする条項なんですよ。配 慮願いたい、地方財政に余り負担をかけないよう

●田中(安尚)政府委員 漁港に対する補助率、それから地方負担率、こういうものにつきましては残念ながらこのところ一般の財政運営の一環といたしまして引き下げということが昭和六十三年度までの措置として講じられているわけでござります。しかし、六十三年度におきましても六十二年度と同様に建設地方債の起債により補助率引き下げによる地方の負担増については対応することになつておりますし、それからその元利償還費、こうへるものにつきましては地方交付税の算定を

通じまして適正な財政措置が講ぜられるということで、事業の執行なり地方財政の運営には支障を生じない形で全体的に対応できているというふうに考えておるわけでございますけれども、今後とも補助率問題につきましては、ただいま先生からもお話をありましたように、前にも本院から御指摘いただいたしておりますので、我々といたしましては適切に対応すべく財政当局とも接触を深めてまいりたいというふうに考えております。

○新盛委員　本産長官　大変苦しい答弁をしておられるが、まああなたも今度赴任されたわけでありますから、この辺の問題はおまかせください。

から過去のことばにしてとやかく申す」れるわけじやないのですが、年々補助率を下げられるという財政当局との関係もござりますけれども、我々がここで決議をすることはひとつ生かしていただかなければ、最大限の配慮をすると言ひながら補助率がどんどん下がつてしまひでは決議のし

ようもないのですよ。これは非常に問題があると思いますが、あなたをこれ以上責めたってしようもございませんから、今後十分ひとつ御配慮いただきたいと存じます。

統いて、漁港整備のあり方でお聞きしていくのです。ですが、全国の二千九百四十六カ所の漁港に今この予算がつくわけあります。絶対的によく言われておるのでされども、最近道路が非常に整備されてまいりまして、漁港と漁港の区間が一キロ未満のところでも漁港がある、いわゆる村落があればそこに港をつくりたい、これはもう欲望ですね。漁業者はできるだけ近いところから船を出したい、だからそこに港湾を、いわゆる漁港をつくるべきだ、という要請がある。つづぎると島よ

い。一種から四種、そして特定三種まで漁港の形態はござりますけれども、ほとんど一種の漁港にこういうことが見られるわけですね。後ほど合併法の問題で触れますけれども、こういうのをつくった方がいいのか、それとも道路網が発達をしておりますから中核漁港に力を入れて、そこに予算の集中化を図るとか、漁民感情もありますし、地域的な漁業権の問題もござりますからいろいろ難しい面はありますよけれども、これは一体漁港整備という役割から見ましてどうお考えになつておられるか。このことが実は漁協の合併問題にもいささかなりかかわり合いがあるのではないかと思うのでありますて、水産庁としてはどういう指導をされますか。

○田中(安向)政府委員 予算の箇所づけなり金額の配分に当たりましては、我々いたしましては、それぞれの地域の水産業の実態というものも十分配慮いたしまして、抽象的ではござりますけれども、整備の緊急性、それから整備の重要度、こういうものに応じて箇所づけ、それから金額の配分というものを行っておるわけでございまして、その結果といったしまして、いわゆる中核的漁港も中 小あるいは零細な漁港も整備の対象に相なつておるわけでございます。

○田中(安向)政府委員 従来から、今先生から御指摘ありましたよう

に、中核漁港を優先すべきがあるいは小さいもの、予算の範囲内の問題としていろいろあるわけですが、それからもそういう方向で運用してまいりたいとお答えいただきたいと思います。

○新盛委員 次に、NTT資金のAタイプ事業、収益回収型の今回の措置については受け皿が問題になつてくるわけでありますけれども、この後の合併法との関係もございますので、端的にひとつお答えいただきたいと思います。

これは水産業協同組合が受け皿になるのですが、単協あるいは連合会、こういうものでやるということなんですが、単協ができるのでしょうかね。そしてこの連合会、全国連をつくると言わわれているのですが、これははどういううつくり方をされるのかわかりませんけれども、どうお考えになつてゐるのか。それで、全国連とか、これは私はそういうふうに言うのですけれども、全漁連など現在あるのですけれども、こういうところではだめなのか。

それと、このNTT資金で港湾施設の整備をやるわけですが、埋め立てなどをやって、それをまた売却をする場合にどういうふうな取り扱いにならうか。港湾の整備で係留施設あるいはその背景にある宿泊施設あるいは漁具の倉庫、いろんなのをつくりますね。その先をまた埋め立てて、パチンコ屋だとかレジャーだとか、使い方はいろいろあると思いますよ。埋め立てて、それが売却責任をどこでだれが負うのか。NTT資金の償還の形から見ましても、埋立地などを勝手に処分するようなことはならないだろうなと、それは一つの例ですが、そういうことについてお考

○田中(安尚)政府委員 NTT資金の実施主体の問題でござりますけれども、法律上の仕組みいたしましては、単協も連合会も両方事業能力が付与されております。しかし、現場の対応いたしましては、今先生からもお話がありましたように、あれだけの事業でござりますので、小さな単協でござりますとか財的基盤の脆弱な単協でものはなかなかこれには対応できませんで、具体的にあの事業を活用して大きな事業を行いたいという地域では、むしろ単協が数単協広域的に集まりまして運合会をつくらうかという動きがあるや聞いておりますので、この推移というものを見守つてまいりたいというふうに考えております。

それから、この事業に関連いたしまして造成されましたが他目的に使われる土地の売却等でござりますけれども、水産加工施設用地等漁業経営なり漁協経営というものと関係の深いあるいは漁協の事業能力として十分あるものにつきましては漁協みずから造成するというような問題になるわけでござりますけれども、全く他目的の、例えば住宅用地でございますとか、こういうものにつきましてはそもそも漁協自体がそういう住宅用地を造成し分譲するというようなことにつきましては事業能力上いかがなものかとも思われますので、こういうものにつきましては恐らく第三セクター的なものができまして、そこが造成し、そこが買い受けるなり売り払うというような形で、そしてそういう売り払い代金等を結果的に漁協に支払う、そして支払われたものが償還財源の一部といいますかそういう漁協経営としての全体を潤しまして、結果的に償還に寄与してくるという形に相なるうかと思つております。

見ますと、農協が六四・三%、森林組合四九・一%、漁協はわずか一・七%。漁協の合併が極めておくれているわけであります。そのおくれている理由については先ほどの議論で十分承知しました。合併のメリットはどこにあるのでしょうか。  
○田中(宏尚)政府委員 合併のメリットは、何といいましても組合規模が大きくなることによりまして構成員及び事業範囲あるいは事業量というものが拡大をする、そういう経営の基盤ということが拡大することによりまして財務的に経営が改善されあるいは向上するということが一番のメリットと考えておりますが、特にこのところの金融の自由化でございますとかあるいは流通消費の広域化、多様化ということから申しますと相当大きな経営基盤なりあるいは財的基盤、こういうものを持っておりませんと現実に対応ができないという悩みがあるわけでございまして、そういう新しい動きに対応するために何とか基盤そのものを強化してもらいたいというのが合併に託す我々の願いでございます。

であります。が補助とか助成とか、そういうような形も含めて後ろ盾をしっかりとしなければどうしようとしないんじやないかと思うのですが、いかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 農協が比較的といいますか合併件数としては一番多かったわけでござりますが、例えば農協にしましても、うちにしましても、当初合併助成法は政府提案という形で、政府の立法ということでやつたわけでござりますけれども、率直に申し上げまして、やはり生き物である組織、しかも関係者の共同組織、こういう自主的な組織体につきまして行政が上から強烈に指導するということでは、正直申し上げまして本物の合併にならぬなりがたい。みずから共同組織体を合併ということで生まれ変わらせる、このためにはその組合を構成している、うちで言いますと漁民が本当に徹底的に話し合い、徹底的に理解した上で初めて本当の合併になるというような感じが我々としてはいたしておりますのでございま

す。

しかしそれだけで済まないのはもちろんでございまして、やはり行政側がいろいろな側面からの応援なり御相談に応ずるあるいはムードを盛り上げるということも当然我々としての責務でございまますので、そういう自主的な運動に加えまして我々の手だて、これが加わって初めて合併の所期の効果が出ようかと思つておりますので、今後ともそういう方向で最善の努力は行つてしまいたいと考えております。

○新盛委員 一言でいいのですよ。行政側としてあなたが熱心におつしやつておられるのですから実あるものにしなければいけません。当初は政府提案であったわけですし、農協はそれなりに助成しなくてやつたじゃないか、漁業の方が進まないのは何か理由があるわけですね。自然を相手にして漁業権の問題もある、既得権の問題もあるわけです。だからそれだけの違いは違いとして認めていただいて、何としても合併促進は図るのだとう後ろ盾をしっかりとやつてほしい。やるならや

る、やらないならやらないでいいんですから、ひとつお答えください。

○田中(宏尚)政府委員 いろいろと現実問題としてただいま先生からもお話をありましたように、漁業権であるとか既得権、漁業権が絡んでおりますし、こういう既得権、漁業権という問題はこれこそ当事者間の話し合いといふことがなければなかなか前進しない問題でござります。したがいまして、第一義的には当事者間の話し合いといふものに大きな期待を寄せますけれども、我々としたしましても最大限の後ろ盾は行ってまいりたいと思っております。

○新盛委員 最後に、捕鯨の問題でぜひひとつ政府の決意を聞かせていただきたいのです。

五月にIWCが開かれます。問題はこれまで議論をし本委員会等でも特別決議をしておりますよう、調査捕鯨を断行するということで既に三百頭捕鯨の調査船が今出航中であります。沿岸小型の捕鯨を生存捕鯨として存続できるのかどうかといふことが私どもの当面の課題であります。調査捕鯨は当然続けていただけるもの、こう理解してよろしくございますか。

○田中(宏尚)政府委員 今後の調査捕鯨につきましては、現在実施いたしております調査の結果、それからことしの五月にIWCの年次会議というものが行われますので、その審議の経緯というものを総合的に判断いたします。その時点で検討させていただきたいと思つております。

○新盛委員 質問を終わります。ありがとうございました。

○吉浦委員 第八次漁港整備計画についてお尋ねをいたしたいと思います。

○菊池委員長 吉浦忠治君。

〔委員長退席 笠山委員長代理着席〕

○吉浦委員 第八次漁港整備計画についてお尋ねをおいたしたいと思います。

漁港整備長期計画は昭和二十六年度から始まります。それからことしの五月にIWCの年次会議ということが、今次計画なり今回の大前提でござりますが、当初第一次、第二次の戦後復興期という計画目的から、そのときどきの我が国の水産業を取り巻く諸情勢に適応して計画目的を変更していく必要があります。現在の第七次においておるわけであります。現在の第七次においておきましたし、また超党派で私も衆参でつくつております。捕鯨問題懇談会においても、場合によつてはIWCを脱退してもいいから我々の食文化を守らうじゃないか、捕鯨を継続させようじゃないか、こういう決意でいるわけでありますから、この五月のIWCに向けて佐藤農林水産大臣は、これは牛肉、オレンジの問題も同じバーナーに近いわけであります、どういう決意で臨まれるかを一言お聞かせいたきたいと存じます。

○佐藤国務大臣 実は昨年末調査捕鯨を出航させたままでも、対外的なあつれきがどのように出でくるであろうか、いやそれは余り気にするな、いろいろな意見がございました。しかし我が方といたしましては、今委員おっしゃるよう

に超党派の議連のお話もあり、この場での議論もそれと一致をしておりますので、そういう意味で調査捕鯨に踏み切つて一つの足跡、実績を上げることができます。まだ帰ってきておられませんからあれでござりますけれども、そうするとその実績を頭に置きながら五月のIWCの年次総会には今までの実績をもととしたまた議論の展開ができるのではないか。まだ帰ってきておられませんからあれでござりますけれども、そうするとその実績を頭に置きながら五月のIWCの年次総会には今までの実績をもととしたまた議論の展開をしなければならない。私どもは捕鯨問題については重大な関心を持っておりますし、米国を初めとする各国に理解を求めておりますが、通していきたい、粘り強く進めていくつもりでございます。

○新盛委員 質問を終わります。ありがとうございました。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま先生からお話を伺いました。漁港の役割、あるいは質的な変化をすればならぬというふうに私は考えているわけですが、第八次漁港整備計画においてはその点をどう

そこで、二百海里時代が定着した段階でありますから、漁港の役割、あるいは質的な変化をしなければならぬというふうに私は考えているわけですが、第八次漁港整備計画においてはその点をどのように判断してその計画に盛り込んだのか、この点を最初にお尋ねをいたしたい、こう思いました。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま先生からお話を伺いました。漁港法改正の一つの大きな前提の違いでござりますし、それからもう一つ、流通なり輸送形態、こういったもの也非常に変わつてきているというものが二つ目のこのところの大きな変わりかと思ひます。それからもう一つは、漁港における勞働条件の改善、こういうものにつきましても、漁港で働く者からの要望とそれまでの地区の必要性というものを積み上げて計算をお願いしておりますので、それぞれのこうい

反映されているというふうに御理解いただきたい  
と思って、次第でござります。

○吉浦委員 最近は海に対する国民のニーズといふものが増大してきている、今までのよう漁民だけの海という考え方から、都会の住民とのかかわりを含んだ海に変わりつあるのではないかとうふうに言えるのではないかと思うのです。すなわち海の利用については、それは漁業者がリードすることはもちろんでありますけれども、国民のニーズとの調整をこれから考えていかなければ

ならないのではないかというふうに考えるわけですか。これは地域、地域によってさまざまなる変わった姿があるわけでありますけれども、今後国民の海に対するニーズは、余暇時間の増加とともに、増大こそそれ減少することはなかろうというふうに思うわけですが、このような状況に対しても、漁港施設の整備のあり方についてどのような見解を政府は持つておられるのか、これが第一点。

第二点は、私の地元千葉県におきましては、第八次漁港整備計画で、調べてみますと、新しい二つの港を含めまして二十五港あります。金額に直しますと五百七億七千三百万円を要望いたしてゐるところであります。千葉県は水産県千葉といふよりも言われておりますが、一日も早い漁港整備を目指しているところもあるわけですが、今

○田中(昭尚)政府委員　海洋なり港というものが、漁業だけではなくて国民のものという色彩がかなり強まってきてるつゝして、とう、う一隻國後の漁港整備のあり方、こういう点にも触れて答弁いただきたいと思います。

民の余暇の増大等に伴います海洋利用あるいは漁港利用、こういったものとの我々漁業との調整ということにつきまして、それぞれの地域でいろいろな問題も出てき、それなりの対応というものをしきりにしているわけでございます。

我々といだしましては、基本的には何とか調和のとれた形で国民一般の要望にもこたえてまいりたい。そして、その中で漁業にマイナスになること、あるいは漁業に被害が及ぶことは少なくとも

防ぎ、むしろ漁業が効率的に育ちながらそういう一役國民のニーズと調整が上れな、ふう一二三

で、今回の漁港の整備につきましても、まず漁港業者にとりまして一般にとりましても必要なこととでございますし、それから、例えば今回の改正で機能施設として加えている中の船舶保管施設でございますとか、海面に放置されております遊漁船等を保管するような施設もわざわざ漁港の機能施設としてつくつしていくということで、一体として

て共存共榮の道というものを探っているわけでございますし、それから、今回のNTTでございますとか、あるいはAタイプだけではなくて、既にお認めいただいておりますCタイプでございますとか、こういうようなものでもレジマーといふのを念頭に置きながらの漁港の一体的な整備というものをこれから推進してまいらなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

それと同時に、具体的に千葉県、ここは東京からあれだけの距離のところでございまして、漁業も盛んであると同時に東京都民を中心とする首都圏の住民のレジャーニーズというのも相当強まっているわけでございます。したがいまして、ある意味では全国のそういう両方のニーズ・必要性を調整するモデル的な県と言えるわけでございます。

して、我々といたしましても、今回の長期計画にておきましてもそれぞれの地域の要望というものを十分吸収いたしまして全体の箇所数なり所要の金額というものを計上したつもりでござりますので、これからも地域の方々と十分相談しながら、円滑な実施に努めてまいりたいと思っている次第でございます。

つておるわけですけれども、機能施設の方について、昭和三十一年野積み場が加えられておりますし、四十六年には漁港美化施設が加えられ、八年には廃油処理施設が加えられています。その

後、御承知のように増養殖漁業の進展等に伴いまして魚達ニ求められて、る三三らつ段階なれば変

化、多様化、高度化というふうになつてきている  
わけでござりますけれども、このような状況を踏  
まえまして、機能施設の基本的な、根本的な見直  
しをしなければならぬのじやないか、追加、追加改  
どうしたことだけではなくのじやないかといふよ  
うに考えますけれども、この点どのようにお考え  
なのが、

1.ズというものが非常に年とともに変化してきておりますので、やはりある時点で切ってみて見直すということが不可欠かと思つております。

今回、昭和六十年代に入りましてから第二次世界海軍時代と言われるくらい外国からの規制といふものが非常に厳しくなってきた、それから流通、消費の状況も高度成長が終わり国民生活が成熟するに従いまして相当質的に変わってきた、そういう社会経済情勢一般の大きな変化の節目にあるということに着目いたしまして、今般我々といふたしましては機能施設についての総洗いをやつてみたつもりでございます。したがいまして、例えば鉄道、輸送事情の変化に伴いまして不必要になつてきた軌道でござりますとかあるいはいろいろな機具の発展によりまして不必要になつてまいり

ました監視所、こういうものについては削除し、それから現時点で大きく要望の出ている、あるいはこれから中長期的に見ましても必要となるような機能施設、こういうものにつきましては思い切って取り入れまして機能施設の拡充というものを行つたつもりでございまして、今回はいわば今までの機能施設を総ざらいした結果としてこういちら御提案を申し上げてあるというふうに御理解いただきたいたいと思っております。

の問題について伺っておきたいのですが、遊漁船やプレジャーボートの増加に伴つて漁業操業に支障を来しておるわけです。あるいは漁港を占拠し、あるいは海難事故の発生が増加するなど、既

に放置できない状態にあると言わなければならぬと思つた。

遊漁船の場合にはほとんどそれが漁船でありまして、これは漁船法に基づく漁船登録によつてその実態が把握されているわけです。漁業との調整あるいは漁港の利用についても問題の把握は比較的に行ひやすいのではないかと思うのです。ところが、プレジャーボートの大半を占める総トン数五トン未満の船舶は、船舶法に基づく現行の登録制度の対象外であります。その所有者さえも特定で

きないのが現状であるうつ思ひので。このようなことから、例えば漁港に放置されておりますプレジャー・ボートを船主に通報して適切に管理を要請しようとしてもそれができないという状況にあるわけであります。

昭和五十九年の我が国のプレジャー・ボートの保有隻数は約二十一万隻、こう推定されております。その中でマリーナに保管されているものが約三万隻で、残りは一般の漁港や港湾あるいは河川あるいは海岸等に放置されていると言わわれているわけです。このような問題の解決のためにも、また漁業調整上の必要からも、全プレジャー・ボートの登録制度の整備が必要じゃないかというふうに思うわけですがれども、これはどちらに答えていただきますか。

○野間説明員　ただいま御指摘のありました船舶法上の観点でございますけれども、船舶の登録制度といいますものは、国際航海に從事する船、日本船舶の国籍を公証するというのがその大きな目的でございまして、このような制度の目的に照らしますると、国際航海に從事することが想定しがたい総トン数五トン未満の小型船舶につきましては、船舶法上の観点からこういった制度を導入するという必要性は薄いのではないかというふうに考へておるわけであります。

○吉浦委員 水産庁の方はどういうふうにお考えですか。

当プレジヤーポートというものが入ってきて、いろいろと現地でトラブルなり問題が出てきておりますので、何とか全容の把握と調和のとれた形での運航というのが不可欠と思っておりますけれども、漁船以外の一般の船舶の登録につきましては、ただいま答弁がありましたように運輸省の所管でもございますので、運輸省とも協議いたしまして、どういう道があるのか、できるのか、そういう点につきましても、我々としても重大な関心がござりますので、今後適切に対処してまいりたいと思つております。

○吉浦委員 私は、この登録制度がない方がいいとも思うし、また、漁業との調整上、港湾の整備等から見れば何らかの把握が必要じやないか、こう思うし、法的に取り締まることがいいかどうかは別としても掌握できるような形にはしておかないと、正規の方々が大迷惑をこうむるようなことで後でまた大きな問題になりはしないか。今でも問題になつておりますけれども、運輸省の方は登録はしない方が好ましいという考え方のようですね。その調整をどこでなさるのか。長官、どういうふうにお考えなのか。そのあたりの今後の対応ですね。

○田中(栄尚)政府委員 ただいまお話をしましたように漁船以外の船につきましては、役所間の縛張りを言うわけじゃありませんけれども、運輸省の一体的な所管に属しておりますので運輸省の意向に我々としても従わざるを得ないと思っております。

ただ、ただいま先生からもお話をありましたように全体の把握というものは、我々水産行政で漁港をつくつたり何かする際にもその漁港にどういう船が當時どういう形で滞在しているかというようなことも把握する必要がございます。そういう点では漁港を利用している他の船舶というのも統計処理としてはいろいろな数値なりを把握していくわけでございますけれども、個々について具体的に、規制がいいか悪いかという問題、先生自身

御提示になりましたけれども、そういうものにつながるつながらないは別にいたしまして、把握するのには残念ながら当方の仕事ではございませんので、運輸省がそういう方向に行くかどうか我々といたしましては関心を持って見守つていきたといふうに考えております。

○吉浦委員 繩張りというのがあって水産庁と運輸省の間でなかなかうまくいかない点は私もわからぬわけじやないけれども、事故なり苦情が出でて、港がふくそうしてきている時代に、港湾の見直しのときには毅然とした態度で、どういう方向で臨むかは政府は考えておいていただかないといけないのじやないか、こういうふうに思つてゐるのです。

つて航行援助システム、GPSといいますが、これを利用する方針であるというふうに言われているわけです。さきのロランC欠射は他のチヨーンを利用してあるという応急対策で一応事なきを得ましたけれども、今度五年後なり七年後にロランCそのものを日本近海で廃止をする、こうなりますと、もしもそれが現実に廃止されることになりますけれども、沿岸、沖合漁業に壊滅的な打撃を受けることは間違いないという心配をいたしておるわけです。五年なり七年という時間的余裕がありますけれども、今からその対策を考えておかなければならぬのじやないかと、いうふうに考えております。今の漁船はもう無線なくしては機能しないようになつて、構造でありますから、事の重大性はお

形であれば、それは言葉上は簡単で済みますけれども、切りかえにしても大変な経費がかかる、こう思うのです。水産庁としてもどういう考え方を持つておられるのかどうか、お尋ねをいたします。  
○田中(宏尚)政府委員 ロランCの五年後の問題につきまして、関係漁業者からも私のところに深刻な御要請、陳情というものが参つておるわけでございます。船舶全体にかかります問題、しかも至つて高度の技術を要する問題でございまして、これはただいま海上保安庁の方からお話ししましたように、運輸省でその全体の船舶対策としてどういうふうに持つていくかということを御検討いただかなければならぬかと思いますけれども、我々といたしましても、何とか漁船が、た

つて航行援助システム、GPSといいますが、これを利用する方針であるというふうに言われています。さきのロランC欠射は他のチャーンを利用するという応急対策で一応事なきを得ましたけれども、今度五年後なり七年後にロランCそのものを日本近海で廃止をする、こうなりますと、もしもそれが現実に廃止されることになりますと、沿岸・沖合漁業に壊滅的な打撃を受けることは間違いないという心配をいたしておるわけですね。五年なり七年という時間的余裕がありますけれども、今からその対策を考えておかなければならぬのじやないかというふうに考えております。今の漁船はもう無線なくしては機能しないようになつていてる構造でありますから、事の重大性はおわかりだらうと思いますが、これは海上保安庁ですか、お答えをいただきたい。

○山下聰明員 今先生御指摘のとおり、アメリカが現在日本の周辺海域で運用しておりますロランC局を一九九四年末で廃止するという予定であるというふうに聞いております。

御指摘のとおりに、このロランCのシステムにつきましては非常に利用者が多いということでお、私どももこういう事態を非常に深刻に受けとめておりまして、ただいま検討しておるわけでござりますけれども、技術の面でも費用の面でも多々検討すべき事項がございますので、そういう面につきまして日下検討を進めておるところでございます。

○吉浦委員 水産庁、これは私、昨年も相談を受けて海上保安庁にお願いをして、その枠内での代替をしていただいて事なきを得ましたけれども、急にこれが五年後、七年後というふうにも言われてどちらになるかわかりませんが、その対策を講じておかないと、漁船の方々、急に切りかえがでございませんで、大変な莫大な費用もかかりますし、それに対応できるかどうか、生産が今上がつてゐるわけもありません。ですから硫黄島が廃止されますが、それ以外に、かわるもののがどういう形でやるのか、宇宙のシステムを利用できるような

意の積み上げということで、これからその具体的な中身が詰まっていくわけでございます。現在も何ヵ所かの地域から、こういう事業をやりたいという御要請は来ておりますけれども、まだ残念ながらコンクリートになつておりますので、まだ残念ながらコンクリートになつておりますけれども、まだ残念な具体的にどの組織がやるかということは現時点では定かでございませんが、法律上は単協・連合會、いざれも権利能力という形では与えられておりまして、現在、この事業を行いたいと希望している漁協の多くの方々の中には、単協みずからじやなくして連合會をつくって、その連合會段階で国からの融資を受け、それで事業を執行していくたいといふ動きがかなり濃厚でございますので、そういう方向に行く可能性が大きめでございますけれども、現時点ではまだどこの地域でどういう事業を具体的にだれがするかということはsettできておりませんので、残念ながら中途半端な答弁に相なりますけれども、現時点ではそういう情勢にになっているわけでございます。

段階になると、大変難しいのではないか、こういふうに思います。漁船が漁港に係船をする場合とプレジャーボートがその漁港に停泊する場合には、その利用料について高低がつくようになりますが、どうかというような心配をしておりますが、その場合は後背地利用の場合に利用に制限があるのかどうか。あるいは後背地利用の場合に利用に制限があるのかどうか。例えは最近では、駐車場を大きくとった郊外型のペチンコ屋等が街道筋に多く見かけるわけでありますけれども、手っ取り早い収益回収が期待されるのではないか、こういうふうにも思うわけです。こうした例にも利用され得るのかどうか、またその基準はどうなつてゐるのか、こういう点を明確にしておかないとこの事業は進まないのじやないか、こう思うのですが、ちょっと余りユニーク過ぎてお答えになれないかもしませんけれども、御答弁いただきたいのです。

いうものにつきましては十分収益性も期待でありますので、こういうものについては施設を売り渡さなければなりません。あるいは継続して持つてある場合にはそれから利用料を取るという形で償還金に充てていくということを予定しているわけでございます。この際の利用料等につきましては、これはその施設の規模なり内容につきまして関係者間での協議の結果でござりますけれども、全体の事業計画書の範囲内ではどういう利用料が適正であるかということについて十分目を配りたいと思っております。

それから、漁村再開発といいますか、後背地をつくった際の活用でございますけれども、これでは漁業協同組合が事業主体になるということからいまして、みずからやれる事業といたしましては、漁協の権利能力、事業能力といふものの範囲内に限定されているわけでございますけれども、そのほかに一般の漁村地域全体を活性化していくところで、いろいろな施設、漁協の事業範囲には必ずしも含まれていませんけれども、地域の活性化のために必要な施設用地等につきましては、これは恐らく第三セクターでございますとか、そういうものを作つてやっていくかになるかと思つております。そういうことからいまと、バチンコ屋というものがどういう社会的評議になつていいのかはともかくといたしまして、ラブホテルなんというのは恐らく問題があらうかと思いますけれども、多少のこういう遊興的なレクリエーション施設というものは、当然地域全体の活性化という観点から、地域によつては対象に上ってくるところがあるのじやないかという感じがいたしますので終わります。

過日の委員会におきまして、漁業を取り巻く諸情勢の非常に厳しい状況について、特に日米、日本それぞれの交渉があるわけであります。これらは、非常に難しい局面にある、こういうことを過日の委員会でもいろいろ指摘したわけでございますけれども、このたび漁港法の一部を改正する法律案が提案されまして、これに伴いまして第八次の漁港整備計画を策定することになるわけでございますが、五十二年のあの二百海里時代の到来といふときには、一年繰り上げまして第六次計画を立てられて推進したこと憶いたしております。しかししながら、確かに五十二年のときには、交渉事題を抱えておりましたが、新しい時代に入つたといふ認識の上に立つていろいろな施策が講ぜられたわけであります。しかしながら、五十二年以前、特にここ数年は漁獲割り当てといいますか漁獲量が非常に狭められているといふこのスピードというものは、あの五十二年当時に比しても決して劣るものではない、こういう状況であるかと思ひます。

今日まで漁船に減船を重ね、そして再編成といいますか、そういう体制を整えたとはいひながら、ここへ参りまして漁業従事者を初めとしても、ここで水産加工関連業界の方々にとりましても、ここ数年というのは非常に厳しい状況の中で対処しなければならない、こういう中についたわけであります。

そこでお伺いするわけでありますが、このたびのこの漁港法、それからまた第八次漁港整備計画をつくるに当たりまして、こういう大詰めといいますか、日ソも日米も非常に日本の漁船が漁獲する量といふものが本当に限られたという、こういう中でありますて、一層国内の、日本の二百海里内の漁業振興といふものに相当力を入れていかなればならない。ただ観念としてではなく、いよいよ実際そういう取り組みが迫られておる。今日

までもやつてきてはおるのですけれども、さらにもう一つ、そういうことが目の前に押つておるという現状と私は認識をいたしておりますが、このたびの八次計画を計画するに当たりまして、まず大臣のこの計画をつくりますに当たつての御認識と今後の取り組み、基本的なことについてお伺いしておきたいと思うのです。

○佐藤國務大臣 このたび提案を申し上げておりますことは、今藤原委員おっしゃいますように、大旨案を取り巻く情勢が大きくなつて、変化をしてきておりま

ることは事実でございまして、そういう中にあって二百海里体制の定着、これがまた一段と日本をうるいは日米漁業交渉を見てもおわかりのように厳しい環境で、だんだん我が國の漁場というものが狹められているという中にあって、沿岸漁業をどう振興させていくか、そういう中にあってまた泊合、遠洋等々、漁港の果たす役割、その機能の充実、こういうことを考えながら漁港法の改正をお願いしたところでございますし、また、第八次沖漁港整備計画につきましては、中長期にわたるこの計画をもととして、今二百海里体制の定着化云々と申し上げましたが、さらに消費者のニーズについて考えるためにも、また水産業全体を考える中で漁港の整備というものも積極的に取り組んでいかなければならぬ。特に第四次全国総合開発計画にありますように農山漁村、特にまた漁村の活性化、均衡発展、こういうことも考えますれば、当然のことながら今まで以上に力を入れていかなければならぬ、こういうことで御提案を申し上げた次第でございます。

○原原(房)委員 長官にお伺いしますが、今までの経験を見ますと、この第七次の進捗率、六年間で名目年率七八%という状況でございますが、これは国の立てます長期計画、そのときそのとき経済情勢やなんかもござりますから数字だけでは的には言えませんが、この名目七八%といふのは、水産庁としては経済情勢を踏まえましてどうふうに評価をいたしておりますのか。さらに昭六十三年度からは、すなわち第八次漁港整備計

と沿岸漁場整備開発計画、それから構造改善事業、これらの三つの事業が発足するわけでありますが、この第八次漁港整備長期計画の事業費総額は二兆三百億、これは毎年度を平均しますと六百億という進捗伸び率でなければ達成できない。今の大蔵の御答弁の中にもありましたように、日本の二百海里内の漁場というものを整備する、その

ためには漁港の重要性、こういうことからいきまして非常に望ましい、ぜひ達成してもらいたい企画ではあります、少ないぐらいを感じもするの

であります。しかしこれは年平均では六%になりますと、この進捗率で着実にそういう計画が進められるかどうか。今はNTT株式の売却益、こういうもの等である程度伸び率は保証されるとしましても、その先につきましてはいろいろ危惧される面もあるわけですが、それらのことも含めまして御答弁いただきたいと思います。

○田中(安尚)政府委員 第七次計画の進捗率がこれまで、我々いたしましては、漁港整備の必要性を認めながら計画的処理の必要性、そういうことからいまして、七八で終わつたということにつきましては非常に残念に思つてゐる次第でござります。そういう第七次の反省も含めまして、第八次計画で立てました金額につきましては何とか着実に計画どおり実施したいということで、いろいろと詳しい財政状況というものはもちろん統いておるだけでござりますけれども、先ほど大臣からもお話をありましたように、漁港整備というものの置かれている現在の重要性、そういうものにかんがみして何とか実現すべく財政当局とこれから接触し、実現を目指したいと思っております。

○鹿原(厚)委員 今長官の答弁の中にもございましたように、大臣、この三つの事業を推進する当たりましては、相当な財源確保のために大臣積極的にひとつ御努力を賜りたい。今漁業に求められているのは外へ外へと広がるということじかなく、日本の近海に重点的に力を入れていか

ればならぬということであります。せつかく立  
てられた計画でありますし、この計画遂行のため  
に裏づけになる財源につきましてはひとつ大臣の  
積極的な取り組みをお願いをしておきたいと思  
います。

それから、本産庁の長官にお伺いしますが、一  
般会計の本産庁予算三千二百九十三億ですか、二

のうち漁港に関する予算がおよそ五六%、一千八百六十億と言われておりますが、これは水産庁の予算の五六%を漁港関連といふかそういうもの

に充てるということですから、漁港を大事にすることに充てることで、漁港を整備をする、それが日本近海の漁業振興、最優先だ、そういう意気込みは感じられるのです。が、何せ今取り組まなければならぬ問題も山積いたしております、漁港だけがでてきて、それすべてでは決してないわけではありませんして、こういうことから考えますと、水産庁予算算定というものも、ここのこところ農林予算の圧縮傾向の中にありますから、仲介率といいますか、どちらかというと余り進捗していない現況の中にあるわけですが、これらもあわせて今一つの大転換点にあるという時点で、水産庁予算とかこれから漁港整備に対する御努力、今年度の予算算定今予算案としていろいろ審議をされているわけでありますけれども、できるだけ御努力を賜りたいといい。そうでなければあの二百海里に比すべきこと数年の大変な状況に対処できないのではないか、私は思うのですが、長官の御意見を賜りたいと思います。

ただいていいる次第でござります。これからも何とかこういう形で、何といいましても水産庁予算会合のペイを大きくしなければ、その中で漁港だ、一般非公だという相対のシェアだけを問題にして、それでも前進がございませんので、できるだけトータルとしての水産予算をふやすということにまずは全力を尽くし、そしてその中でそれぞれバランス

がこれ、水産行政の前進のために役立てるよううな配分というものにつきまして今後とも心かけてまいりたいと思っております。

○藤原(房)委員 積極的に取り組みを賜りたいと思います。  
それから、私の地元を見ますと、漁港に附帯する道路の問題やそれから新規着工や早期完成、生ほど来同僚委員からもいろいろお話をございましたが、こういう最近の漁港のニーズといいまますかが漁港の利用状況、また船の大型化それからまた増養殖、いろいろなことで様相が変わつております。さらにもう、先ほどお話をありましたように漁者の問題等もございます。多様化するそういう中で、地元としてはいろいろな取り組みを迫られておるわけであります。  
そういうことで、新規にこのたびの整備計画の中に入ったところはいいのですが、入っていないところも何ヵ所かあるようであります。このたびの第八次漁港整備計画の策定に当たりましては、計画の中に入る基準になる物差しというのは一生どういうところに当て決められたのか。これまでは元にとりましては、いろいろな計画がございましたが、非常に要望が強いわけであります。  
それから、これは財源等の絡みがありますが、早期にやつてもらいたい。ちょっととした大きな港ですと、完成するまでに船の大型化とか、いろいろな漁港に求められているものが果たせない、ちに時代が変わってしまうということもしばしば受けられるわけですが、それらのことについてお伺いしておきたいと思います。  
○田中(宏尚)政府委員 限られた予算の中でどうをどういう形で整備していくかということは、

我実務側としても本当に頭の痛い問題でございま  
す。典型的には、新規着工かスピードアップがと  
いうような問題がそれぞれの地域にあるわけなど  
ございまして、そういうものを全体として眺めまし  
て、できるだけバランスがとれた形で毎年の予算定  
め、今回の長期計画というものも策定したつも  
りでございます。

での状況でござりますとかあるいは整備実績というものを総合的に勘案いたしまして、修築対象漁港数なり箇所というものを決めてきたわけでござりますが、修築対象にならないものでも改良でござりますとかあるいは局部改良というような形でほかの手段でも整備できる道がございますし、そういうものを、全体としてできるだけ地元の御要望に沿うような形で運営してまいりたいと思っております。

○鹿原(房)委員 それから、災害の問題ですが、去年北海道の日本海沿岸に災害がございましたが、熊石港とか神恵内、こちらの漁港は災害が非常にひどかったのですけれども、いつも災害のことだけに言われておりますが、原形復旧ということにして、やなくて改良復旧、こういう形で修繕すべきだということがよく言われるわけであります。

時間がありませんから、改良、復旧、事業、こういう形で、言葉だけではなくて、こういう形のものに最近はいろいろ工夫していくべきやうな感じだと思いますが、去年の災害への対処はどのようになつておりますか、お伺いしておきたいと思いま

○田中(安尚)政府委員 昨年、台風十一号によりまして北海道の特に日本海側で漁港施設なりあるいは共同利用施設、こういうものに相当甚大な被害があつたわけでございます。これらにつきましては、一日も早く復旧したいということで現地査定というものを緊急に行いまして、直ちに復旧工事に着手しておりますて、六十二年度中で大体全体の所要額の八五%の復旧ができるようかと思っております。

それから、復旧に当たりましては、その施設の重要性なり被害の状況といふものを考慮いたしまして、災害復旧を御承知のとおりやっているわけですが、さりますけれども、そういう災害復旧プロパーエに合わせまして、より安全性を向上させるということを念頭に置いて、その修築事業でございまして、漁業集落排水施設についても起債の対象にすべきでないか、これは地元からよく言われることですが、農業の集落排水施設については下水道事業債の対象となつておるわけであります。が、漁業の集落排水施設についてはないので、これは当然農業と同じようく排水事業は起債の対象にすべきではないか、こういう声が非常に強いわけであります。これは自治省との関係もござりますけれども、水産庁としましても、集落環境整備事業を推進するに当たりましての大事なことはござりますので、お伺いをしておきたいと思いまして。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまのような要望が各地からございまして、現在準公営企業債の対象にするということで、自治省等関係省庁に対しまして要望しておるところでござりますので、何とかその実現を図りたいと思っております。

○藤原(房)委員 先ほど来、外へ外へと漁業が広がって、父祖以来今日まで開拓しました北洋を初めとしまして、だんだん漁業水域が狭められていく現状の中で、日本近海は大事にしなければならない、そういうことについての大変のお話もございました。

〔笹山委員長代理退席、月原委員長代理着席〕

が盛られておるわけがありますが、どうも資源の状況が十分に把握されていない。こういうことで、最近は日本海の海域の総合調査をぜひひと回りやってみなければならぬのではないか。これは、道とかどこの県とかということじゃなくて、総合的にこれはやはり国としてぜひお考えいただきたいたい。かつてはニシンの漁で沸き立ちました日本海も、三十年以来一匹も来なくなつた。最近さうした戻ってきたようではありますが、これらについて北は北海道もその調査をしなければならぬとうなことも言われております。

それから、過日の委員会のときにも申し上げましたが、トドがやつてくるということです。これは鳥獣保護とかいろいろな関係があるかもしれません、最近はにおいて誘導できないかとかいろいろなことについてやつておりますが、この生龍吐といふのは研究しておる方も非常に少ないようではありますし、この生態をもとに駆除の方法とかいろいろなことについては、地元としては、非常に多額の調査のための費用等かかりまして手をつけることができないような現状にあるようであります。

それから、磯焼けとかいろいろな問題がございまして、日本海の海域の総合調査、それとともに日本海に国営の栽培漁業センターのようなものを設置をしまして、日本海というのをもう少し有機的に機能的に活用する方向性というものを見出さなければいけないのじゃないか。各地域では、それなりにいろいろな養殖を初めとしまして努力はしておるわけであります。しかし、もっと基礎的なことについて国としての取り組みが必要であることをおっしゃる、こういうことが言われておるわけであります。

また、寿都とか蘭越を中心にして尻別川におけるサクラマスの増養殖化、サケのふ化をやっておるわけであります。サクラマスを増養殖することによりまして、地域としましては非常に携わる方々への影響力の大きい、そしてまた付加価値の高いものができる、こういうことである。

いろいろ取り組んでおるわけあります。いすれにしましても、各地にそれぞれるんですねけれども、特に日本海で一つの湾を形成しております寿都等につきましては総合的な計画をやろうということでお開発庁、道と一緒になつていろいろの計画を立てておるようあります。

いずれにしましても、基礎的な調査が十分になされておりませんと、個々の問題ではなくして海流全体とか水温の変化とかいろいろなことを中心にしまして方向性を見出すということが非常に重要な要ではないか。これは真剣に討議されておるわけあります。こういう総合調査また栽培漁業センターのよろなものを置いて、基礎的調査をもととしまして日本の海をしっかりと守り育てていく、そういう必要性があると思うのです。

今まではどうらかというと、北洋を初めとしまして外の海でどんどん、沖合でまた外洋で漁業を営んでおったわけであります。魚というのを黙っていてもどんどん寄つてきたものです。そういう時代から、そうじやなくて守り育てなければならぬということを言われておるわけあります。

今まででは北海道はどうらかというと魚は豊富であったわけですが、今そういう時代ではなくなってきたという時代背景の中で、総合的な調査というのも日本海をもつと有効な漁業資源の地域として見ていかなければならぬという時代に來たのではないかと思うわけであります。これは、瀬戸内を初めとして南の方ではいろいろなことがなされておりますけれども、北海道にとりましては一つの大きな転機、北洋から縮め出され、またアメリカ、ソ連から縮め出された今日におきましては、もつと近くの海を大事にしなければならないときが来たということであらうと思うのであります。これがどうなつておるかということを総体的に把握し弁いただきたいと思います。

て、初めていろいろな行政というものがその上に乗つてきています。

御承知のとおり、水産庁にもいろいろな水産研究所がございまして、それぞれの段階で行つては、北海道区水産研究所が主体になります。ただいまお話をありました、例えばニシンにつきましても、昭和三十年代の後半から資源調査という形で北海道区研究所が取り組んできている次第でございます。

それから、あといろいろとございましたが、一括してあればいたしますと、トドの問題につきましては、従来道なり市町村がトドの駆除ということを行つてしましましたが、水産庁といたしましても、このトドのいろいろ地域に及ぼす影響等にかんがみまして、昭和五十五年からトド駆除の事業を行つてしましましたが、水系につきましては水系に国営ふ化場があるわけでございますが、ここではシロサケのふ化、放流事業とともにサクラマスの重要な飼料供給センターとしてこれまでサクラマス幼魚の放流事業に取り組んでいるわけでございますけれども、この水系につきましては水系の問題とかいろいろあるようでございますので、現在ここで用水等の調査を実施しております。

それから、栽培漁業センターあるいはサクラマスの話もあつたわけでございますが、栽培漁業センターやつきましては、本年度完工いたします南伊豆の事業場を含めまして、現在全国で十四ヵ所であります。そこで、御承知のとおり、北海道にも厚岸に国営栽培漁業センターがつくられておるわけでございます。

それから、このほかに、国の助成のものとに道体が既に鹿部町に設置済みでございますし、日本海側の熊石町に第二セントラルを道のセンターとして設置するということでございますので、これにつきましても助成を行つておるという形でござります。

それから、道だけではなくて国自体が北海道の日本海側で栽培センターをつくるべきじゃないかといふ御要望が地元からあるわけでございますけれども、特に北海道の日本海側の栽培漁業の推進方向といふものを今後どういうふうに持つていくかといたしまして、北海道におきまして現在その検討会が設置され、いろいろと検討が深

められていると聞いておりますので、この検討の成果も見守りながら対応してまいりたいと思っております。

それから、サクラマスにつきましても、尻別水系に国営ふ化場があるわけでございますが、ここではシロサケのふ化、放流事業とともにサクラマスの重要な飼料供給センターとしてこれまでサクラマス幼魚の放流事業に取り組んでいるわけでございますけれども、この水系につきましては水系の問題とかいろいろあるようでございますので、現在ここで用水等の調査を実施しておりますので、今後のサクラマスの放流のあり方なり見通しについて検討を深めてまいりたいと考えている次第でございます。

○藤原(房)委員 もう時間もありませんので最後になりますが、季節風の厳しい日本海、そしてまた今お話がございましたように米枯盛衰、今日までいろいろな変化のある中で日本海の状況は総合的な調査がぜひ必要であろうと思ひます。かつては北海道の試験研究は日本海に集中しておつたわけです。それで、たとえ容疑の段階であつたとしても、沖縄の場合は特に周囲を海に囲まれて、今後水産振興とおいても沖縄関係についていろいろ計画があるようございますが、ぜひその実現のために御努力をお願いしたい。このように思ひます。

そこで、私、この漁港法の一部改正並びに漁港整備計画の変更について承認を求める件に関連しまして、いい機会でありますので、漁船の安全操業の確保という点でぜひお伺いをいたしたいわけであります。

これは昨年七月に、ちょうどあの直後私この問題をこの委員会で取り上げたわけですが、沖縄の南東百三十キロの海上でマグロはえ縄漁船が被弾するという事件が起きました。漁業関係者はもとより、県民に大変大きなショックを与えてきたわけであります。新聞によりますと、海上保安庁は、当時、同時に空域でミサイルの発射訓練をしていた航空自衛隊を容疑者として検察官に書類送検したという報道がされておりますが、その点について海上保安庁の方からお伺いしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 昭和四十七年に沖縄が本土復帰いたしましてから、沖縄振興開発計画に基づいておりますが、沖縄の漁港の整備状況について、一般的な本土標準に比較しましてどういうふうな

づきまして漁業生産基盤整備の一環として漁港整備といふものに力を注いできたわけでございます。

この結果、沖縄県の漁港につきましては、昭和六十年には必要な係船岸の延長を申し上げまして五〇%が確保されたということで、これは全国の三八%というものに対しますと高い水準になつて立地条件のところでございますけれども、ああいう特殊な整備につきましては今後とも力を注いでまいりたいと考えておる次第でございます。

○玉城委員 我が国がそうであります。沖縄県の場合特に周囲を海に囲まれて、今後水産振興とおいても沖縄関係についていろいろ計画があるようございますが、ぜひその実現のために御努力をお願いしたい。このように思ひます。

そこで、私、この漁港法の一部改正並びに漁港整備計画の変更について承認を求める件に関連しまして、いい機会でありますので、漁船の安全操業の確保という点でぜひお伺いをいたしたいわけであります。

そこで、私は、この点お伺いいたします。海上保安庁がそういう書類送検したということについて、たとえ容疑の段階であつたとしても、沖縄の場合、漁業関係者はもとより、県民感情としてこれは当然のことだ、当たり前のことで、こういう県民世論と申しますか、これは地元の沖縄県議会においても二回にわたりて全会一致で決議をしておられるわけですね。そういういわゆる県民感情について防衛庁としてはどのように受けとめているのか、その点お伺いいたします。

○柳澤説明員 お答えいたします。

海上保安庁の方で去年の七月二十三日の事件につきまして検査をされ、私どもいたしましては、やはり地元との関係におきましても、私どもほぼ同時に射撃訓練をやつておったことは事実でございますから、その辺の事実関係をできるだけ早急に明らかにしていただきたいという観点で御協力ををしてきたところでございます。海上保安庁の方で送致されたその内容について、私ども承知しているわけではございませんで、その事実関係の判断がどうかということについては、特にコメントをすべき立場にはないわけでございますが、私ども独自の調査もいろいろやつておりますが、その中でこれは今後刑事事件として検察官の方でもお調べが進むわけでございます。私どもとしては、できるだけ早急に事実関係がさらに検察官の段階ではつきりするよう協力をしていく

たいと考えておるわけでございます。

○玉城委員 いやいや、私があなたにお伺いして

いるのはそういうことではなくて、防衛庁、自衛隊の皆さん方が沖縄において何とか同化しようとして一生懸命努力しておられるることは認めるわけです。

ところが、今回こういう事件が起きていますと、県民感情としてはやはり自衛隊、ああ当然だ、当たり前だ、そういういわゆる県民感情ですね、県民世論について、あなたはどう受けとめているかということをお伺いしているのです。

○柳澤説明員 ただいまの点につきましては、これはひとり沖縄県民の方々だけではございません、私ども全国各地でいろいろ訓練をやらせていただいているわけでございますけれども、不幸にして事故その他ございましたたびに、地元の方々にいろいろ不安を与え、あるいは御迷惑をおかけしていることも遺憾ながら間々あるわけでございます。そういう意味からも、私どもは原因ができるだけ早急に明らかにし、るべき措置をとるもの

を考へていかなければならぬわけでございますが、本件につきましては、特に隊員を容疑者あるいは被疑者とする刑事案件ということで取り上げられております。私どもの今までの調査の過程

で、どうもこれが当方の隊員の関連するものだと防衛庁として断言するに至つております段階でござりますので、被疑者である隊員の立場といふこともございます。県民の方々の感情というものも私ども訓練の上で最大限配慮していかなければいけぬことも事実でございますけれども、事は刑

事事件にかかる事実関係の問題でござりますので、それはそれとしてきつり明らかにしていかなければならぬものではないかと思つておるわけでございます。

○玉城委員 私はそういうことを伺つておるのじゃないのです。これ以上統けてもあなたの答えはもう出でこないと思いますが、ただ、今確かに容疑の段階ですが、海上保安庁が航空自衛隊員をいわゆる容疑者として書類送検したことは、これはもう出でこないと思いますが、たゞ、今確かに容

疑の段階ですが、海上保安庁が航空自衛隊員をいわゆる容疑者として書類送検したことは、これはもう出でこないと思いますが、たゞ、今確かに容

疑の段階ですが、海上保安庁が航空自衛隊員をいわゆる容疑者として書類送検したことは、これはもう出でこないと思いますが、たゞ、今確かに容

疑の段階ですが、海上保安庁が航空自衛隊員をいわゆる容疑者として書類送検したことは、これはもう出でこないと思いますが、たゞ、今確かに容

疑の段階ですが、海上保安庁が航空自衛隊員をいわゆる容疑者として書類送検したことは、これはもう出でこないと思いますが、たゞ、今確かに容

疑の段階ですが、海上保安庁が航空自衛隊員をいわゆる容疑者として書類送検したことは、これはもう出でこないと思いますが、たゞ、今確かに容

疑の段階ですが、海上保安庁が航空自衛隊員をいわゆる容疑者として書類送検したことは、これはもう出でこないと思いますが、たゞ、今確かに容

疑の段階ですが、海上保安庁が航空自衛隊員をいわゆる容疑者として書類送検したことは、これはもう出でこないと思いますが、たゞ、今確かに容

疑の段階ですが、海上保安庁が航空自衛隊員をいわゆる容疑者として書類送検したことは、これはもう出でこないと思いますが、たゞ、今確かに容

ですか。

○柳澤説明員 こういう事件に関するコメントといたことで、大変難しい面はあるわけございま

すが、おっしゃるとおり、送致されたということが、問題は漁船の安全操業の確保ということ、これが前回、去年の場合もお伺いしたわけです。

それで、今度は水産庁にお伺いしたいのです。私が、問題は漁船の安全操業の確保ということ、これが前回、去年の場合もお伺いしたわけです。

私が、これまでの期間には少なくとも一週間にどういう訓練を行つたと一週間にちゃんと防衛施設局に通報しますよ。防衛施設局が責任を持つて関係者に知らせます。何月何

日に何時から何時までこういう訓練を行つたと一週間にやるのです。あなた方は一年間のべつやる立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

能と思ひますか。責任持りますか。責任持りますか。非常に不幸な事件が起きたわけでございますけれども、あの不幸な事件の立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

能と思ひますか。責任持りますか。責任持りますか。非常に不幸な事件が起きたわけでござりますね。これはむしろ漁業の安全確保という立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

能と思ひますか。責任持りますか。責任持りますか。非常に不幸な事件が起きたわけでござりますね。これはむしろ漁業の安全確保という立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

能と思ひますか。責任持りますか。責任持りますか。非常に不幸な事件が起きたわけでござりますね。これはむしろ漁業の安全確保という立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

能と思ひますか。責任持りますか。責任持りますか。非常に不幸な事件が起きたわけでござりますね。これはむしろ漁業の安全確保という立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

能と思ひますか。責任持りますか。責任持りますか。非常に不幸な事件が起きたわけでござりますね。これはむしろ漁業の安全確保という立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

能と思ひますか。責任持りますか。責任持りますか。非常に不幸な事件が起きたわけでござりますね。これはむしろ漁業の安全確保という立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

能と思ひますか。責任持りますか。責任持りますか。非常に不幸な事件が起きたわけでござりますね。これはむしろ漁業の安全確保という立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

て、六十二年五月六日から六十三年三月三十一日までの期間、朝七時から晩は七時半まで自衛隊は訓練しますといふ内容だけなんですよ。何月何日

にどういう訓練をするというのは何もないわけですから、長官がおっしゃったように、もつと具体的な通報が欲しい、全くそのとおりなん

です。米軍は演習をやる場合には少なくとも一週間前にちゃんと防衛施設局に通報しますよ。防衛施設局が責任を持つて関係者に知らせます。何月何

日に何時から何時までこういう訓練を行つたと一週間にやるのです。あなた方は一年間のべつやる立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

能と思ひますか。責任持りますか。責任持りますか。非常に不幸な事件が起きたわけでござりますね。これはむしろ漁業の安全確保という立場から水産庁が責任者ですが、そういうことだけであなた方水産庁としては漁船の安全確保が可

でやるんだと言つう。一回七月二十三日にやりましたね。三月三十一日はもう間もなくで、約一年近いが、あと何回訓練をやるのですか。

○柳澤説明員 告示、それから告示の内容を水産庁の方にも御通知したわけでございますが、その内容は、空対空の射撃訓練を行つていますという内容でございまして、これには非常に小規模なガン

と申しますか機銃等も含まれております。それが、問題は漁船の安全操業の確保ということ、これが前回、去年の場合もお伺いしたわけです。

それで、今度は水産庁にお伺いしたいのです。私が、問題は漁船の安全操業の確保ということ、これが前回、去年の場合もお伺いしたわけです。

私が、問題は漁船の安全操業の確保ということ、これが前回、去年の場合もお伺いしたわけです。

きにももう一度それぞれの目で、あるいはレーダー

あるのではないでしょうか。

を持つておるもののはレーダー等で確認をしながら実施するということになつておるわけでございま

す。

○玉城委員 その方法であなた方がおっしゃる船

舶の確認ということは一〇〇%可能ですか。

○柳澤説明員 全く一〇〇%ということは、これ

は物事の性格にもよりまして必ず一〇〇%といふ

ことはなかなか申しづらいわけでございますが、

基本的には海面の状況が見えないような天候の場

合には私どもは射撃をいたしません。海面が十分

に見える状態で、かつ、先ほど申しましたような

一度だけではない方法で確認をした結果で判断を

いたしておりますわけでございます。

○玉城委員 私は素人でそういう技術的なことは

よくわかりませんが、ジェットF4ファントムで

すか戦闘機が音速の強烈なスピードで訓練するわ

けでしょ。しかも、例えばこの事件の場合十八

トンという小さな漁船ですね。我々素人の考え

で、猛烈な勢いでスピードを出しながらそういう

ものが果たして確認できるのかどうかという問題

があるのです。いかがでしょうか。

○柳澤説明員 これは私どもも実際にパイロット

ではございませんので現場の問題はあれでござい

ますけれども、現場のパイロットその他の話も十

分聞いておりますが、基本的には確認ができるもの

だというふうに聞いております。特に先生おつし

やいましたような高速で見た場合は別でございま

すが、確認をするときは射撃を実施すると

き等は音速を超えるような速度は用いませんし、

高高度も、確認する場合の高度は十分海上が見える

ような高度で飛ぶような形で確認しておるよう

がございます。

○玉城委員 私、常識的な感じでは、あなた方が

官報やいろいろなものに船舶の安定を確認した上

で射撃訓練をする、この船舶の所在の確認は再検討しないところ、事故が今後も起こらないとい

う保証はないと思うのですね。ですから、その辺

もどうですか、訓練の仕方を検討してみる必要が

あります。

○柳澤説明員 安全確認の方法につきましては実

験でも絶えず検討しておるわけでございます。

これまでのところ、先ほど申し上げましたような

方法が最善のものであるということでやってきた

わけでございますが、私ども必ずしも今回の事件

の問題とどの程度結びつかかということについて

は、またおのずと別の判断があろうかと思うので

すけれども、先生おっしゃいましたような意味で

私ども、より安全が確保されることは重要なこ

とでございますので、さらにどのようなやり方があ

るか、内部で研究はしてみたいとは思っており

ます。

○玉城委員 最後に大臣にこの問題でお伺いいた

いわけですが、漁業の安全確保ということで、こ

れは去年の例を引いて申し上げました。あの空

域、海域は沖縄の漁船に限らず日本の各地域から

漁船が操業している地域なんです。それで不幸に

して去年ああいう事件が起きたわけです。幸いに

して人身事故はなかったわけですが、地元の方と

してはこの問題について非常に関心が高いわけで

あります。例えば、沖縄県の地域だからといってこれは

県だけに対応できる問題ではない。いろいろなと

ころの漁船が操業している。しかし、お聞きにな

られたよう防衛庁の通知の仕方は何月何日に行

うという演習の通知はしないわけです。米軍は少

とも増して考えられるべき問題でございます。そ

ういう立場に立つて、水産庁におきましては防衛

庁と昨年の事故にかんがみいろいろ話を進めてお

るようござりますけれども、今防衛庁側の御意

見を聞いておりまして、もう少し工夫をする必要

があるのではないか。しかし、総割り行政と言

われないようにして、私自身国務大臣とい

たしましていかがあるべきかということに踏み込

んだ御答弁を申し上げなければならない。こうい

うふうに感じた次第でございます。訓練課長がい

ろいろ答弁をいたしておりますが、さらに防衛庁

事務方のしかるべき責任者に本部長官から本日

の議論、やりとりを伝えていただいて、私自身が

米軍と米軍のスケジュール公表、こういうもの等

をどの程度あわせて行い得るのか、丁寧な親切な

沖縄県民に対する通報、これは一工夫あってしか

るべきである、このように考えておりますので、

その旨水産庁長官より防衛庁のしかるべき事務方

責任者に伝えるよう、今ここで耳打ちをした次第

でございます。

○玉城委員 以上でございます。どうぞよろしく

お願いします。

○月原委員長代理 小瀬正義君。

二百海里問題また大きくは捕鯨問題、いろいろと

大きくなづつあるわけでありまして、そういう

ことです。

○佐藤國務大臣 今まで一週間前に何月何日何時までこ

ういう訓練を行いますとちゃんと通報を防衛施設

が責任を持って関係方面にするわけです。どこ

かが責任を負

うとしている状況もまた、それぞれの地域ごとによう

まとして、これが漁港法から逸脱するというような

ことはないと思つておりますし、運用上もそうい

う趣旨なり目的、範囲ということで今回設定して

おりますので、そういう方向で対処してまいりた

いと思っております。

○小瀬(正)委員 ぜひその点はひとつきちつとし

た中で、今後行政としては対応していただきたい

と思います。ちょっと余分なことを言つては申し

わけないのでやめますが、ほかに農業の方では結

果的には今日大変な問題を起こすような状態にな

つておりますから、それとの兼ね合いも考えてこ

れで作業の効率を高めるあるいは作業の安全性を

確保するということを目的としているものでござ

ります。これはあくまでも漁業根拠地としての

漁港といううものに必要不可欠な施設と考えてお

りであります。

○玉城委員 以上でございます。どうぞよろしく

お願いします。

○小瀬(正)委員 我が国の漁業を取り巻く環境は

か、まずそこらあたりの考え方をお尋ねいたしま

す。

○田中(宏尚)政府委員 今回の漁港法の改正をお

願いいたしております。ゆえんのものは、ただいま

先生から御指摘ありましたように厳しい国際漁業

情勢あるいは国内情勢というものに対応いたしま

して、漁港に課せられておる任務を十全に發揮す

るために現時点で必要な機能施設というものを加

えております。月原委員長代理退席、委員長着席

その中で、具体的に御提示ありました漁港環境

整備施設、これが漁港法の目的なり範囲から逸脱

するおそれがあるんじゃないかという御指摘があ

つたわけでございますが、我々いたしまして考

えております漁港環境整備施設と申しますのは、

広場なり植栽あるいは休憩所、こういうものを内

容としておりまして、そこで働いております漁業

従事者、こういう方々の労働環境を改善して、そ

れで作業の効率を高めるあるいは作業の安全性を

確保するということを目的としているものでござ

ります。これはあくまでも漁業根拠地としての

漁港といううものに必要不可欠な施設と考えてお

りであります。

○小瀬(正)委員 ついでございまして、運用上もそうい

う趣旨なり目的、範囲ということで今回設定して

おりますので、そういう方向で対処してまいりた

い

こと

で

は

い

う

い

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

な

い

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

ば、これはまたかなり別の問題もいろいろあるら  
かと思うのであります。実はヘリポート基地構築に  
はいろいろなところから提唱されておりまして、  
まさに百家争鳴の感じがしているわけであります  
が、結果的にそれらの具体化になりますとすべて  
がしりすぼみになってしまっているという各地方

自治体の実情もござります、そういうことをいろいろ考えますならば、この漁港法の中でヘリボートを活用して、こうと/orいは具体的には大体どういった地域等を対象にして考えられておるのか、その辺に対するお考え等がありましたらひとつお尋ねいたします。

○田中(益尚)政府委員 このところ高鮮度の魚に対する需要が増大しております、ヘリ等高速輸送に対する期待も高まっているわけでござります。しかし、ただいま先生からもお話をありましたようにアイデア倒れになつては大変でございますし、相当な投資も必要なわけでございますので、場所的には相当限定して構えざるを得ないという感じがいたしております。

○小瀬(正)委員 結果的にはこれはかなり投資も必要でござりますから、そういう点ではいろいろ大変な仕事になります。しかし、ただアイデアだけの問題提起ではございません。おくれて、あるいはハンディキャップを背負っているというようなところで工夫されるべき性格の施設でございまして、そういう点からいいますと非常にいい漁場であるところの離島なり僻地において立地の可能性があるうかと思つておりますけれども、いずれにいたしましても投資も相当莫大になる話でございますので、先ほど申し上げましたように計画倒れにならないような現実的な対応を心がけていかなければならぬと考へております。

産厅としては当面、例えば全国にとりあえず二ヵ所なら二ヵ所、三ヵ所なら三ヵ所ぐらい、費用としてはこういったヘリポート基地建設には大体これくらいはかかるのではないかとか、そういうふたつが何らかのめどというか目標、計画といいますか、そういう何らかの想定があってこれが進められておるのか。ただただ今のところすべて白紙で、こういうことがこれからは必要になつてくるのではないかといふと、今申されたような理由からの单なる一つの着想、アイデアとして出されておるのか。その辺もう少し具体的なものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 先ほどの趣旨でヘリポートといふものを機能施設に加えたわけでございますけれども、各地から、二十カ所ほど軽い意味で手を挙げてきているとのことはございますが、これの計画なり実現性の成熟度合いといふものは残念ながらまだ十分にございません。ただいま先生からもお話をありましたように投資も莫大になるということもございまして、計画段階でも慎重に慎重を重ねた方がよろしいと考えているわけござります。したがいまして、現時点では何ヵ所についてどういう金目でつくっていくかという点に着当方も持ち合わせておりませんけれども、今回の漁港法改正は、現時点で実態なり要望に適した施設を絶えざる結果これがこれから二つの大きな可能性として出てくることとに着目いたしまして今回の改正をお願いしている次第でございまして、これらの話といいますか、そういう手を挙げてきている中でどれだけ地元との調整なりあるいは資金なり、それから将来の運営方針が確定していくかということを待つていただきたいと考えております。

○小淵(正)委員 わかりました。

が言われているわけであります。そういう中で、新時代という言葉が出ておりますが、そうちつた新しい時代に対応した漁港といふもの是一体どのようなものが想定されるのか。こういったこれから漁港のあり方といいますか近代化といいますか、言葉はいろいろあります。これから漁港のあり方についての水産庁としての基本的な認識、考え方、そういったものをお示しただければ、かよろしく思います。

○田中(宏尚)政府委員 漁港のあり方につきましてはその都度見直してきているわけでございますけれども、このところ特に二百海里体制の定着をめどに、このことともございまして、国内といいますか日本自身の二百海里を活用する、そのための増養殖事業といふものが活発化してきているわけでござります。それと同時に、魚の消費、流通形態も大きく変わつてきているわけでございます。

従来の漁港は、どちらかというと水揚げということが主体でありまして、それにいろいろな機能をそのまま引き付加してきたわけでございますけれども、最近のたゞいま言いましたような大きな動きなり、こういうものに対応いたしまして単に船を着け、船から魚を揚げるということに加えて、増養殖の基地であるとかあるいは流通加工施設をもつと充実させるとか、さらには従来までなかつた活魚の蓄養施設、こういうものも含めまして新しい流通対応をしていくとともに漁港に求められております。

それに加えまして、漁港なり漁村というものには、生活環境なり景観が著しく劣つていただわけござりますけれども、こういう成熟した社会になつてしまいまして、漁港で働く労働の方々も、みずから働く場の環境といふものもつとクリーンでなければなかなか居つかないという問題も出てきておりますので、そういうこととの関連で先ほども御質問ございました環境整備といふことも漁港の整備の一つの基本方向として必要性がまづてきているわけでございます。

そういう現時点でのいろいろな必要性、要望、

そういうものにこだえまして、今回の漁港法の改正を今回お願ひして、いる次第でございます。

○小瀬(正)委員 今もお話をありましたが、今までの漁港の中で一番立ちあくれておるというか、境界整備の中ではそこに偏いておる人たちの施設といふのがどうしても一番後回しになるというような形の中でおくれておったのじやないかといふ感じがします。漁港のほかの近代化のいろいろな施設の中でも、やはりどうしてもそういった、そこで働く人たちに対するいろいろな職場環境といふますか、そういういろいろな環境がおくれておったことは否めないと思ひますので、そういう意味では、これは意見になりますが、これから漁港の環境施設の整備の中で特に重点的にこの種問題をひとつぜひ頭の中に置いておって、取り上げていただきたいということを、これは要望として申し上げておきたいと思ひます。

次に、これは先ほどのどなたかの質問に出でおりましたが、水産庁の六十三年度の一般会計予算は三千一百九十三億円、そのうち千八百六十億円、約五六%が漁港に関係する予算であるというふうに見ておるわけでありますから、漁港整備という問題と漁業の経営という問題とを考えた場合におけるバランスはいかんにあるべきか、これは非常に難しい問題かもしれません、今、六十三年度の予算の中で見た場合には、五六%ですから約半々ちょっとですが、そういう形で考えられていくような感じもするわけであります、この点については、果たしてこれがバランスある漁港の整備という問題と漁業経営という問題との中における何らかの考え方の中でこいつらしたものになつたのか、結果的にこういつた形でバランスがとれて、果たして半々が、五〇%五〇%がバランスがある、というふうに思うかどうかという問題もありますが、そこらあたりに対しての御見解をひとつお尋ねいたしました。

し、現実にもそれぞれの地区から漁港整備に関する予算の獲得の要望というものは相当強いわけですがあります。

一方で、水産漁業経営対策といいますか、一概に水産行政、これも着実に要望もふえ、それから必  
要性も増してきているわけでございますけれども、こういう五六十四という比率、これも比率  
先にありきということではございませんで、それ  
ぞの性格に応じた仕事の積み上げの結果たまたま  
まこういう数字になつていてるわけでございます。  
いろいろ厳しい財政事情の中ではござりますけれども、幸いにいたしまして水産関係予算につきましては比較的財政当局にも御理解いただきまして、それそれの積み上げも円滑にできておりますので、現時点ではこういうことでバランスがとれ  
ているというふうに我々は認識しているわけでござります。

○田中(宏尚)政府委員 ここ数年間はいわゆるシリングという形で、公共、非公共別に前年度予算と比べまして一〇〇%とかあるいはマイナス何%という形でシーリング枠がはまつておりますので、ここ数年は大体同じような傾向の数値で推移しておりますけれども、今年度といいますか六十三年度につきましては、いわゆるNTT関係の公共事業費というものが相対的にかなりふえておりますので、公共事業のウエートが水産関係予算全体の中では相対的に比率がふえたという結果に相なっております。

○小瀬(正)委員 わかりました。

では次に移りますが、これは質問項目にちょっと漏れておったと思いますが、難しい問題ではありますのでお尋ねいたします。

のうち漁業振興上及び地域振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度の高いもの、事業効果の大きいもので緊急に整備する必要があるものを採択いたしました。その結果、昭和六十三年度以降、年間に、四百九十港の漁港について漁港修築事業を実施することとしております。」というのがあるわけですね。これの中で指定の考え方として、ここに漁業振興上及び地域振興上の問題、漁港施設の不足度の問題、事業効果が大きいかどうかの問題というようなこといろいろ考え方が出ておりますが、これは今私が読み上げたこれだけのもの全部がそろわないと指定としての扱いをしなかつたのか、そのうちのどれか一つがこの対象にならなければ今回の四百九十港の指定の中に入ったのか。これが四百九十港の漁港、指定というと悪いのですが、修築事業を行うことに決まったその考え方、指定の考え方等についてお尋ねいたしたいと思つ

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話をありましたが、個々の漁港につきまして精查させていただいたところ、幾つかの選択基準というものを用意して、各項目に該当してなくとも幾つかの項目に該当しているとおもつべきでございますけれども、その際には、必ずしも全項目に該当してなくてはなりません。それで、今までしてきて緊要性があるものにつきましては、今回は百九十九の対象の中に含めておりますし、過去もござつてきましたという経緯に相なっております。

○小瀬(正)委員 そのような考え方で四百九十六が出てきておるわけであります。これはそれぞれの地域ごとにいろいろ要望、申請が出されておったと思いますが、そいつた全体の中でのこの四百九十九といふ数字はどのよう割合といいますか、割合でありますか。全体の中でこれだけがもうちどんと、各地域から出された中での七割、八割となるのか、そういう意味ではほとんど満たしたような状況なのか。そういう全体の中における四百九十九といふ数字的な意味合いをもう少し御説明いただきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 整備対象漁港の選定に当たりまして、あらかじめ全国から募集するといふこと

と妙でございますけれども、どれだけ要望がかかるということを挙手を願いましてそれについて査したという形ではございませんで、第七次も立し仕事をやつしている中で、それぞれの地方とも我接触しながらその必要度合いといふものを考慮の仕事の上で積み重ねてき、それから最終的に総体を見直して設定したという形になつてますので、心の中で思つていた要望がどれだけあるか、それに対してどういう比率かということは数字的にはないわけでございますが、少なくとも今回の四百九十九港につきましては、各都道府県に十分協議の上、これでそれぞれ御納得いただけ数值として我々はお示し申し上げているといふことでございます。

○小淵(正)委員 要するに、皆さん日常的ななかで接触なさって、大体それぞれの実態をこの上で今回こういった形で出されたという意

○田中(宏尚)政府委員 結構でございます。  
○小瀬(正)委員 次に、漁港問題で、特に漁業係で無視できないのは、韓国からの漁業の侵入特に長崎県は行われておるわけであります。あと一つは、国内における密漁が優良な漁業であるいろいろなところへ実害が発生して、その対策、これは大体県当局を中心に行われるわけであつたが、手を焼いておると言つても過言でない、な状況があるわけであります。水産庁としては漁者対策については何か具体的な対策がおあつらへどか。これは県当局の仕事だからといふこと、すべて県に任せておるのかどうか、その辺にての水産庁のお考えをこの際お尋ねいたしました。

○田中(宏尚)政府委員 密漁問題につきまでは、それぞれの地域で、局地的にはございまざいまして、当方といたしましても、従来から海上保安部でございますとかあるいは警察等機関をとりながらその取り締まりに努めてきて

る書類のうち、我より樹もとある次第でござります。

○小瀬正委員 密漁のやり方、中身といいますか、もう多種多様でございますからなかなか難い面がありますが、どちらかといふと個人といふことで、予算面でも地方の動きをバックアップして、何とか密漁の根絶に努めたいと思っている次第でござります。

いたしましては、関係機関とより一層連携を深めると同時に、漁協系統組織の密漁防止のためのいろいろな啓蒙普及活動に対しても助成を始めております。それからさらには、六十三年度の現在御審議いただいております予算の中でも六十三年からスタートいたしました新沿岸漁業構造改善事業、この中で密漁の監視レーダーでございますとか監視船といふものにつきましても国の助成対象にするとして、何とか密漁の根絶に努めたいと思っている次第でござります。

○田中(宏尚)政府委員 密漁というひそかなものでござりますから行政指導というのもなかなかなつかれども、やはりございまして何といいましても取り締まりという点から申し上げましてその道の専門でもござります海上保安署となり警察、特に広域的で悪質な犯罪的な密漁と



ますので、一日も早い完成ということを心がけてこれからも対応を深めたいと思っております。

○小瀬(正)委員 一般論としてはその説明がわかるわけですが、この建設に当たって国はどの程度の関与をしてきたのか。最終的な主体は長崎県ということになるかと思いますが、そういう意味での国としてのかかわり合いはどの程度の中できつてこられたのか。そこらあたりはいかがなが進められてきたのか。ただお金の、そういう資金的な面での分担だけなのか。この計画工事推進等についてどの程度のかかわり合いを持ちながらやつてこられたのか。そこらあたりはいかがなが進められていますか。

○田中(宏尚)政府委員 新長崎漁港は先生も御承知のとおり特定第三種漁港という形になつておりますので、こういう特定第三種漁港につきましては建築計画そのものが農林水産大臣が定めるという形になっておりまして、まさしく農林水産大臣主導型で漁港の整備についての方向性なり具体的な計画といふものを今まで県との相談の上でつくつてきている次第でございます。

○小瀬(正)委員 こういった大きなプロジェクトは、結果的にはずれることはある程度やむを得ないわけですが、余りにも当初の計画より大きくなっているわけですね。そういう意味では、やはりありましたように、何とかやつと完成にこぎつけたところ、昨年の七月ですか十二号台風で、突堤といいますか台風被害が約百三十九億。約百四十億近くの台風被害を受け、また土木工事や直しという事態が発生しているわけであります風だなんといつて不可抗力的なことで言われておるようなところもありますが、国としてのこれに対する御見解をお尋ねいたします。

○田中(宏尚)政府委員 新長崎漁港の設計は過去象として設計したわけでござりますけれども、不

幸にいたしまして、昨年の台風十二号といふもののが進みながらも、この設計時でとりました資料の予想をはるかに超える異常な波というものがございまして、そういう点からいいますと、残念ながら不可抗力といいますか、我々の技術を駆使いたしましても予見できなかつた自然の力といふふうに考えざるを得ないと考えております。

○小瀬(正)委員 これは技術論になりますからと申しますが、せっかくやかく議論しても始まらぬわけであります。少なくとも十二号台風の状況からいって、これが今までになかったような大型台風ということではないのですよ。これははつきりしているのです。ただ、あいつの形の中でも何もないところでもまだ風を食らつてそういう大きな波浪が発生したと

とつそりいつたものについての御検討をなさつたのかどうか、その点はいかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 確かに台風第十二号の台風としての規模自体はあるいは史上最高であるとか特異であったという形ではございませんけれども、台風十二号によつて引き起こされました波浪の大きさ、高さというものは、過去我々が収集しておりますが、我々が収集した資料を超えるという形であつたわけでもございません。我々といたしましては、せっかくつくる漁港の安全性ということは何といいましても必要でござりますので、学術機関を含めましていろいろな機関から情報なり技術なりを吸収しながら、長い間水産庁の蓄積というもので漁港を建設しておるわけでございまして、今回の長崎漁港のあの災害を復旧するに当たりまして、今回のそりいつた災害というものを十分踏まえて適切な施工管理を行つてしまりたいと思つております。

○小瀬(正)委員 貴重な国費を浪費したことになるわけですから、そういう意味では、こういいういろいろな問題については慎重の上にも慎重を期してひとつ取り組んでいただきことをお願い申し上げまして、時間が参りましたので私の質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

○山原委員長 山原健二郎君。

○山原委員 漁港法及び漁港整備計画について質問をいたしますが、ちょっと最初に私の立場を申し上げます。

財界に売り渡すものになるからだと考えております。しかも政府は、NTT株式売却益を国債償還の財源に充てる法律を成立させたばかりであるわけですが、早くもそれを放棄し、本法案で他に流用する道を広げ、財政再建をおくらせるものである立場をとっております。

○田中(宏尚)政府委員 その第一は、開発利益償還型のAタイプ資金を漁港整備事業に導入することは、これまで補助金で整備が図られてきた漁港整備という公共事業の一部変質をもたらすことになりはしないかというお答えをいただきたいのです。

○田中(宏尚)政府委員 今回のAタイプ事業につきましては、漁港整備ということももちろん行うわけでござりますけれども、これと密接に関係する事業とあわせて行いまして、その漁港の整備に要します費用をこの密接関連事業からの収益で回収するという事業でございます。したがいまして、このAタイプ事業といふものは、あくまでもそういう収益で回収し得る別途の密接関連事業を持つておる漁港整備といふものに限定されるわけでございまして、Aタイプ事業が導入されまして

からといって漁港整備がすべて収益化するとか収益性につながるという問題では当然ございませんでございまして、Aタイプ事業が導入されまして

でございまして、漁港の公益性なり漁港整備の低収益性、コストとしての難しさということからいまして、從来どおり公共事業としてこの整備といふものを推進してまいりたいと考えております。

○山原委員 開発利益をもつて償還するといういわゆるAタイプ資金が、従来なら国費や自治体の負担金で進められていた施設の整備にまで浸透していくという懸念が全くないというふうに理解します。

○田中(宏尚)政府委員 少なくとも今回の漁港整備計画でお願いしております修築事業といふものにつきましては、Aタイプ事業とは全く違うジャ

次放出は特殊会社を純民間会社化する民営化促進の過程そのものであり、国民共有の貴重な財産を

ンルのものとして積み上げ計算を行っておりますし、それから今回Aタイプ事業で行われますものも、そういう密接関連事業がたまたまあってそれを返せるというものが手を挙げてくるという形でございまして、収益性を伴わない一般的の漁港につきましては從来と同じ体系で助成してまいりますので、今先生が御懸念なさいましたような心配といたものは十分に回避できると我々は考えている次第でございます。

○山原委員 この問題でもう一点。漁港整備計画、これは漁港の修築事業ですが、及び漁港整備長期計画、これは修築に加えて改修、局部改良事業を含む計画であります。これにはAタイプ資金は入ってこないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま申し上げましたように、漁港整備計画で行われます漁港修築事業の中にはAタイプは当然対象から外されておりません。しかし一方でAタイプ事業といふものは、その密接関連事業とあわせて生ずる収益により事業費の支弁が行われるものではございませんけれども、係留施設でございますとか、そういう漁港の基本施設に当たりますものを整備するということは事実でございまして、これは漁港整備計画じゃなく漁港整備長期計画、ここに局部改良事業といふ箇所の特定してない、一般的の要望といいますか、これから需要に応じて採択していく少額の事業があるわけでござりますけれども、この中では整理をされているというふうに理解している次第でございます。

○山原委員 今回の法改正で追加される漁業施設の整備が主にAタイプ資金の投入対象となるといふことはありませんか。

○田中(宏尚)政府委員 今回追加させていただきたいと思っております機能施設につきましては、最近の漁業情勢なり、あるいは漁村情勢、こういふものの変化に対応いたしましてお願いしているわけでございまして、若干今回のAタイプの対象にたまたま該当しているというものはございます

けれども、Aタイプ事業を創設することに終んでしまったもののは全くございませんし、そういう考え方も持つておりません。○山原委員 従来、漁港の周辺整備として、例えれば今度法改正で追加されております駐車場とかへリポート、それから養殖、今まではどういうふうにやつてきたんでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 今回追加します機能施設につきましても、ただいまお話をありましたヘリポート等につきましては直接国費を充ててこれを整備するということは現段階では考えておりません。

それから、養殖施設なり増殖施設につきましては、従来からは治整事業でございますとか、あるいは構造改善事業でございますとか、そういう各種の事業で施設整備を行ってきたわけでございまして、今回この法律の対象にしたからといって、金を支出してこれを整備するということではなくて、敷地につきましては敷地というふうに相なつてます。先生から先ほどお話をしました「一覧表」上は漁港施設用地ということで括して計上されています。

○山原委員 現行の漁港整備計画の進捗率を見ますと、事業費ベースで七四・六%にとどまっておりますが、國費ベースではもとより悪く七〇・九%となってくるわけでございます。こういうものにつきましては、先生から先ほどお話をしました「一覧表」上は漁港施設用地ということで括して計上されてあるわけでございます。

○田中(宏尚)政府委員 漁港整備計画の進捗率といふのは、当初予定しております施設の整備状況を示す指標でございまして、事業費トータルについて算定されております。したがいまして、國費についての進捗率という意識は我々持っていないわけでございますけれども、國費といふものはそれぞれの補助対象によりまして補助率も違つてゐるわけでございます。そういうことからいふますと、國費率というものを固定してかかれないと、いうことがございます。しかし、ただいま先生から御指摘ありましたように、結果として見てみると、計画がスタートしたときに比べますと國費の支出がおくれているということは事実かと思つております。これにつきましては、そういう補助対象の補助率の違いの差し繰りと出入りということがあったことに加えまして、このところの財政事情からの國費一般の抑制ということもありますと、これは事実でございます。

○山原委員 行革における補助率のカットとかゼロシーリングというものが影響してきておると思ふのですが、この進捗率は、補助金カットの措置等によって国の負担が軽く、結局地方自治体等の負担が重くなっていることを示しているのではないかと思いますが、この補助金カットによる影響額は年度ごと及び累計での程度になつていて、お答えできますかね。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま手持ちの資料といたしましては年度別のをちょっと持ち合わせておりますんで、昭和五十七年から六十二年度までの補助率カットによります國費削減額というものはトータルで五百十五億円というふうに相なつております。

○山原委員 いわゆる国民生活に密着しているこという重要な資金がカットされることによって、私がいただいている資料を見ますと、六十年当初から六十二年の補正まで含めますと五百二十四億五千七百万と影響額が出ておりまして、これは財政上の問題はもちろんありますけれども、やはりこういうものはもとへ戻す努力をする必要があると思うのです。先ほども大臣お答えになつておられたと思いますけれども、その点いかがですかね。

○田中(宏尚)政府委員 いわゆる一括法によります補助率の引き下げ、これは昭和六十三年度までの措置としてとられておるわけでございますので、我々いたしましては当然昭和六十四年度にはこれが復元するというふうに思つておる次第でございます。

○山原委員 次に、漁協の合併問題ですが、これ

は議員立法ですから政府の方にお尋ねする筋合いで、我々いたしましては当然昭和六十四年度にはこれが復元するというふうに思つておる次第でございます。

○田中(宏尚)政府委員 一たん合併助成法が昭和六十年三月三十一日をもって期限切れとなつた、この理由について水産庁としてはどういうふうに把握されておりますか。

○田中(宏尚)政府委員 一たん合併助成法が期限切れになつたわけでございますけれども、当時も漁協の合併問題ですが、これにつきましては、そういうふうに把握されております。

○山原委員 きのうちょっと農水省の方に来ていましたが、いわゆる今度の法

まして、漁協自体も規模を大きくしなければならないということは識者の間では多く認識されていましたが、一般的な、系統を挙げての認識といったしまして合併を推進するという機運にあの当時はまだ至っていないかったということで、非常に残念な出来事ではございましたけれども、合併助成法が幕切れになり、空白期間ができてしまったというふうに理解している次第でございます。

の変化に対応いたしまして、漁協の幹部を初め協關係者一同がこのままではなかなか立ち行かぬとい、何とかしなければならないと、いう気持ちを強く持ってきているわけでござりますし、そのあらわれとしてここ二年間ほど、合併助成法が期限切れになつて、いたにもかかわらず合併件数というものが過去に比べますとかなりふえたてきたといううえで非常に機運というものも醸成されてきております。こういう中で合併助成法の重要な点は、この二点が成立して、こ

○山原委員 合併促進を図る理由として今、金融自由化への対応ということがあったわけですね。競争の激化する金融事業分野ばかりに目が奪われるというような経営主義に陥ってはならないわけでございますが、これは当然だと思います。この点についてはどういう配慮がなされるでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 合併によりまして今まで漁協で働かれた方々の職が失われるということがあつては大変でございますので、関係組合が十分にそういう手当てなり手段、態勢を組むというふうなことは当然でございますし、それからさきに最近の情勢で申し上げますと、小さいがゆえに職員の人數さえ足りないというところもかなりあるわけですがございまして、こういうところにつきましてはおろそか合併によりましてそういうマネージャーでございまして、こういうところにつきましてはおろそか

の変化に對応いたしまして、漁協の幹部を初め漁

あ、そういうことも、「さいまして政府提案という

うお考えですか。

○山原委員 その点について、今回再度適用期限を延長することにつきまして、水産庁も積極的な姿勢をとつておられると思いますが、水産庁として法延長の必要性についてどういうふうにお考えでしようか。

○田中(宏尚)政府委員 漁協につきましては、非常に規模が小さい漁協が多い。市町村未満の区域でございまして、本来でも何とかこの規模を大きくしなければならないという感じを持ってきたわけですが、ございまますけれども、ここのこと特に金融の自由化でござりますとかあるいは水産物の流通消費といふものが非常に広域化、多様化してきたというような、漁協の経営なり漁業そのものを取り

社長としていることが国会の議場も案で用意された。すると、そういう機運につきまして、加速できるというふうに当方は考えておりまして、系統みずからこの目標として掲げております二百件、七百組合といふものも、最近の情勢から見ますと努力次第によりましては十分達成可能な数字である。そのためににはお互い相当な努力の積み上げが必要かと田いりますけれども、何とかせつから掲げた努力目標の実現というものに向けて双方とも頑張ってみないといふふうに考へておる次第でござります。

○山原委員 その点につきまして、例えば過大な目標を立てて、場合によつては合併が上から押しつけ的になつてはならないというのは当然でござりますが、昨年十一月にまとめられました漁業組合

〇田中(宏尚)政府委員 現在の漁協の經營といふものを見てみますと、ただいま先生からも御指摘がありましたような営漁指導でありますとかあるいは漁場の管理、こういう経営としては余り採算性なり利益の上がらない仕事ということにつきましては必ずしも十全な努力をしてなかつたわけでございます。しかし、今後こういう形で合併が促進され組合の經營基盤そのものが強化されるということになつてまいりますと、今まででしたくてもできなかつたあるいは必要性がありながらやれなかつたこういろいろな事業につきましても対応が可能になると思っておりますし、我々といつまつて金庫でござり、お付といたる事

ざいますとか人的経営組織というものが拡充されるということでございますし、そういう方向もござい域によっては相当出てこようかと思つておりますので、ぜひそういうことで基盤が充実し、それから働く人がふえるような形で持つていかなければなりません。

○山原委員 この問題の最後に、合併を促進するためにも組合員がその置かれている厳しい現状打開しようとする意欲と展望が持てる条件整備、例えば負債対策の抜本的強化などがあわせて進められることが必要だと思いますが、この点についてお伺いするのです。

例えばちょっと具体的にお話を申し上げますと、二、負債対策と、いろいろなままで緊急の課題だと思っております。

巻きます情勢が大きく変わってきたということからいいまして、従来以上に規模の大きなかつかりした漁協というものが関係者の間でも、さらには行政側からも望まれるようになったということです。今回の合併助成法再延長の機運につながっていき、当方としてもそれを支援してまいりたいと、う段階に至ったかと思つております。

題研究会中間報告書でも「その推進に当たつては、都道府県、市町村等行政機関の協力を得つても、漁連、信漁連等系統上部団体の指導の下に、漁協系統組織の自主的運動として行われる必要がある。」こう指摘しております。自主性に基づく合併が当然だというふうに思うわけですが、その点は十分配慮され、保障されるものと考えてよ

つ  
しすして簡単に金儲でござるが、かくの事業のための合併ではございませんで、そういう漁場の管理あるいは當漁指導、それから一般の経済事業、こういうことを総体として協同組合らしい機能を十分に發揮できるための基盤づくりという方向で合併を見守つてまいりたいと思つておる次第でございます。

と負債残高の減少が、漁業の現状の問題であることは、いざこざです。多くの漁業者が年間収入より負債額が、ます。今ある長期低利の融資でも解決つかないと、う実情にござります。それから負債償還の一時上昇あるいは先延ばしあるいは一層の金利負担軽減等の抜本的対策が求められていると思うの

**○山原委員** 情勢とそれから金融自由化の問題と  
いうことでござりますが、ところで水産厅も、審  
査主体である全漁連も法延長の五年間の合併日標  
を二百件、七百組合としておりますが、過去十八  
年間に百六十五件、四百五十五組合であつた実績  
などに照らして、これが過大な目標ではないかがで  
きませんが、その点はいかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 本来自主的な共同組織である漁協の合併というものはあくまでも関係業者の創意工夫なり發意ということで行うべきでございまして、それに対して行政が横からあることは裏からいろいろな手を差し伸べるということであくまでも漁協みずからの主体性、自主性を我々期待しているわけでございます。それから二回の法律の再延長の具体的趣旨といったしまして、

○山原委員 合併に際しての漁協の職員の処遇の問題について簡単に触れたいと思います。

農協合併の場合も職員の整理問題あるいは合理化問題など非常に大きな問題になつたことがあります、漁協の職員の処遇の問題は大事な問題だと思います。合理化のためなら解雇もやむなしとしても、といった対応ではいけないと思いますし、この点について十分な考慮をするよう水産庁としても指導することを要請したいのですが、その点はどうい

先般も、これは山形県の庄内海岸の漁民の方  
お見えになりましてその負債額を聞いたのです  
れども、ハタハタがとれなくなりどうにもなら  
いという実情を聞かされたわけでございます。  
かに自助努力というものが必要ですけれども、  
助努力をしても漁民の手には負えない、思うよ  
にいかないものがあるわけです。例えば二百海  
の問題などという情勢の変化というのは漁民の

任には所属しないものでございますから、そういう問題。

それから、国際協定による減船に伴う漁業離職者の就職促進を図る臨時措置法、漁業法ですが、この適用期限が本年六月三十日までございます。現在も、アメリカの二百海里内における漁獲ゼロということはこの間も御質問申し上げました。が、海外漁場での規則も強まっておりましたし、離職が余儀なくされるというような問題も起つております。つまり、そういう意味では適用延長等の措置

についても考えるべきだと思いますが、この二つの点についてどうお考えですか。

○田中(宏尚)政府委員 漁業者につきましては、昭和五十二年以来の二百海里体制の定着等々で多額の負債を抱えているということは事実でござります。そしてこの負債対策ということで、漁業者の負債対策整理資金といたしまして、例えば漁業経営再建資金、これは償還期間十年でしかも末端金利二%という、一般的の制度金融なりあるいは行政金融、こういう中では一番、優遇と言ふとおかしくございますけれども、有利な資金制度といふものも現につくりまして我々は対応しているわけでございます。ただいま先生からお話をありましたような自助努力に加えまして、こういう有利な長期低利の資金というものを活用していただけますけれども、これは六月三十日をもって切れることで、これを昭和六十八年の六月三十日まで延長するということを内容といたします。

○山原委員 ちょっと漁港法とそれで申しわけないのですが、お許しいただきたいと思います。緊急でござりますが、この間も御質問申し上げました。が、海外漁場での規則も強まっておりましたし、離職が余儀なくされるというような問題も起つております。つまり、そういう意味では適用延長等の措置についても考えるべきだと思いますが、この二つの点についてどうお考えですか。

急な問題として養鶏問題、これを一問だけお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

いわゆる大規模なやみ増羽を展開してきた阪神鶏卵グループ会社の相次ぐ倒産、これに端を発した養鶏業界の連鎖的危機は深刻な様相を帯びております。大規模やみ増羽を放置すれば、早晚こうなりまして、そういう意味では適用延長等の措置

についても考えるべきだと思いますが、この二つの点についてどうお考えですか。

○田中(宏尚)政府委員 漁業者につきましては、昭和五十二年以来の二百海里体制の定着等々で多額の負債を抱えているということは事実でござります。そしてこの負債対策ということで、漁業者の負債対策整理資金といたしまして、例えば漁業経営再建資金、これは償還期間十年でしかも末端金利二%という、一般的の制度金融なりあるいは行政金融、こういう中では一番、優遇と言ふとおかしくございますけれども、有利な資金制度といふものも現につくりまして我々は対応しているわけでございます。ただいま先生からお話をありましたような自助努力に加えまして、こういう有利な長期低利の資金というものを活用していただけますけれども、これは六月三十日をもって切れることで、これを昭和六十八年の六月三十日まで延長するということを内容といたします。

○山原委員 ちょっと漁港法とそれで申しわけないのですが、お許しいただきたいと思います。緊急でござりますが、この間も御質問申し上げました。が、海外漁場での規則も強まっておりましたし、離職が余儀なくされるというような問題も起つております。つまり、そういう意味では適用延長等の措置についても考えるべきだと思いますが、この二つの点についてどうお考えですか。

赤玉か白玉かというようなことにつきましては、これは生産者及び消費者の選択の問題でござりますが、鶏卵の計画生産の秩序を乱して増産計画を推進することには問題がありますので、國におきましても当該グループの生産者等に何回か指導を行つたところであります。

第一点は、阪神鶏卵グループ会社倒産の後を受けてまして、飼料会社がやみ増羽の養鶏を継続、援助する動きが出ております。やみ増羽に基づくこの負債抱えているということは事実でござります。そしてこの負債対策ということで、漁業者の負債対策整理資金といたしまして、例えば漁業経営再建資金、これは償還期間十年でしかも末端金利二%という、一般的の制度金融なりあるいは行政金融、こういう中では一番、優遇と言ふとおかしくございますけれども、有利な資金制度といふものも現につくりまして我々は対応しているわけでございます。ただいま先生からお話をありましたような自助努力に加えまして、こういう有利な長期低利の資金というものを活用していただけますけれども、これは六月三十日をもって切れることで、これを昭和六十八年の六月三十日まで延長するということを内容といたします。

それから、第二点の減船に伴う離職者に対する支援措置の適用期間の延長の問題でござりますが、この間も御質問申し上げました。が、海外漁場での規則も強まっておりましたし、離職が余儀なくされるということを内容といたします。

○濱田説明員 畜産局の兼務をしております濱田

を受け取つておりませんが、卵価の動向なり基金財源の健全性等を総合的に勘案いたしまして、私どもは、もし承認申請があれば基金の自主的な意を尊重したいというふうに考えている次第でござります。

なお、補助金でございますが、補助金につきましては補てん基準価格の水準のいかんにかかわりかかわらず、これをやめさせる有効な行政指導が貰かれなかつたというところに一つの問題があるのではないかでしょうか。農水省としてその責任をした事態を招くことは容易に想定されていました。しかし、これが第一点です。

第二点は、阪神鶏卵グループ会社倒産の後を受けてまして、飼料会社がやみ増羽の養鶏を継続、援助する動きが出ております。やみ増羽に基づくこの負債抱えているということは事実でござります。そしてこの負債対策ということで、漁業者の負債対策整理資金といたしまして、例えば漁業経営再建資金、これは償還期間十年でしかも末端金利二%という、一般的の制度金融なりあるいは行政金融、こういう中では一番、優遇と言ふとおかしくございますけれども、有利な資金制度といふものも現につくりまして我々は対応しているわけでございます。ただいま先生からお話をありましたような自助努力に加えまして、こういう有利な長期低利の資金というものを活用していただけますけれども、これは六月三十日をもって切れることで、これを昭和六十八年の六月三十日まで延長するということを内容といたします。

それから、基金の問題でございますが、鶏卵の五百円では、掛金を払う分損するだけであり、最低でも現行価格水準の百六十九円に引き上げてもらわなければやつていけないという悲痛な訴えが起つておりますが、これは農水省としても十分御承知のことだと思います。したがつて、補助金支給の拡大などによって基準価格引き上げが実現できるよう緊急に対策を講ずる必要があると思いま

すが、この点につきましてどういう御認識をされ

ますか。

○鷹池委員長 これまで議題となつております同案件中、まず、漁港法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、藤田スミ君外一名から修正案が提出されております。

修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。藤

田スミ君。

○鷹池委員長 私は、日本共産党・革新共同を代表して、漁港法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

修正案文はお手元に配付してございますので、朗読は省略させていただきます。





ここで、さあ交渉しましょう、さあ何とか妥協しましようという次元でないと僕は思うのです。そんなことをやつていると、農民は、何だ自民党は腰が弱い、政府は何をやっているんだ、こうなつてくるのですよ。しかも、こういうときには限りなく政治家と称する余り役に立たない、力もない政治家あたりが物を言う、名前は言わない、政党の名前も言わないけれども。責任政党が、自由民主党だって、政府・与党一体とするならば、もうと毅然たる態度をとるべきだと思うのです。その点、大臣どうでしょう。

**○佐藤国務大臣** 生々しい御質問でござりますが、私いたしましては、ぎりぎりの段階を目前に控えておるときに冷静にも冷静、そしてその上

でございますが、外務省といたしましては、今後とも米国が交渉のテーブルに着くよう重ねて最大の努力を払いたいと考えております。一刻も早く二国間にによる円満な解決が図られるよう努力したいと考えている次第でございます。

○鈴木(宗)委員 外務省、もう一度言いますけれども、外務省はここで言う答弁と実際やつておる答弁、私なんかも昨年の十一月アメリカに行つて、いわゆる大使館の人の動きなんか見ておつて、何かしつくりいかぬことが感しられるのですよ。ですから、あえて言つておきますけれども、國益を守るんだ、今度の自由化の問題の場合は、國益というのは農家を守るんだということで、さうと対応してもらいたい、こう思います。その

○佐藤国務大臣 六十三年度の加工原料乳の保証価格につきましては、明日二十四日に予定されるる畜産振興審議会の意見を聞いて適正に決定することとしておりまして、現段階において具体的な水準について申し述べるのは差し控えさせていただきたいと思っております。いずれにしても、六十三年度の加工原料乳の保証価格につきましては、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、生乳の生産条件や需給事情、酪農経営の状況等各種の要素を総合的に考慮しつゝ、かつ二月に策定した酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために基本方針で示した酪農振興の方向等にも配慮しながら、畜産振興審議会の意見を聞いて適正に決

政治があつたな、政治家がいたな、しかも佐藤大臣はよくやつてくれたな、こう言われる結論をしてもらいたいと思いますけれども、大臣の決意をいま一度お聞きします。

○佐藤國務大臣 先ほど来申し上げておることを繰り返そとは思いませんが、ただいまの御意見、胸に秘めておきたいと思います。

○鈴木(宗)委員 保証価格の方も大事でありますけれども、大臣、今農家が困つておりますのは長期の負債であります。この負債対策についてまた取り組んでもらいたい、私はこう思つてゐるのであります。あれは昭和五十六年から六十年まで五百九十九億かけて五六年で負債対策をやりました。ここで相当立ち上がつた農家もあります。さらに六十年

○鈴木(宗)委員 農政通の大臣でありますから、そこいら辺は大臣を信頼しますけれども、どうか大臣、とにかく農民の側に立って、農民は見殺しにすることはできない。日本には日本の歴史や文化や伝統があるんだということをきちっと筋だけは通してもらいたい、こう私は思います。

ところで、ひとつ外務省にお聞きしますけれども、この自由化の交渉を見ておりますと、ややもすると外務省は、米国は友好國だ、最高のパートナーだから何とかここらはうまく妥協して仲よくやってもらいたい、こういうような動きがあるや聞きますけれども、外務省はその点の姿勢はどうなのか、明確にここでお聞きしておきたい。

○内田(勝)政府委員 お答えいたします。

○鈴木(宗)委員 あと、きょう僕はニュースを聞いてちょっとおかしいなと思ったのは、あの松本大使がアメリカのペリティ商務長官に会いに行くとき、にこにこ笑つて手なんか振つて建物に入つてきつたな。そんな生易しい例の公共事業参入問題でもないと思うよ。そういうた面、もう少し、さも一生懸命やっているんだとポーズをとつてもいいぐらいなのに、にこにこ笑つて行くこと自身が、そういう外務省の姿勢が僕にとってはけしからぬ。そういう点、きょうは内田次長によくおきますけれども、ちゃんと官房長なり事務次

○佐藤國務大臣 政治家佐藤と農林水産大臣と使用するほど私も器用ではございません。しかし、おっしゃる意味はよくわかります。私は、責任者といたしましてあす答えを出してもらおうという前日のきょうでございますので差し控えさせていただきたいと申し上げておるのは、こうでしたことに裏も表も中身も御存じの鈴木理事は理解をしてくださるものと推察をいたす次第でござります。

○佐藤国務大臣 個々の経営者それぞれにいろいろな場合が想定をされます。しかし、その中に負債で苦しんでおられる経営者がおられるることは事実でございます。そういう中にあって、金融措置について數字的に申し上げられる状況にはございませんけれども、そうした方々を救う手だけは何とか、今までより増してひとつ細かい配慮をしなければならない。一括指導で薄く広くという意見もあればけれども、今度大臣、ことしの保証乳価の価格決定の際には新たな負債対策もやる、しかもその負債対策は千億以上ぐらいの規模で取り組むというぐらいの思い切った施策を講じてもらいたいと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

先生御指摘のとおり、米国は我が國の第一の友好国でございますが、事この牛肉、かんきつの問題につきましては、政府いたしましては、米側に正式の話し合いのテーブルに着くよう繰り返し申し入れて いるところでございまして、これに対して、先生御案内のとおり、米側としては、我が方からの自由化の時期の明示がされない限り交渉に応じ得ないとして、これも先生御指摘のとおり、ガット提訴の話を出してきて いるという次第

官を通じて松永大使に、もつとしつかりと日本里児らしく交渉に当たれということは、これは注意しておきます。

時間がないものですから、六十三年度の生産者保証乳価の質問にここらで移らせてもらいますけれども、三月一日の当委員会でも、ことしの保証乳価は据え置くのが適正な価格でないか、私はこらいう質問をしましたけれども、大臣の考えておられる適正というるのはどういった価格でしょうか

○鈴木(宗)委員 大臣に重ねてお願ひしておきま  
すけれども、今農家はこう思つてゐるのですよ。  
もう農林水産省の言うとおりやつてきた、國の言  
うとおり、指導のとおりしてきた、そして今自由化  
の問題これありだ、このままでは果たして将来どう  
なるのか、そういう不安感でいっぱいなのです  
す。ですから私が大臣にお願いしたいのは、しか  
かも農政通の、中川一郎先生以来のすごい、すばら  
しい大臣だと私は思いますので、どうか農民が、

○鈴木(宗)委員 価格の問題、負債対策の問題、あともう一つ大事なのは限度数量の問題であります。二百十萬トンの枠はあるわけです、これは予算で上げているわけですから。しかし、もつとやしてもらいたい、そういう状況をつくってほしやうらうかと思いますが、個別指導で特におこしやるような金融措置については個別指導で温かい手を差し伸べる、これは絶対にやらねばならぬと心得ております。



ですよ。それをぜひやつてもらいたい。  
それからもう一つ、しかし、そうはいつてもな  
がなかなかこの一年もそこらでそのことができるともな  
思わない。我々の地域では、実はこの間も素牛が  
少ないというので韓国の牛を輸入してきたんですね。  
よ。これは農協の職員が行きまして、向こうであ

○濱田説明員 御説明を申し上げます。

良で、産子のばらつきの小さい種雄牛の作出と雌牛群の整備を中心にして改良対策を強力に推進すれば

○濱田説明員 御説明を申し上げます。  
素牛の価格が畜産肥育牛の経営に非常に大きな  
ウエートを占めておる、その価格をいかにして下  
げるかというのが極めて重大な課題である、全く  
先生御指摘のとおりでございます。私どももいろ  
いろな方策を考えているわけでございますが、持

とまた円高等が相まもまして、素牛の外国からの導入がかなりふえておりますが、韓国からも、御案内のとおり特にここ一二年急激にふえてまいっております。ただ、これも先生御指摘のように、動物検疫の施設のネットがありますのが実態でございまして、私ども厳しい行財政の中で施設の整

良で童子群の整備して、和めてまいす。

**貢** 最後に一問だけお願い申し上げま  
のばらつきの小さい種雄牛の作出と雌牛  
を中心とした改良対策を強力に推進しま  
牛に限らず各品種とも育成性の向上に努  
りたいというふうに考えております。

る程度回りまして、それで買付けをするわけでござります。これはなかなかいい牛で、品質的にも和牛と同じような評価を市場で受けたということがある。子供のうちに、そんなことを言つちゃ申しわけないので、粗食というか粗飼料ばかり食べておるものですから、胃も十分大きくなってしまって骨格は立派だ。そういうようなことで輸入してきて、濃厚飼料やなんかを与えるとすごい増体率を示す、こういうようなこともあります。韓國牛に対する需要が強いのですが、大臣御承知のとおり、動物検疫でなかなかこれがうまく事が運ばないという事情があるわけであります。行革その他私としてもいろいろな事情を承知しておりますけれども、先ほど言ったバイオテクノロジーで人工受精卵を移植するということが実現する間の措置として、韓国の牛を出張検疫でもして何とか円滑に輸入するということを考えていただけないだろうか、こういうふうに思うのです。韓国と日本の間

術面におきましては、例え受精卵移植等のいろいろな新技術があるわけでございまして、そういう技術を通じまして家畜の改良増殖を図り、素盞の増産及び低コストの生産に資していくこうといふことで、予算措置も講じながら努力をしているところでございます。

若干くだいて申し上げますと、国の畜産試験場、畜産局が所管しております種畜牧場におきまして基礎技術の開発をしております。さらに、技術普及のための実用化技術の開発も行っております。それから、技術そのもののはかに必要な畜産器材の開発等もこういう機関で行ってきております。さようなわけで、受精卵移植技術について中止し上げますと、実施状況は、昭和六十年で実施機関は百二十六カ所に及んでまいっております。技術によります産子、子供の数が今や約千四百頭ということになつております。着実に進展をしております。

備あるいは定員の確保、各方面的御協力を得ながら努力をしているという段階でございます。

具体的に御提案のございましていわゆる出張検疫の点でございますが、私どももそういうことを検討しないわけではございませんけれども、家畜衛生につきましては、家畜の伝染病につきまして潜伏期間等の技術的な問題がございまして、輸出国で行いました検査成績は、仮にその輸出国検査が我が国の検疫機関が出張して行ったものということでありましても、輸入検疫にそのまま適用できることのないような科学的な根拠がないわけではございません。したがいまして、改めて我が国で係留期間を設けまして、輸入国における十分な検査をしなければならないというものが実態でございます。これは我が國のみならず、いわゆる二重検疫制といたします。ことで世界各国でとられているシステムでございます。現に、韓国を含めまして外国で検疫をされて我が国の国内の輸入検疫におきまして病気

韓國牛の問題は、事情よくわかりました。しかし、實際の生産農家というのは現実には今ちょっと割合みたいになつてしまつて、大変何というか鶴首してその割合を待つというような状況でござりますので、なるべく円滑に事を運ぶよう努めたい。ただ、こういうように思つて次第でござります。

最後に、酪農関係で一問だけちょっと申し上げておきたいんです。実は、乳牛の生涯乳量といふんですか、そういうものも大変向上してきましたが、今はもう私のところでは乳牛を飼う頭数が少なくなつたものですから、子がとれなくて肥育農家は困るよといふくらいむしろ頭数が少なくなつて、いるというような状況が見られるわけであります。そのくらいたくさん乳を出す牛をどんどん生産をしておる、こういう状況ですね。しかしながら反面、余り近親交配をやるものですから、少し体質的に問題になるというような状況も出ておりま

は貿易もインバランスがすごいですから、少なくとも韓国はこういうことに対しても理解を示すのではないかと私は思うわけであります。この点、二つ目としてお伺いをいたします。  
それから三つ目は、和牛の問題にもう一回返るのですけれども、和牛の生産農家の話を聞いてみると、やはり和牛は当たり外れが多いな、こういうことを言うんですね。確かに遺伝的あるいは本質的にはいい牛なんでしょうけれども、まだ当たり外れが多い、中級品になってしまふものもある。こういうことです。この点も、もつと品質を一致性にするためにぜひ農林省は政策的な手立てを講じてもらいたい、私はこういうようど思ひます。

そのほかに、これに関連いたしまして新技術と、生産技術につきましても今日実用化の段階に入たことになつておりまして、さらに、卵分割技術あるいは体外受精技術を利用した子牛生産等も子験面では成功したというようなことで、さまざま面で進展を見せておる段階でございます。私も今後とも、畜産局所管の種畜牧場はもちろんこと、國あるいは都道府県、民間の試験研究機等が一体となりまして、こういう新技術の開発普及に努めまして、子牛の低コスト生産の増産資していくこう、こういうふうに考えておる次第ございます。

それから第二点の韓国牛の問題でございまが、素牛の価格が国内外で上がつてること、そ

が発見されたということもございまして、家畜改良の問題は注意を重ねなければならぬということになりました。そこでございますので、現段階では、せっかくの御用意でございますけれども、なかなか難しかろうとおもつて、どうふうに考えておる次第でござります。

それから第三点の家畜の整合性でござりますが、これはまさにおっしゃるとおり、例えば和牛の改良につきましても、規模の拡大を進めていくに当りましては、齊一性の高い牛群を確保するといふことが極めて重要になってくるわけでござります。このため、先般、二月に七十年度を目標としたします肉用牛の家畜改良増殖目標を設定いたしました。これが、その中におきましては、齐一性の向上というのを重要な柱の一つとして掲げておるところでございます。今後とも、

私の地域の非常な篤農家でござりますけれども、いろいろ統計を見ておつたら、イスラエルの牛が大変生涯乳量が多い、八千キロリットルも一頭で出すんだというような統計を見出しまして、イスラエルの牛が輸入できないかな、そうしたて交配すればいい牛ができるのじやないかと、いうことを言つております。統計の見方もまだ私自身も確認してなくて質問するより大変恐縮なんですが、けれども、そろそろそういったことに配慮する形で提供させていただくわけであります。この考え方、少し近親交配が過ぎておるから、他種の牛についてどんな導入を考えるというようなことについてどんな考え方を持っているか、これを最後にお伺いをいたす

します。

○濱田説明員 近親交配の程度が高まりますと、乳量、発育あるいは繁殖能力等の面におきまして能力が低下するということは、先生御指摘のところです。このために、我が国におきましては、近親交配とならないよう、血統を踏まえました計画的な交配というのを現在では行っておるわけでございます。

それから、海外からの優良な遺伝資源につきましては、我々もそれは考えておるわけでござりますが、今例示で挙げられましたイスラエルにつきましては、確かに統計上見ますと非常に高い乳量を示しております、検定を受けたものが、そういう事実はございます。ただ、このイスラエルの牛は、もともとアメリカ、カナダから輸入されたものでございます。もう一つ、イスラエル自体に口蹄疫の問題があるわけでございます。そのイスラエルのものと北米に優良な母集団がたくさんあるわけでございますので、さらに加えまして我が国のホルスタインが北米系のホルスタインであるというようなことから、現在は米国、カナダから導入をしておる、こういう実態でございます。

○柳沢委員 終わります。

○篠山委員長代理 安井吉典君。

○安井委員 まず大臣に伺いますけれども、眞木経済局長が行つて帰ってきてのいろいろな情報が入ってきてるようです。オレンジ、牛肉ですが、新聞によれば最終決着は四月にずれ込む、あるいは自由化がおくれた場合には代償措置の要求をするかもしれない、というような言い方をアメリカがしたと伝えられておりますが、そのとおりですか。

○佐藤國務大臣 私自身はそれをまだ確認はいたしておりません。けさほどの情報等もいろいろあるようございますが、今おっしゃるように、代償であるとかガットに持ち込むという話は以前より流れおった話であると理解いたしております。しかし、けさほどの報道またテレビニュース

等を見ますと、また新しい局面というかさらになります。

○安井委員 私がそういう一部の報道によって、それをもとに答弁するのはいかがなものか、今までの経緯を考えますと、そういうことでの答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○安井委員 アメリカが自由化するぞ、自由化するぞと言っているのは、牛肉とオレンジ両方なのですが、それとも牛肉だけなのですか。

○風木政府委員 アメリカ側が我々に要求しておりますのは、牛肉、フレッシュオレンジ、オレンジジュース、その三つでございます。これはこれまで四年の間、両国間の合意により一定の枠の中で輸入が行われてきたものでございます。

○安井委員 時間がないから内容に入ったお尋ねができないのは残念でありますけれども、きのうの夜政府と自民党的農林族と新聞に書いてあります。竹下首相の方はまだ慎重な態度だと

ましたが、それから全中の堀内会長との三者協議

が行われて、自由化はもちらん反対はするけれども、米側に再考を求めるとかそういうふうな決

定があるとの報道もありますし、それからまた、

安倍自民党幹事長の方は決断のときというふうに

言っている。竹下首相の方はまだ慎重な態度だと

いましたが、それから全中の堀内会長との三者協議

が行われて、自由化はもちらん反対はするけれども、米側に再考を求めるとかそういうふうな決

定があるとの報道もありますし、それからまた、

安倍自民党幹事長の方は決断のときというふうに

われたとかということはございません。

○安井委員 今日本の農政は霞が関の農林省の役所の中でスタートするのか、それとも官邸なのですか平河町の自民党本部なのか、みんな迷っているのですよ。歴史ある伝統の中に立つ農林水産省ですから、農林水産大臣がしっかりとイニシアチブを持って、あなたは繰り返し繰り返し自由化反対を唱えてる唯一の人なのですから、そういう意味合いでもっとはつきりイニシアチブをおとりになったらどうなのでですか。そして、絶対自由化をしないという方向へのリーダーシップをおとりください。どうですか。

○佐藤國務大臣 安井委員が見ておられる限りにおいて私の主体性がないのではないか、こういうような御主張かもしませんか、見える部分もあるし、見えない部分もあると思します。私は私なりに最善を尽くしつつある、こうしたことございました。

○安井委員 時間だそうでありますからお帰りになつてからにいたしますけれども、私は、さつきもお話をありましたけれども、十二品目であいい態度をおとりになつてこれで牛肉、オレンジといふことになれば、あとは最後の国家貿易品目の米に行き着かざるを得ない、そういう重大な危機に今立つている、こうしたことだと思うのです。その決意をそのままやつてほしい、自民党の方も、先ほど來の御質問を聞いてみると、かなり強

い言い方で自由化反対ということを言っておられたが、この間私は仲間の議員の皆さんと北海道の調査に行ってまいりました。したがいまして、それが非常に強烈に頭に残つて、これで牛肉、オレンジといふことになれば、あとは最後の国家貿易品目の問題等について若干伺つていただきたいと思います。さつきもお触れになつたわけでありますけれども、加工原料乳の限度数量の問題から始めたい

べきようは限られた時間の中の質問でございますが、この間私は仲間の議員の皆さんと北海道の調査を行つてまいりました。したがいまして、それが非常に強烈に頭に残つて、これで牛肉、オレンジといふことになれば、あとは最後の国家貿易品目の問題等について若干伺つていただきたいと思います。さつきもお触れになつたわけでありますけれども、加工原料乳の限度数量の問題等について若干伺つていただきたい

責任もあるでしょうけれども、国会は国会の立場で政府の手を縛るぐらいの、そういう重大な決意で臨まない限りは問題は解決しませんよ。これは、委員長の方に決議の方の問題は御処理を願つておきます。大臣、結構です。

○篠山委員長代理 ただいま安井委員御提案の件につきましては、後日理事会において協議いたします。

○安井委員 かつて、ガットの十一品目の決議は何とかかんとか満場一致でこの委員会で決めていました。しかし、本会議で決めようという方向へ抵抗された。今度は牛肉、オレンジですか。それとも牛肉だけなのですか。どちら、問題はもつとコンバクトになっているわけですから、この委員会で野党全部がそうするという方向へリーダーシップをおとりになったらどうなのでですか。そして、絶対自由化をしないという方向へのリーダーシップをおとりください。どうですか。

○佐藤國務大臣 おれだけ大きな言い方を、絶対反対だということでおれだけ大きな言い方を、絶対反対だといふことでおれだけ大きな言い方を、絶対反対だといふことを強くおつしやつて、以上は当然決議を成立させることに御努力いただけるものだと思うのですけれども、その辺重ねて後での理事会の御相談に要望しておきたいと思います。

○安井委員 時間だそうでありますからお帰りになつてからにいたしますけれども、私は、さつきもお話をありましたけれども、十二品目であいい態度をおとりになつてこれで牛肉、オレンジといふことになれば、あとは最後の国家貿易品目の問題等について若干伺つていただきたいと思います。さつきもお触れになつたわけでありますけれども、加工原料乳の限度数量の問題等について若干伺つていただきたい

べきようは限られた時間の中の質問でございますが、この間私は仲間の議員の皆さんと北海道の調査を行つてまいりました。したがいまして、それが非常に強烈に頭に残つて、これで牛肉、オレンジといふことになれば、あとは最後の国家貿易品目の問題等について若干伺つていただきたいと思います。さつきもお触れになつたわけでありますけれども、加工原料乳の限度数量の問題等について若干伺つていただきたい

べきようは限られた時間の中の質問でございますが、この間私は仲間の議員の皆さんと北海道の調査を行つてまいりました。したがいまして、それが非常に強烈に頭に残つて、これで牛肉、オレンジといふことになれば、あとは最後の国家貿易品目の問題等について若干伺つていただきたいと思います。さつきもお触れになつたわけでありますけれども、加工原料乳の限度数量の問題等について若干伺つていただきたい

べきようは限られた時間の中の質問でございますが、この間私は仲間の議員の皆さんと北海道の調査を行つてまいりました。したがいまして、それが非常に強烈に頭に残つて、これで牛肉、オレンジといふことになれば、あとは最後の国家貿易品目の問題等について若干伺つていただきたいと思います。さつきもお触れになつたわけでありますけれども、加工原料乳の限度数量の問題等について若干伺つていただきたい

分に相当する、こういう実態になつております

○安井委員　そういたしますと、特に脱脂粉乳は適正在庫と いうよりもずっと落ち込んでしまつてゐるというふうに言わざるを得ないわけでありま

○濱田説明員 まず、その適正在庫量の概念について申し上げておきたいわけですが、適正な輸入額を算出する場合、乳製品価格が安定指標価格に比べて四%以上高くなれば、法律上事業団の在庫を放出したり、緊急輸入で相場冷やしをしなければならないということになるわけがありますけれども、この点はどういうふうに御判断されていますか。

な在庫水準という考え方につきましては、生産、消費の動向、製品の流通上必要とされるメーカー等の在庫水準あるいは生産、消費の季節変動、いろいろような要素を総合的に勘案いたしまして、消費者への安定的供給を確保するという観点から各時点において判断さるべきものというふうに思つておりますが、従来から一応の目安としては、前年度の消費量の一・五から一ヵ月程度分というふうに考えておるわけですが、しかし、二

れもあくまでも需給の動向に対処して、消費者への安定的供給を確保するために、安全を見込んだ上で平時ににおいて蓄えておくことが望ましいと考えられる水準でございまして、一時的に在庫がこの水準を下回ったからと申しまして、直ちに当該乳製品の供給に支障が生ずるというような性格のものではないというふうに考えております。

なお、乳業メーカーの側におきましては、従来から、営業活動を円滑に行うために、製品の流通回転上必要と考えられます在庫水準という観点から、一・五ヵ月程度が適正であるというふうに言われて、いるところでございます。

それから、六十三年度末の在庫水準でございま  
すが、これは現段階ではまだ見通しが難しいわけ  
でございますが、特段脱粉の供給に支障が生ずる  
というふうには考えておりません。それから、安  
指比との関係につきましては、現在発動の状況に  
直ちにはないというふうに理解をしております。

○安井委員 この間も北海道で乳製品のメーカーの工場を見てまいりましたけれども、脱粉にしても、事業団の在庫といったって事業団のどこか、東京に倉庫があつてそれに詰まっているわけじゃないわけですよ。結局各メーカーのところにある

のを集計したら在庫だ、こういうことでしかないわけですよ。これはいつの時代もここでいろいろ議論をして、そういうことなのかと言わざるを得ないわけです。だからメーカーの報告なんですよ、早い話。農林水産省が全部きちっと一々お調べになつたわけじゃないでしょ。こういう状況でたとえ放出しろと言つたってできるわけがない

のですよ。在庫が足りないから放出しろと言つたと  
つてできるわけがありません。緊急輸入が必要だ  
と言つたって、ECは減産しているし、豪州やア  
メリカだってそう余力があるわけはないわけであ  
ります。ですから私は、この際加工原料乳の限度  
数量を上げてこの問題を解決せざるを得ないと用  
意のですね。それしか道はないのじやないかと思  
うのですが、どうですか。

量をどうするかということでございますが、六十年度の限度数量につきましては、不足払い法、暫定措置法に基づきまして生産者交付金の交付をしても確保すべき加工原料乳の最高限度といふことで、生産事情なり飲用牛乳、乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮いたしまして、審議会の御意見を賜つて適切に決定をしてまいるというふうに

とでございまして、本日この席で私どもが予断をいたしまして申し上げるような時点にはないわけでございます。

やないか。さつき十万トンというお話をありまし

たけれども、私は数字は言いませんけれども、そういう推理で物を言う人もいるのですが、どうなんですか。ふやすのような方向で検討されているのかどうか、その点伺います。

○濱田説明員　ただいま各種のデータを慎重に精査をして作業しているということをございましたて、この席でその方向性につきまして申し上げる立場にないわけでござります。甚だ残念ながら、ふやす方向で検討しているということにつきましてお答えを申し上げる立場でございません。

○安井委員 これは去年もおとしも下げられた  
ような格好でできているわけです。それだけ酪農民  
は努力をしているわけですから、三年目のことと  
は限度数量の引き上げというような格好でその努力  
に報いる、そういうことをひとつお願いしておき  
たいと思います。これは今のところはそれ以上  
やりとりしても前へ進まないと思いますから、最後  
は酪農民のそういう努力にこたえなさいといふ  
ことにして、次の保護価格の問題に移ります。

現在の酪農状況は、この間もよく見てまいりませんけれども、自由化の問題もあって極めて不安の極にあるというふうなことであります。そういう状況にある酪農経営の安定と展望ということを、先行き非常に心配しているわけです。そういうものに配慮した価格決定ということでなければならぬと私は思います。八・何%も生産費が落

いうふうな姿勢では私は困ると思うのですよ。としこそ酪農民の経営の実態に配慮というその言葉が痛切に言い得る年はないと思うわけです。北海道の牛乳の状況も、経営規模は拡大して一頭当たりの搾乳量もふえています。粗収益は大体前年並みなんですかれども、今申し上げましたように、生産費は生産資材が下がったとかいうようなことがあります。しかし、私が今申し上げましたようなそういう方向で価格の詰問をやるべきではないかと思うのであるから、もうそれだけで押し切ってしまううまい

ります。あすいよいよ酪農部会ですが、どのよう

○濱田説明員 六十三年度の加工原料乳の保証価格につきましては、加工原料乳生産者補給金等暫定価格をもとに、三種の区分をもつて算出する場合が請問なることおもいか、お名前を聞きたい。  
答えください。

先措置法に基きまして、生乳の生産条件や乳糸事情、酪農經營の状況等各種の要素を総合的に考慮しつつ、また二月に策定いたしました新しい「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」で示されております酪農振興の方向等にも配慮しながら審議会の御意見を賜りたく詰問いたしたい、こういうことでござります。

**○安井泰眞** 特にこの際、乳製品の安定化を図るためだとか基準取引価格の問題もあわせて触れたいと思いますが、需要の拡大が國られるような適正な設定が必要だと思います。昨年の場合は、保証価格を十円近く下げて乳業メーカーのコストダウンにメリットを与えた、これが去年の状況ではなかつたかと思います。今度の乳価決定というのには、メーカーと生産者との間の乳価の配分も同時に行われる形になるわけです。去年の場合はそちら

○濱田説明員 安定指標価格と基準取引価格の問題にかかるわけでございますが、この二つの価格につきましても不足払い法に基づきまして所定の要素を勘案しつつ、かつまた消費の安定に資することを旨として定めるわけでございますが、我どいたしましては、内外価格差の縮小や円高差益の消費者への還元といった点にも留意いたしまして審議会の御意見を伺いたいと考えておるわけですがあります。特に六十三年度のこの二つの価格の決定に当たりましては、乳製品価格の内外価格

差のできるだけの解消、それから昨年度、価格が引き下げられたわけでございまして、国内生乳価格、つまり原料乳価格の引き下げの消費者への還元、こういうようなファクターを十分に考慮して乳製品価格の安定に資し、国民の納得し得るような価格での消費拡大が図れるような方向で検討させていただきたいと考えております。

○安井委員 ここで何っておきたいと思ひますけれども、今度の価格決定で現在の当初予算で間に合わない場合も出てくると思うのですよ。例えば限度数量がふえる、価格は今のとおりなら当然補正予算を組まざるを得ない、こういうことになるわけです。しかし、この基準取引価格や指標価格をいじることによってそれを逃れることもできなわけではないわけであります。そういう意味も含めて、今度の価格決定で、予算があるからその予算の中でやるために限度数量を上げたら単価を下げなければいけない、単価を上げたら限度数量を上げるわけにはいかない、そういういかがんな考え方で問題を処理されるべきではないと思うのですよ。補正予算も恐れず、そういう決意で今度の価格決定に臨むべきだと思うのですが、どうですか。

○濱田説明員 不足払いの予算の計上のいたし方といったしましては、これは通例でございますが、前年度の数量、単価を基準といたしまして前年度の予算額を計算上しているということになつております。ただ私どもは、あくまでもその内容は審議会の答申をいただいた内容で実際上決定をするということになりますので、それはその答申の後の問題ということで処理をさせていただいているわけでございます。

○安井委員 繰り返しますけれども、何も予算の範囲内で決めなければいけないと予算を余さなければいけないとかそういうことをこんな考え方で臨むのではなくて、今日ある牛乳、酪農その他畜産農家、そういうような実態の中できちっと価格が決められるべきである、そういうことを特に強調しておきたいと思います。

次に、子牛の価格の問題なんですねけれども、最近の子牛の価格は非常な値上がりを示しているのは御承知のとおりであります。これは去年からとにかくかけて異常とも言うべき高騰ぶりで、例えばねれ子が四万円くらいしたのが十四、五万円になつてゐるという実態があります。しかし、この間の生産費調査を見ますと、これが副収入の大幅な増大になって、乳代のほかにこれだけ余計入るんだからということで、生産費を非常にダウンさせている大きな要素になつていて、それをあの統計の中でも私どもは見ることができます。しかし、これは異常な状態なんです。今の上り方を、副収入をそのまま計算の基礎の中に入れていくということになつたらこれは大変なことになるわけで、やはり高いときもあれば物すごく安いときもあります。ですから、安定的な要素で算定をする、激変緩和とでもいいますか、そういうふうな配慮が必要だと思いますが、どうですか。

費は価格変動が非常に激しいというふうな状況のようであります。これについてもさつき牛牛のことと申し上げたと同じように、もう少しこれが安定したような価格に計算し直して計上していくというふうなことでなければこれから次の発展に結びついていかないのでないかと思うわけであります。どうですか。

○濱田説明員 配合飼料価格が酪農の経営にとりましてはかなり大きなエードを持っておるのは事実でございますが、その配合飼料価格は、飼料穀物の国際価格の低下、円高等によりまして、五十九年七月以降八回にわたりまして合計三・%引き下げられ、現在に至つておるわけでござります。かなりの低水準になつておるわけでございまして、私どもは価格算定の方式に従いましてこういうファクターを織り込んでいかざるを得ない、こういうふうに考えておるわけでございます。

○安井委員 私今までいろいろ挙げてきたのは、黙つておれば乳価を大きく引き下げる要素になる問題点をずっと挙げながら、それへの対応を質問という格好で提起をしているわけです。そのままいいかげんに計算されると乳価は物すごく下がってしまう、こういう決定になつてしまふからであります。ですから、飼料の問題も、なるほど下げ傾向で来たという現実はありますけれども、これから先の見通しも計算基礎の中に入れて安定的な要素と、私はそういう言い方をしたわけでありますけれども、そういう計算をぜひしていただきたいと思います。

そこで、これはことしの乳価の問題ではないかもしませんけれども、自給飼料のコストの引き上げあるいは飼料自給率の向上ということがこれから酪農、国際化を要求されている酪農にとって非常に重大な問題ではないかと思うわけであります。そのためには、どういう問題があるのか、そういう点からひとつ伺つておきたいと思います。

○濱田説明員 大家畜畜産経営におきまして生産性の向上を図り経営体質を強化するという目的のために、低コスト生産によります飼料基盤の確立

をしていくこと、飼料基盤に立脚した經營を育成するということは非常に重要なことだといふうに私どもも認識をしておるわけでございます。そのため飼料自給率の向上に特段の配慮を払つていかなければならぬということで、私どももこれまできそれなりの努力をしてまいつておる所存でござります。

具体的に申しますと、既耕地におきます作付の拡大、草地開発の計画的な推進あるいは里山、林野等の未利用、低利用地の活用を促進することによりまして、飼料生産の増強のための生産基盤の確保とその高度利用を推進しておるわけでござりますが、そういうこととあわせまして、機械の共同利用体制の整備、公共牧場の効率的な利用、それから耕種農家との連携を通じまして粗飼料の低成本生産を推進して、より有利な飼料生産あるいは利用の効率化を図つていくということを実施してまいつております。ただ、最近の問題といたしましては円高でかなり外国物が入りやすくなつておるということがございますが、我々の計算によりましても、なお大家畜畜産におきまして粗飼料を自給をしていくことには有利であるとしているところでござりますので、先ほど申し上げましたような方向で今後とも粗飼料の供給確保につきまして努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○安井委員 優等生の作文みたいな御答弁でありますけれども、本当にそのとおりきちっとやつてもらわなければいかぬわけで、それに伴う財政措置がなければいかぬわけですね。これは将来へ向けての問題ですから、後でさらに議論したいと思ひます。

ところで、私が特に自給飼料という問題を持ち出してきたのは、これまでの農林水産省の乳頭計算では、搾乳の方の労賃は製造労賃を基礎にしているが、自給飼料の関係の労働費は農業労賃で計算している。非常に大きな差をつけて無理やり乳価を下げるというふうなやり方を今日までやっておきているわけであります。今おっしゃつたよう

に、自給飼料をしつかりやつてもらうということ  
が非常に重大だということをおっしゃっている以  
上、私は、労賃におけるそういう問題も、自給飼  
料を一生懸命にやればそれに報いるような道が労  
賃の計算の中でも出てくるんだ、そういうふうに  
進めていただかなければならないと思わわけであ  
ります。同じ農家のおやじさんが搾乳した手でま  
たトラクターを運転していく、こういうことであ  
りますから、ちっとも変わりないので二つを区分  
するというやり方が非常におかしいのではないか  
と思いますが、この点はどうお考えですか。

○濱田説明員 保証価格の算定上、労賃につきま  
して差があることは先生御指摘のとおりでござい  
まして、飼料作物労働につきましては農村雇用労  
賃で評価がえとして物価修正をしているということ  
でございます。この飼料作物労働の評価に採用し  
ております農村雇用労賃の中には、製造業、建設  
業、運輸通信業等、他産業をも加味いたしました  
当該農村地域における標準的な労賃水準というも  
のが含まれておるわけでございまして、そういう  
ような労賃水準になつておるわけでございます。  
したがいまして、飼料作物労働の評価基準とい  
しましては、これを使うことは妥当なものであろ  
うと考えております。

なお、飼育労働につきましては、従来から主要  
加工原料乳地域におきます製造業労賃をもつて、  
これは規模五人以上でございますが、その製造業  
労賃をもつて評価がえをしておるわけでございま  
すが、これは酪農におきます飼育管理労働が年中  
無休であり、非常に拘束的なものであるという特  
殊性に着目をいたしまして、特に製造業労賃をも  
つて評価がえをするというふうにしておるわけ  
ございまして、飼料作物労働とこれを同様に取  
り扱わなければならぬというふうには我々は考  
えておりません。

○安井委員 それがおかしいのです。酪農家へ行  
つてお聞きになればわかりますけれども、乳を搾  
るものもそれから耕運機で耕作を進めていくのも同  
じ手でやっているのです。同じ人がやり、同じ手は考  
えておりません。

なんですよ。それが両方違った形で評価されることがありますから、私は、これはあしたの乳価算定の際に何らかの形で新しい考え方をあらわしてもらいたいということを要望しておきたいと思います。

ところで、加工原料乳の労賃は、これは北海道が大部分でありますから北海道の資料で計算されるわけでありますけれども、北海道の去年の製造労賃というものは鉄鋼、炭鉱、造船、もう軒並みの不況によつて統計的には極めて低く出ているわけです。全国よりもずっと低く出ています。それをそのまま計算基礎に入れて新しい年の乳価の決定の資料に当たっていくことは問題ではないかと私は思うわけであります。全国的にも景気の回復が出ていますけれども、北海道も内需の拡大で労賃もアップに転しています。ですから、去年低かつたからことしも去年の数字をそのままというのでは間違いになるわけで、これから搾る乳はこれから投入する労賃によって搾られるわけでありますから、それを十分に考えていただかなければいけぬ。あるいは全国労賃を当てはめてみるとか、そこで一つ工夫が要ると思うのですが、その点どうですか。

そこで、労賃がコスト計算の中では減少しているわけがあります。それはもう一つには生産性の向上によるわけです。機械化や合理化が進んだ結果労働時間が短縮されているということから出ているわけですが、その労賃の減少という形であらわれてくれれば、そつくりそのまま計算するれば何のことではない酪農家の手取りが減るだけで、一生懸命に設備投資をして生産性を上げていったら手取りがだんだん減る一方、これではおかしいわけなんで、その部分を農民にも還元する、そういう考え方方が乳仙決定の中でも必要だと思うのです。どうですか。

○濱田説明員 不足払い制度におきましては、生産されます牛乳の相当部分が加工原料乳地帯であるということになるわけでございます。具体的には北海道ということになりますが、その地域での牛乳の再生産を確保すること目的とするということになつておきまして、保証価格につきましてもそういう現実の生産コストに見合つたものになつておきましては、先ほども申しましたけれども、農家所得の確保という観点から申し上げますと、労賃につきましては、先ほども申しましたけれども、他産業労賃で評価がえをするというようなことによりまして一定の配慮が払われている、というふうに考えております。

いずれにいたしましても、現在の保証価格算定方式につきましては、長年にわたりまして専門家の御意見も取り入れて確立された方式でござります。そして、乳価算定方式としては最適なものと考えております。また、酪農経営は現在どちらかといいますと極めて好調な状況にあるということをござりますし、片や十二品目問題を初め内外価格差の縮小を求める消費者の声があるということも認識をしなければなりませんで、保証価格の引き上げることながらのような算定要素をこの際新たに導入するということにつきましては国民への理解が得られるような状況にはないのではないかというふうに考えております。

○安井委員 そこはもう基本的に私どもと意見が違うのですけれども、それよりも私たちが言いたいのは、特にこの間北海道を見て酪農家の牛舎にも足を入れてきたその印象からいっても、北海道の酪農経営は日本でも一番生産性の高さを誇るわけであります。あれによつてはECよりも統計的には高いわけです。まさに世界の一、二といふか、十指の中に十分入るだけの生産性を持つようになつてきてゐるわけです。ですから、これは高度の計画性、技術水準、今までそういうものの結果があらわれてきているわけです。労働の質の向上ということを十分に理解しなければいかぬと思うのです。

だからこれは、大臣お戻りでござりますけれども、私は、何か百姓といえども、チヨンというふうなものではなしに、とりわけ酪農というのは極めて高度な水準の労働で行われてゐる一つの産業だ、こういう見方で考えていただかなければいかぬし、したがつて、そういう状況をつくるには一生懸命に勉強していまますよ、そういう研修費もコストの中に算入してあげるという努力も必要ではないか。そういうところまで農林大臣が考えてくれたというとさらに励みを持って酪農の発展に努力するということになるとと思うわけであります。ですから、そういう中で生産性を引き下げるということによつて生じた部分を酪農民に還元してあげる、こういうことをもつと積極的に乳価の上にもあらわすべきではないか、そう思うのですが、大臣どうでしようか。

○濱田説明員 安井先生お話しの労働の種類、質的、量的などを頭に置いてのお話ではないかとうふうに私は受けとめたわけでございますが、酪農に取り入れにつきましたては、この種の労働がその内容、態様が極めてさまざまございまして、しかもそれぞれの時間を適正に把握することが困難で

あるというような問題がございまして、なかなかそれを取り入れがたいということでございます。なお、先ほども申しましたけれども、現在の保証価格算定方式につきましては、長年の間の専門家の意見を取り入れて確立された手法でございまして、乳価算定方式としては、今考えられるものの中で最適のものであろうというふうに考えていて次第でございます。

酪農家は非常に勉強をしておるし、經營そのものについて採算性の追求もしておるというような意味に受け取られる、非常に一生懸命にやっておるんだ、こういうことであります。であるから、そういうことを頭に置いていろいろ考えなさい、こういう御意見だったろうと思うわけでございます。

におきましても水産関係者におきましても、あるいは縮作畑作農民におきましても、今日は非常に昔と違つて今おっしゃるようなスタンスで経営努力をしておられる、私はそう思つております。それだけに広い意味の食糧供給の責務を負つて一生懸命にやつておられる方々に対して、私自身は丁寧な運びが必要である、殊のほか理解を示すべきである、こういうふうに考えておることを申し上げておきたいと思ひます。

○安井委員 大臣が出たり入ったりされるものだからこちらの質問もどういうふうに組み立ていいのか困つてゐるわけでありますけれども、もうあとわずかしかなくなりましたので、最後に、外圧の中できれから酪農なり畜産を進めていくためには、飼料だと肥料、農薬だと農機具など、かそういう関係産業もコストダウンに努力してもらわなければいかぬわけです。農民だけがみんな頑張ればでさる、それは間違いなので、財界は農業は過保護でしからぬなんて言うけれども、えさの産業 肥料は化学産業でしよう、農薬も化学産業ですね、農機具は重工業でしよう。そういう

工業の分野で、財界の方もその偉い人が組織をしているわけありますから、それらの人たちが本気になって日本の農業のコストを下げていくんだけ、こういうことになってくれなければ、農民が幾ら努力しても円高ではとやられてしまう、こういうだけなんです。

ですから、そういう状況の中でもう少し具体的に、言葉では言うんですよ。そう言いますと、いや、そういう努力をしてますとか何とか言葉で出てくるわけでありますけれども、具体的に外国のこういうものと日本のこれらとの価格差だとか、何か資料をきちっとお出しになつたらどうでしょうか。そういう中で、それに対する具体的な答えを経済界、産業界からもらつてください。そういう手順をしつかりやつていただきたいということをひとつお願ひしたいのですが、どうですか。

○佐藤国務大臣 財界筋において責任ある立場の方々がこう言われた、ああ言われたという報道によって私自身も困惑することがしばしばでござります。例えば名前を挙げて恐縮かと存しますが、経団連会長はたまたま私の郷土の先輩である。いろんな食糧政策を頭に置いて生産をしておられる方々について、みんな今のままでいいけない、何とかひとつもう少し考え方直しながら将来の展望を切り開いていこうと自覚をしておるときに不用意な発言は困りますと直接申し上げたこともございます。

もちろん私は生産者の立場にも立つし、同時に今日手を入れなければならない流通機構、流通関係者の方々に対しても私ども申し上げねばなりませんし、もちろん消費者ニーズにこたえるという姿勢が必要でございまasuし、そういうことによつてひとつ食糧政策の遂行を万全なものに果たしていこう、こういうことでござりますので、私は二度ならず三度財界首脳にそのようなことを、立ち話ではありますけれども申し上げた経緯がござります。再生産資機材、それぞれの企業においても、と考へるべきだ、私もそのようふに思つておりますし、またそうした業界に対しても農林水産省が適

ですから、そういう状況の中でもう少し具体的に、言葉では言うんですよ。そう言いますと、いや、そういう努力をしてますとか何とか言葉で出でてくるわけでありますけれども、具体的に外国のこういうものと日本のこれらとの価格差だとか、何か資料をきちっとお出しになつたらどうでしょうか。そういう中で、それに対する具体的な答えを経済界、産業界からもらつてください。そういう手順をしつかりやつていただくということをひとつお願いしたいのですが、どうですか。

よつて私自身も困惑することがしばしばでござります。例えば名前を挙げて恐縮かと存しますが、経団連会長はたまたま私の郷土の先輩でもある。いろんな食糧政策を頭に置いて生産をしておられる方々について、みんな今のはいけない、何とかひとつもう少し考え方ながら将来の展望を切り開いていこうと自覚をしておるときに不用意な発言は困りますと直接申し上げたこともござります。

もちろん私は生産者の立場にも立つし、同時に今日手を入れなければならない流通機構、流通関係者の方々に対しても私ども申し上げねばなりませんし、もちろん消費者ニーズにこたえるという姿勢が必要でございますし、そういうことによつてひとつ食糧政策の遂行を万全なものに果たしていこう、こういうことでございますので、私は二度ならず三度財界首脳にそのようなことを、立ち話ではありますけれども申し上げた経緯がござります。再生産資機材、それぞれの企業においてもつと考へるべきだ、私もそのようと思つておりますし、またそうした業界に対しても農林水産省が適

的に行行政指導を申し上げていく、そして何か具体的なことがあれば、それはどこからどうして出てきたのかという数字等についての見きわめも、農林水産省実務の専門家からはそういう詰めは当然しなければならぬものと心得ております。

○安井委員 もう時間がないのでこれで終わりますが、立ち話ではなしに具体的なきつたりした資料をつくってください。アメリカから貢ってきましたラクターとこちらの国内のラクターとの差、同じ肥料でも輸出の方は安いのですから、そういう具体的な資料でやはり渡り合ってください。

それで、この御答弁はあればいただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、肉畜から牛乳の問題の最終的な段階に今入っておりますから、若い農民が将来に展望を持つて頑張れるような方向で、きちっとした適正な価格を決めていたい、そのことを強く要望して終わります。

○佐藤国務大臣 一言だけ付け加えさせていただきたいと思いますが、わかりやすく言おうと思つて経団連首脳の話をちょっと出したんで、正直に立ち話は三回ほどしておりますから申し上げたんですが、経済界あるいは農協中央会、全農等農業会議所主催による朝食会等もございまして、一時間ほど私の食糧政策に対する考え方をただされ質疑応答もいたしたところでございます。大臣就任早々のことですございます。その際も明確な私の所見を申しあげておりますし、いろいろそういうことがあります。しかしこんな話をしていると切がございませんから、私もあなたが考えておられるように財界側の不用意な発言というものは、報道が確かなものであるとするならば、それは差し控えてもらいたい、こういうことを明言いたしておるところをございます。

○菊池委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は、大臣に質問して、その流れの線に沿つて外務省の見解も聞きたいと思っておったが、大臣はちょっとと中座をされますので途中から入るわけですが、外務省からお尋ねします。

すが、立ち話ではなくに具体的なきつたりした資料をつくってください。「アメリカから買ってきたトラクターとこちらの国内のトラクターとの差、同じ肥料でも輸出の方は安いのですから、そういう具体的な資料でやはり渡り合ってください。それで、この御答弁はあればいただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、肉畜から牛乳の問題の最終的な段階に今入っておりますから、若い農民が将来に展望を持つて頑張れるような方向で、きちっとした適正な価格を決めていただきたい、そのことを強く要望して終わります。

ことがあります。しかしこんな話をしていると  
りがございませんから、私もあなたが考えておら  
れるように財界側の不用意な発言というものは、  
報道が確かなものであるとするならば、それは差  
し控えてもらいたい、こういうことを明言いたし  
ておるところでございます。

○菊池委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は、大臣に質問して、その流  
れの線に沿つて外務省の見解も聞きたいと思って  
おつたが、大臣はちょっと中座をされますので途  
中から入るわけですけれども、外務省からお尋ね  
します。

ガットですが、これは正確には関税及び貿易に  
関する一般協定ということなんですね。世界銀行  
とかIMFとか、こういう機関と一緒に戦後の世  
界経済の復興に果たした役割は大きいと言われて  
おるのですが、このガット、つまり一般協定に基  
づくといってできたガットと我が国の国内法との  
関係はどういうふうに理解したらいいのか。正直  
申し上げまして、私ども農林水産業に關係して國  
政に携わっている者は、最近ともかくガットへ  
ガットへ、過般の十品目、今度のオレンジ、牛肉  
もガット裁定、こういうことが言われておる。こ  
の間カナダの方から木材もガットへガットへと、  
世界はガットへ言えば何でも解決すると言われて  
おるんだが、このガットと称するものと我が國の  
国内法との關係をどういうふうに理解したらいい  
のか。外務省が担当だそですか、外務省の方  
からまず御見解をお聞きしておきます。

関係はどういうふうに理解したらいいのか。正直申し上げまして、私ども農林水産業に關係して國政に携わっている者は、最近ともかくガットへガットへ、過般の十品目、今度のオレンジ、牛肉もガット裁定、こういうことが言われておる。この間カナダの方から木材もガットへガットへと、世界はガットへ言えば何でも解決すると言われておるんだが、このガットと称するものと我が国の国内法との關係をどういうふうに理解したらいいのか。外務省が担当だそうですから、外務省の方からまず御見解をお聞きしておきます。

れた場合には、この勧告はガットの全加盟国、紛争当事国まで含めた全加盟国とのコンセンサスによって採択されることになつておるわけでございま  
すからこののようなコンセンサス、手続によつて採  
択された一つの勧告に対しましては、我が国とい  
たしましてそこで示された判断を否定するような  
立場はとり得ないというように考へてゐる次第で  
ござります。

○田中(恒)委員 そういういたしますと、過般ガット  
の問題で幾つかの品目についての裁定が下され、  
我が国はこれを一括受諾したという形になつてお  
るわけですが、それが国内法との関係で仮に国内

法の改正などが必要だという場合には国内法改正をやらなければいけない、こういうことですか。つまりガットというものは我が国の既存の国内法の上方に存在をしていく、こういうふうに理解をすべきなんですか。

○内田(勝)政府委員 ガットの裁定が出まして、それが国内法に違反しているという状況が生じました場合に、そのままガットの裁定あるいはガットの判断が国内に適用されるということはございませんけれども、当然にガットの裁定に従いまして、国内法の規定がガットの勧告に明白に背馳しているという状況のもとでは、我が国といたしましては国内法を変えなければならないという義務が生ずると考えます。

○田中(恒)委員 私は、実はきょうは、この問題はあなたのところじやなくて法制局を呼んで法制局から聞いたと思ったのですけれども、何かなたのところが担当だからと言うからあなたのことろに急に変えていただいたわけだが、外務省というのは世界のどの国とも仲よくする、国としてはそうでしょうが、しかし、法理論的にはいろいろな意見があるのじやないでしようか。私ども、アメリカの学者の中でも、ガットは州法を上回るけれども合衆国の連邦法等は必ずしも上回るという状況ではない、こういう学説を言う学者もおる、こういうふうに聞き及んでおりますし、この問題については法理論上からいろいろな問題がある。つまり、多數国の協定である、条約である、こういうところに、ガット自体も全加盟国が一括賛成をしなければという前提がついておりますね。

そういう問題から、法理論的にはいろいろ意見のあるところだ、私は、この議論をきょううする暇もありませんが、そういうふうに承っております。外務省という立場では今おっしゃられたようなことが言えるのじやうが、この問題については若干の問題が残っていると、どういうふうに私は理解しておるのでが、間違いでしようか。

○内田(勝)政府委員 國際法と国内法の関係につ

きましては私も必ずしも専門家でございませんので、正確な答弁ができないかもしれませんですが、各国におきまして國際法の国内法への受容性について幾つかの異なる意見があることは事実かと思います。

ただ、我が国の場合におきましては、日本国憲法に従いまして、憲法上國際法と国内法が矛盾する場合には國際法が優先するという明文の規定を置いております。もちろん、それは先ほど申しましたとおり國際法がそのまま国内に適用されることではありません。そこで、國內法がある以上国内法が国内で適用されることもとよりでございます。

○田中(恒)委員 この問題はこれまでおきましては、國際法と国内法が矛盾する場合には、そこに矛盾する国内法が適用されている限りにおいては、さまでして國際約束、國際法上の義務が履行されてないという状況が国内で生じている。これは何らかの形で措置される必要があると考えるのが私どもの考え方でございます。

す。

そこで、農林省にお尋ねいたしますが、牛肉はある程度の意見があるのじやないでしようか。私ども、アメリカの学者の中でも、ガットは州法を上回るけれども合衆国の連邦法等は必ずしも上回るという状況ではない、こういう学説を言う学者もおる、こういうふうに聞き及んでおりますし、この問題については法理論上からいろいろな問題がある。つまり、多數国の協定である、条約である、こういうところに、ガット自体も全加盟国が一括賛成をしなければという前提がついております。

そういう問題から、法理論的にはいろいろ意見のあるところだ、私は、この議論をきょううする暇もありませんが、そういうふうに承っております。外務省という立場では今おっしゃられたようなことが言えるのじやうが、この問題については若干の問題が残っていると、どういうふうに私は理解しておるのでが、間違いでしようか。

○内田(勝)政府委員 國際法と国内法の関係につ

行ったところであります。現段階まで我が国牛

肉の国家貿易については、この通報を行つたことに対しましてガット加盟国から異議の申し立てはございません。

○田中(恒)委員 ですから、牛肉は國家貿易品目である、ガット十一条二項ですか、いわゆる輸入制限に関する例外規定に属する農産品であると認められております。もちろん、それは先ほど申しましたとおり國際法がそのまま国内に適用されることもとよりでございます。

す。

ただ、我が国の場合におきましては、日本国憲法に従いまして、憲法上國際法と国内法が矛盾する場合には國際法が優先するという明文の規定を置いております。もちろん、それは先ほど申しましたとおり國際法がそのまま国内に適用されることもとよりでございます。

す。

○濱田説明員 お答えいたします。私どもは、今申し上げましたような経緯を踏まえまして牛肉は國家貿易であるというふうな認識に立っております。今後牛肉交渉につきましてどういうふうに臨んでいくかということにつきましては、そのことも含めまして諸般の情勢を総合的に判断して、日下政府部内で慎重に検討しているところでございます。

○田中(恒)委員 オレンジ、牛肉の当面の自由化の問題の幾つかの問題点をこの委員会で若干議論をして、総合的に大臣に御意見もお聞きしたいとおもふるが、この前もちょっと言いかけたのですけれども、私は思つておるのであります。つまり、果樹の第五条、六十一年四月の同法改正時にこれは議員修正として加えられた条項ですね。この条文を政府はどういうふうに受けとめていらっしゃるのか。

これには、外国産果実の輸入で価格が低落した

ことがありますし、またその内容が、果実の輸入によ

りまして価格が著しく低落しましたはそのおそれ

があるという場合であつて、かつ生産、出荷の安

定に関する措置によって事態を克服し得ない場合

に「相当と認められる措置」を講ずる、こういう

規定のしぶりになつてゐるところでございます。

ただいま先生の方から、具体的にどういう場合

あります。この点は一体どういうふうに考えていいのか、あるいは「相当と認められる措置」をしなければいけないということになつておりますね。

が、こういう点が実は議員修正でありましたからこの「相当と認められる措置」とは一体どういうものが考へられていくのか、あるいは大臣がよくおつしやるこの条項が適用される手順というものが要ですね、その手順はどういうものがあるのか、こういう点が実は議員修正でありましたから公には不明確なままでこの条文は発足をしておりません。

私は、これらの点についてきょうこであなたの方からお答えが出来るとは思つていなければいけません。私どもは、ことしのミカンの異常な大暴落というのは、まさに外側は外國の異常な競合果実の輸入というものがバックにある。役所と話すと、それは直接ないというようなることを言つたのだけれども、国内のイチゴがどうだとか言つたのだけれども、実質的に、後で統計を出してみればわかるが、果汁を入れれば恐らく二百万トンを超す異常な円高下の生鮮果実の輸入というものがやはりバックになつてゐることは事実ですよ。そんなことなども考へると、今ミカンの生産地などでは、私の県などでは県会で知事がこの第五条発動を政府に要請する、こういう答弁もしておるわけであります。いざれにせよ、この運用に当たる農林水産省として、この条文についての考え方をこの際お示しをいただきたい、こう考へます。

○吉岡政府委員 果振法五条の制定の経過につきましては、ただいま先生がお触れになつたとおりござりますし、またその内容が、果実の輸入によりまして価格が著しく低落しましたはそのおそれがあるという場合であつて、かつ生産、出荷の安定に関する措置によって事態を克服し得ない場合に「相当と認められる措置」を講ずる、こういう規定のしぶりになつてゐるところでございます。

にどういう措置ということをやるのか、その準備をまたしておかなければならないのではないかと。いう御趣旨のお尋ねでございますが、この条項の発動が、先ほど先生お触れになりましたけれども、例えば価格についてどの程度であればこれを発動するに相当するかというところは、なかなか機械的、一義的には決めがたいのではなかろうか。この条文の趣旨、また国際条約との関係もあるわけでございますので、そういうところを総合的に判断し、そのときどきの状況によりましてどういう措置を講ずるかということも含めて発動される場合はされるべきものというふうに考えておる次第でございます。

○田中(恒)委員 発動されるべきときには発動す

るというのじやわからぬので、もっと具体的に聞きますが、この第五条の条文に基づいて、政府として例えば政令なり省令なりあるいは通達という方法もあるのでしょうか、そういう問題を通して考え方を明らかにしなければいけない、特に政省令という問題は関係ございませんか。その辺でこの条項についての具体的な考え方、基準というのを明らかにしていく必要はないのですか。

○吉國政府委員 この条項は特定果実に関する条

項でございますが、私ども現在特定果実として指定をいたしまして需給安定措置が必要であるといふことでやつておりますのは、御存じのとおり温州ミカンでございます。現在の温州ミカンの問題は、ことしの作柄、いろいろと生産調整努力が行われたにもかかわらず、天候等の事情もありまして、また需要面の問題、そういうふうなことは現在の状況が発生をいたしておるわけございます。私ども、機械的、一般的にどういう場合にこの条項を発動すべきものになり、またそういう場合にどういう措置を講すべきかということは、そのときどきの事情というものをやはり踏まえてやるべきある、というふうに思つておりますし、先ほども申し上げましたように国際条約との関係にござりますので、そういうふうな総合的な判断のもとに決定されるべき問題であるうといふうに考

えておる次第でございます。

○田中(恒)委員 さっぱりわからぬです。さっぱりわかりませんが、これは大分順序立てておる

のですよね。第四条の何項以降のいろいろな措置

をやつてもなおそういうものが歯どめがきかない

場合にはこれをやつしていくという手順になつてお

るので、需給調整をやつたり、ミカンでいえば摘

果をやつたり調整保管をやつたり、いろいろな施

策を講じてもなお影響が出ておるという場合には

やはりこの条項で必要な措置をする。必要な措置

とは何だといふことになれば、外国輸入果実によ

つて影響を受けるのでありますから、外国輸入果

実についての何らかの規制措置をするということ

だと思うのですよ。私どもはそういうつもりでこ

の条文を策定した経過があるわけですが、そりい

う認識を持つてもらわないと、そのときそのとき

の情勢で、どういう情勢なのか、それを明らかに

してもらわないと正確なこの条項が——それはわ

かりますよ、今言いにくいということは。だから

私ども、この条文については極めて安易な議会の

審議で通したということはありますよ。今もなお

続いているということはわかりますよ。わかりま

すが、日本の畜産も果樹も米も外国からいろいろ

きんとした城づくりをしておかなかつたら、簡単

にこの荒波を防ぐことはできぬですよ。それを

言うたら、あつちを刺激してどうだこうだといふ

ような心配があるということも私はわかるけれども、私なんかも比較的おとなしい人間だからそういうふうにして、国内外的にやつていくんだからそ

ういう氣がないことはないけれども、しかしここま

で来るとやはりきんとして、我が城はこういう

ものが、農業諸立法の中では外國の競合品との関

係についての規定をしておるのでありますから、私は

こここのところについて明確な方針をぜひ農林水産

省は出していただきたい、これは果樹だけじゃありません。今当面する畜産の問題、あるいは予想され

る米の問題を含めて深い検討をしていただく必

要がある、こういうふうに私は考えます。

大臣は途中からお見えになりましたから十分な

議論の経過をお聞きできませんが、今の範囲で

御意見がございましたら承っておきたいと思うの

です。

○佐藤國務大臣 申しわけありません、今ちょっと頭の整理ができておらず申し訳ございませんが、そ

うの条文を策定した経過があるわけですが、そりい

うお説ではないかと思つたわけでござりますけれども、しかし要は、アメリカ

に対して、日米間の話し合いの際に十分我が方の

進め方、我が方の政策というものがよくわかるよ

うにいろいろな準備をしておくべきだ、こういう

お説ではないかと思つたわけでござりますけれども、それはどうも済みません、そ

れじやちよつと差し控えます。

○田中(恒)委員 それじゃ大臣、実は私の方もちよつと困つておったのですけれども、改めてお聞きをいたします。

牛肉、オレンジの問題ですが、きのうもこの問題で相当意見が出た、きょうも出た。大臣の御答弁は何遍もお聞きしましたからほんば暗記しました

が、テーブルに着くか着かぬかというところであります。テーブルに着くか着かぬかの問題はやり

きをいたします。

牛、オレンジの問題ですが、きのうもこの問題で相当意見が出た、きょうも出た。大臣の御答

弁は何遍もお聞きしましたからほんば暗記しました

が、テーブルに着くか着かぬかといつたよう

身、どういう意見を日本側が持つかといったよう

なことは、今は三月末になつておるからなかなか

こういう場では言いにくいということのようであ

りますが、ただ私どもは、これまでの佐藤農林大臣が御就任になつてからこの場での御意見も聞いておる。つまり牛、オレンジは極めて困難で

ある、こういう表現であったと思ひますね。前の

歴代の農林大臣は、できない、こう言いつつたと

思つたが、困難であると言つとこつちはちよつ

と気にかかるべつておるところもありますけれども、

しかし極めて困難である、こういう立場で、よく

おる。細かいことは言いませんけれども、これは

あなたなんか知つておるようだ、乳製品と

いうのは七〇%程度は事業団在庫に依存してお

ますが、三〇%がスルット買ひですね。外資なんかはほとんど全部スポットでやつておるのですね。いろいろな業者からいろいろな業界の諸君に会つて話すと、もう足らぬ。だから輸入になるかもしませんといふ声が出でるわけなんですね。それほど窮屈しておることは事実ですよ。

「だから、私どもはどう考えたって、昨年の六十一年のどの十六万トンと称するものはもうないんだから、いざにせよ一百十万トンという限度数量は、これは最低であります。が、これに今まで

いけば不足分などを加えて、既に北海道などでは前倒しの生産計画の変更をやらでるでしょう。全国的にも、中央農業会議は昨年六・六万トンの追加といふかあれをやつてどうやらこれを乗り切らておるが、これから見通しとしてはあなた方へ一層御承知だが、五月の連休に向けていろいろな業界が動くわけですね、ナイスクリームを中心にして、脱粉中心にこれは足らなくなるんだ、それははつきりしておるのでよ。ですから、そういう意味ではどう考えたって、あなた方が言う諸般の要素、計算をはじき出していく諸般の要素といふもの、限度数量については昨年を上回るという状況に大まかに言いますとならざるを得ない、こういう判断が常識じやないのですか。審議会の意見を聞くといつても、審議会だって同じような意見を言いますよ、数字で現実に出ておるのだから、そういうことは間違つてないと思うのですが、いかがですか。

○濱田説明員 六十二年度の限度数量の決定をめぐらまして乳製品の在庫の問題があるわけでござりますが、先ほどの申しましたように、六十二年度は予想外の飲用向けの需要増大によりまして在庫がかなり減ったというのは事実でございまして、ほぼ適正水準の在庫レベルになりかけておる、こういうふうな理解をしているわけでござります。しかし、今後再び過剰を招来しないようなおも配慮が必要であろうというふうに我々は考えておるわけでございます。それからさらに、六十七年度における飲用牛乳等の大額な消費拡大

が、果たして六十三年度にも引き続くものかどうかについて慎重に見きわめる必要があるということをおもに考えております。

それから加えまして、ガットパネルでの議論の経緯にかんがみまして、限度数量を増大させるということが我が國の立場から見て有利なのかどうかといふ問題もございます。こういうものもろもろの要件を総合的に判断をして、慎重に対処すべきであらうというように考えておる次第でございます。

○田中(恒)委員 慎重に対処してもらいたいし、いろいろな意見も聞いてもらいたいと思うが、これは具体的に客観的ないいろいろなあなたのところを持っておる数字で出てくるはずですから、ただ限度数量をふやせばまた金が要るし、どうだこうだという心配が先にならないようにならかじめくぎを刺しておきたいと思います。

二番目は乳価ですが、乳価といふものは、私は乳価の取引価格といふものは、単なる取引で牛をつくり乳をつくっていく、こういう形でさはないと思うのです。本質的にはこれは成分でしょ、乳がどういう内容か、これが基本的な乳価の牛をつくります。だから、今高品質の牛をつくりました。これは加工原料乳のウエートが高い地域の成分率をより強く反映したものといふふになつております。

○濱田説明員 基準取引価格を決定する場合に、この無脂固形分はどの程度見ておるのですか。

○濱田説明員 六十二年度の限度数量の決定をめぐらまして乳製品の在庫の問題があるわけでござりますが、先ほどの申しましたように、六十二年度は予想外の飲用向けの需要増大によりまして在庫がかなり減ったというのは事実でございまして、ほぼ適正水準の在庫レベルになりかけておる、こういうふうな理解をしているわけでござります。しかし、今後再び過剰を招来しないようなおも配慮が必要であろうというふうに我々は考えておるわけでございます。それからさらに、六十七年度における飲用牛乳等の大額な消費拡大に向かいわつあると思いますが、問題は、今問題

ね、この無脂固形分といふものについては取り上げられない。しかし最近の乳製品市場の動向といふものは、これについて次第に関心が高まつてきているということも事実であります。この無脂固形分といふものについてあなたの方で今後どう取り扱いをされていくお考えか、まずその点からお聞きをしておきたいと思います。

○濱田説明員 基準取引価格の算定に用いられております無脂乳固形分の率につきましては、六十年から過去五年間の実績に基づきまして従来の八・三六%から八・四五%に引き上げられたところでございます。この無脂乳固形分の率の八・四五%という水準は、財團法人日本乳業技術協会の調査に基づきまして全国の地域別過去五十年間、これは五十四年から五十八年でございますが、この五十年間の無脂乳固形分率を地域別の加工原料乳の認定数量割合によりまして加重平均をして算出されたものでございます。したがいまして、加工原料乳のウエートが高い地域の成分率をより強く反映したものといふふになつております。

○田中(恒)委員 我は当面これは適正な率として使用していくべきものであります。したがいまして、加工原料乳のウエートが高い地域の成分率をより強く反映したものといふふになつております。

○濱田説明員 基準取引価格を決定する場合に、この無脂固形分はどの程度見ておるのですか。

○濱田説明員 ただいま申しました引き上げられました結果の数字八・四五%でございます。

○田中(恒)委員 これは全国平均ですね。しかし他の問題は、生産費は北海道を中心で、北海道は高いでしょう。これは八・七とか八とか、そういう数字が出でるんじゃないですか、多少個々によつて違いますけれども、だから八・四五という数字、これは私どもが持つておる資料ではE.C.、例えば北海道はE.C.水準に達しておりますね。このE.C.と比較してみてまだ日本の方が開きが大きいです。これは直す必要があるんじゃないですか。

○濱田説明員 引き上げの根拠になりました財團法人日本乳業技術協会の調査といふのが、全国の

地域別過去五年間の無脂乳固形分率の地域別加工原料乳の認定数量割合により加重平均をして算出したものであるということを先ほども申し上げたわけでございますが、そのような算出方法でございますので、加工原料乳のウエートが高い地域の成分率がより強く反映されている性格を有しているものでございます。

それで、北海道の現在の数字、たまたま手元にございますが、今引き上げられました結果は八・四五%でございますが、六十年で八・五八といふ数字になつております。

○田中(恒)委員 その何とか協会といふのがいいかどうか、私ももう少し正確にこの問題を検討してもらいたいと思うのです。

○濱田説明員 ところのメーカーの決算を見るところのメーカーの決算を見ると、先ほどもお話をありましたが、史上空前のものであります。明治が一六・六%,森永が八・〇%,いすれも過去最高の経常利益を見ておりました。これは不足払いの基準取引価格、つまり販売価格から費用を引いて、そして乳価といふものを受けた。こう言われているのですね。雪印が経常利益二七・七%,明治が一六・六%,森永が八・〇%。いすれも過去最高の経常利益を見ておりました。これは不足払いの基準取引価格、つまり販売価格などで脂肪分を分けていくわけですからなかなかわかりにくく、という面はありますけれども、そこで原料に対する面が生産農民に返されていなさい、こういう問題が、最近全國的に脂肪率を上げ機などで脂肪分を分けていくわけですからなかなかわかりにくく、という面はありますけれども、それをどうなればいけない、こういうふうに私は思ひます。

○濱田説明員 わかる乳質といふが、乳の中を構成している成分を基準にして取引が行われるんだと、そういう方向に乳業界も向いておるし、価格決定もそういう視点をね。そういう意味では乳の取引といふものは、いわゆる乳脂肪三・二%を三・五%などという相当これは思い切った改正をせられた、こうしたことですか。まあまん個別政策をあなたの方の組み立てられ次第にその効果を上げておる、昨年は、とうか。

地元の乳業者も向いておる、とうか。それで、北海道の現在の数字、たまたま手元に出したものであるということを先ほども申し上げたわけでございますが、そのような算出方法でござりますので、加工原料乳のウエートが高い地域の成分率がより強く反映されている性格を有しているものでございます。

それで、北海道の現在の数字、たまたま手元に出したものであるということを先ほども申し上げたわけでございますが、そのような算出方法でござりますので、加工原料乳のウエートが高い地域の成分率がより強く反映されている性格を有しているものでございます。

○田中(恒)委員 その何とか協会といふのがいいかどうか、私ももう少し正確にこの問題を検討してもらいたいと思うのです。

○濱田説明員 ところのメーカーの決算を見ると、先ほどもお話をありましたが、史上空前のものであります。明治が一六・六%,森永が八・〇%,いすれも過去最高の経常利益を見ておりました。これは不足払いの基準取引価格、つまり販売価格から費用を引いて、そして乳価といふものを受けた。こう言われているのですね。雪印が経常利益二七・七%,明治が一六・六%,森永が八・〇%。いすれも過去最高の経常利益を見ておりました。これは不足払いの基準取引価格、つまり販売価格などで脂肪分を分けていくわけですからなかなかわかりにくく、という面はありますけれども、そこで原料に対する面が生産農民に返されていなさい、こういう問題が、最近全國的に脂肪率を上げ機などで脂肪分を分けていくわけですからなかなかわかりにくく、という面はありますけれども、それをどうなればいけない、こういうふうに私は思ひます。

○濱田説明員 わかる乳質といふが、乳の中を構成している成分を基準にして取引が行われるんだと、そういう方向に乳業界も向いておるし、価格決定もそういう視点をね。そういう意味では乳の取引といふものは、いわゆる乳脂肪三・二%を三・五%などという相当これは思い切った改正をせられた、こうしたことですか。まあまん個別政策をあなたの方の組み立てられ次第にその効果を上げておる、昨年は、とうか。

ては一定の権威のあるところだと思いますけれども、我々が現場でいろいろ聞いておる範囲でいくともつとある。だから差があるし、外国との比較をしてみても、細かい数字まで言いませんが、E.Cなどとはともかくまだ聞いておりますから、これを縮めていただければ基準取引価格に連動していくし、限度数量につながっていくと私は思うのです。そういう方法が考えられると思うのですが、いかがですか。

○濱田説明員

無脂乳固形率につきましては、改定をいたしましてからまだ年数がたっていない、それから我々が把握しております実態から見ましても、直ちにこれを再度改定するという必要性はまだ感じていないわけでございます。今後もう少し事情を勉強いたしまして研究してまいりたいと思います。

○田中(恒)委員

実際に無脂固形分というのは、もつといろいろな調査があると思うから正確に数字として把握をしてお示しをいただきたいと思うのですが、そういうことはやれるでしょう。あなたは八・四五などと言われたが、現実に全国の平均が八・四五なのかどうか。この問題についてもう少し突っ込んで検討してもらいたいと思うのですが。

○濱田説明員

我々の手持ちの資料によりますと、地域的な数字もございますが、場所によりましてはかなり低い数字になつてゐるところがござります。したがいまして、この数字についてどう評価し、その影響がどう出るかということは、もうしばらく研究をしてみませんと最終的な結論はなかなか得られないものだと考えております。

○田中(恒)委員

いま一つ乳製品で心配しておりますのは輸入の問題であります。特に最近の数字を見るとココア調製品というものが非常にたくさん入っております。今度関税の改定がありますけれども、その改定があつたとしても、輸入されたものとの競争の差は非常に大きい。このままいくとココア調製品はどんどん入ってくるという心配があるわけですが、これについてどのような行

政指導というか対策をお考えになつておるか、そともつとある。だから差があるし、外國との比較をしてみても、細かい数字まで言いませんが、E.Cなどとはともかくまだ聞いておりますから、これを縮めていただければ基準取引価格に連動していくし、限度数量につながっていくと私は思うのです。そういう方法が考えられると思うのですが、いかがですか。

○濱田説明員

無脂乳固形率につきましては、改定をいたしましてからまだ年数がたっていない、それから我々が把握しております実態から見ましても、直ちにこれを再度改定するという必要性はまだ感じていないわけでございます。今後もう少し事情を勉強いたしまして研究してまいりたいと思います。

○田中(恒)委員

いずれにせよ昨年対比で三五%から輸入がふえておるという状況ですから、これは特に目を向けてもらつてない通り抜けになりますよ。今度の八品目などの問題を通してみんなが心配しておるのは、自由化をされた場合にさまざまなものに大きな打撃を与えるような輸入が行われてくるんだという心配もあるわけですから、そういう意味ではココア調製品などははつきりとした数字が出ておるわけですから、特別に対策を立てていただきたいと思います。

〔委員長退席、保利委員長代理着席〕

そこで豚の問題であります。豚の輸入も円高で大変ふえておりますが、最近、食品衛生法で残留物が日本では認められていないスルファジミジンというものが、米国と台湾から輸入された肉の中にいることが検査の結果明らかにされたといふことがあります。これが検査を行つて、台湾産豚肉を含めて輸入豚肉につきましては、輸入時にスルファジミジンを含む抗生物質、農薬等の残留につきましてサンプリング検査を行つているところでございます。

一方、今回の米国産豚肉のスルファジミジン残留問題にかんがみまして、都道府県に対しまして、既に輸入された米国産及び米国産以外の輸入肉、それから国内産の豚肉についての検査の実施を依頼してきたところでございますが、三月十四日に東京都におきまして台湾産豚肉からスルファジミジンが検出されたということで、台湾産豚肉についても輸入時に全ロット検査を行うことといたします。その後三月十七日に埼玉県において、さらに十八日には輸入時の検査において、それぞれスルファジミジンの残留する豚肉が一件ずつ検出されたところでございます。輸入時に発見されたものにつきましては積み戻し、廃棄等の措置、それから都道府県において差見されたものについては販売の停止等必要な措置を講じられたところでございます。

○難波説明員 お答えいたします。

先生御指摘の件でございますが、初めに米国産

の豚肉でございますけれども、本年二月に米国において自國産豚肉のスルファジミジンに係る違反が多いという情報をお手元にございました。そのため、私ども厚生省いたしましては、それを認めたときに在京米大使館を通じて事実関係の調査を依頼するとともに、一月十九日から米国産豚肉について輸入時、検疫所において全ロット、スルファジミジンの検査を行つて、既に輸入されている豚肉の在庫につきましては都道府県にその検査の実施を依頼したところでございます。その結果、現在まで、輸入時の検査において三つのロットからスルファジミジンが検出されたため、当該貨物につきまして廃棄または積み戻しの措置を命じたところでございます。なお、既に輸入されたものにつきましては、現在都道府県等において検査が実施されているところでございますが、現在までのところ米国産豚肉からスルファジミジンが検出されたという報告は受けておりません。

次に、台湾産の豚肉についてでございますが、台湾産豚肉を含めて輸入豚肉につきましては、輸入時にスルファジミジンを含む抗生物質、農薬等の残留につきましてサンプリング検査を行つているところでございます。

一方、今回の米国産豚肉のスルファジミジン残留問題にかんがみまして、都道府県に対しまして、既に輸入された米国産及び米国産以外の輸入肉、それから国内産の豚肉についての検査の実施を依頼してきたところでございますが、三月十四日に東京都におきまして台湾産豚肉からスルファジミジンが検出されたということで、台湾産豚肉についても輸入時に全ロット検査を行うことといたします。その後三月十七日に埼玉県において、さらに十八日には輸入時の検査において、それぞれスルファジミジンの残留する豚肉が一件ずつ検出されたところでございます。輸入時に発見されたものにつきましては積み戻し、廃棄等の措置、それから都道府県において差見されたものについては販売の停止等必要な措置を講じられたところでございます。

○難波説明員 お答えいたします。

今回の米国産豚肉の件につきましては、米国の農務省から話し合いの申し入れがございまして、ふうにお考えになつていらっしゃるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○難波説明員 お答えいたします。

今回の米国産豚肉の件につきましては、米国の農務省から話し合いの申し入れがございまして、過日農務省の担当官と打ち合わせを行つたところでございます。この打ち合わせにおきまして米国側から、米国農務省が米国において豚肉のスルファジミジンの検査を行い日本の基準に合致する旨の証明書を添付した貨物については、日本における検査を省略できないかという提案がございました。本件は食品衛生上の見地から科学的に判断すべき問題であることから、提案は基本的に評価で

ついて事務レベルで話し合いを進めている最中でございます。

なお、輸入食品一般についてございますが、從来から、輸出国の公的検査機関が発給する證明書が添付されている貨物については、原則として日本において当該証明されている事項については再検査を行わないという扱いをしているところでございます。

なお、台湾につきましては現在事務レベルで協議中でございまして、米国と同じような申し入れがあれば同様に取り扱いたいと考えておるところでございます。

○田中(恒)委員 いずれにせよ、食品の安全性に対する国民の期待あるいは関心は非常に高いということを、私どもは先般の経理府の世論調査の中からもうかがい知ることがができるわけでありまして、輸出国が安全だということを出したものでも日本の中で有害であった、こういうものがありますね、今までに何回か。そういう事例もこれあることでありますから、やはり基本的に国民の食糧を預かる、特に輸入食料については農水省も多少関係しておりますが、食品衛生法の管轄である厚生省は、責任を持つてみずからこれは安全であるという認定ができるような状況をつくる必要があると私は思います。アメリカ、台湾との間は今お話し中のようにですが、専門相手国の検査でノンストップで入ってくるというようなことがうわさされておるようなことになりますから、厳重に日本の規定に基づいて相手国との話し合いをしていただきたい、こういうことを要望しておきますし、特に厚生省の食品安全体制については一層万全の対策を立てていただきたい、このことを要望して私の質問を終わらたいと思います。

#### ○保利委員長代理 竹内猛君

○竹内(猛)委員 私は、現在の農政の問題について現地調査の立場から農村の生の声を直接聞いてもらいたいということを幾つか質問をいたしました。まず最初に、私たち社会党の議員団が北海道

を、十八、十九の両日に十一名の国会議員と十名

を超える道会議員が参加をして、機路知事から道の農業の実情について聞き、さらにその足で自由化に反対をしている北海道の農業を守るために本書が添付されています。

十一団体との懇談、そして畑作農業の代表地である十勝地区で酪農工場、でん粉工場、これらを見学し、二つの農業協同組合及び町村長との懇談、それから酪農家を訪問、さらに十勝地区的農業諸

の結果は一部の新聞にも出ていると思いますけれども、本委員会において日本の食糧生産の重要な基地であり、土地利用型農業の特に畑作、酪

農の典型的な代表地区としての北海道の農業のことからならぬ、農林水産省の見解をまず率直にお伺いします。

○浜口政府委員 北海道農業につきまして私からお答えを申し上げたいと思います。

北海道農業は、恵まれた土地資源を有していることから、都府県に比べましても一戸当たりの耕地面積は約十一倍というふうに大きく、生産性があまり高いこと、専業農家の割合が四六%と高いこと、都府県は一四%であります。それと比べて大き

く高いわけであります。農業就業者の平均年齢が若いこと等すぐれた面を有しております、ただいま先生お話しのとおり、我が国の食糧の主要な生産基地として重要な役割を担っているというふうに考へているものでございます。

この北海道におきます最近の問題として自由化の問題等々ございますが、先生、現地をつぶさにこれが北海岸農業の主要な位置を占めていることを等にも配慮いたしまして、輸入数量制限の撤廃を行わないという方針を政府全体で定めたところ

でございます。今後とも北海道農業がそのまま特性を生かしつつ一層の発展が図られますよう、需要の動向に即した各種の生産振興対策を推進するとともに、農業生産基盤の整備、農地の流動化等による經營規模の拡大、あるいは技術の開

発普及等による生産性の向上とコストの低減、さらには流通加工体制の整備等を総合的に推進してまいります。

○竹内(猛)委員 今の官房長の答弁は北海道農業についての一つの面ではあるけれども、まだまだ北海道には問題があります。これは次々に率直に質問をしていきますが、私はこの際、建前ではなしに本音で話をし、あぜ道の農民の声を率直に聞いたわけですから、これは現在都府県で我々が想像している以上に北海道は深刻であります。

既に報じられているように、一月の元旦から農産物の自由化を阻止する農民の総決起大会が畑作地帯を中心に開かれ、二月の末で百三十五回以上、三月に入るとその数はさらにさらにふえておりますし、特に、アメリカの飼料を買うのをやめようという声、また政府は安易に妥協するなど強い要求、そういうことをいやというほど聞かれました。きょう農協中央会の壇内会長が訪米をしておりますけれども、会長もアメリカに行って、今までアメリカの飼料をたくさん日本は買っておるのにこれ以上買えといふのであれば、やはりえさの輸入ソースを変えなければなりません、こういうことを発表していかれました。

このことは大変いろいろなことで混乱をすると思いますけれども、その気持ちは十分に理解ができます。また、ジャガイモの有名な产地である俱知安の町においては、レガンの人形を形づくりてこれを焼き払う、あるいはアメリカ製のトラクターをたたき壊す、こういうような気持ちが各地であらわれております。

こういうことは従来の集会と違つて、単に十万

人等にも配慮いたしまして、輸入数量制限の撤廃を行わないという方針を政府全体で定めたところ

他雇用が大混亂をする、そういう状態の中で、農林水産省の今の答弁だけではなしに、やはり北海道

というものが今後受ける影響というものを考えたときに、どのような所感を持つかということについてもう一度述べてもいいたい。

○浜口政府委員 ただいま先生のお話の点でござりますが、まず私ども、日本列島の中で日本農業の位置づけといたしまして、北海道の畑作等々を中心にいたします農業の重要な位置づけというものを肝に銘じておきます。特に、北海道の大地上に依拠した農民の方々が展開されましたが、いわゆる北海道農業といたしまして規模の大きい要求、そういうことをいやというほど聞かれて、酪農あるいはその他のものにつきましてEC

を超えるといわれているところでございます。また、先生が御指摘のように、この成長の表の姿と合わせまして、北海道の農業に出でまいっておりりますいろいろな問題点といふもの、私もいろいろな視察とかあるいは御陳情とか、そういうふたものからも厳しく受けとめておるわけでござります。我が国全体の直面しております国際化の問題、自由化の問題といふものにおきまして、北海道のそういう農家の方々の苦惱の問題といふものはも受けとめた上で先ほどのような対応措置をとらしておられたいたい、とつていいといふ、こういう考え方でいるわけでございます。今後とも北海道農業の問題を農業問題の基軸として考えながら、我

が國農業の発展の中で位置づけをしていきたいと考えておられるわけでございます。今まで振興策を挙げて検討していきたいといふに考えるものでございます。

○竹内(猛)委員 北海道の農業を大事にするということはよく理解ができるけれども、しかし現在の農業に寄せられている外圧、すなわちアメリカからの強い攻勢、アメリカだけじゃない、他の国からもそういう要請がある。それから国内においては、やはり何といっても行革を中心として、米

農業が改められているということはまがいもないことはあります。この二つの大きな変革といふものは戦後の農地改革、三十六年の農業基本法で、それを上回るような市場開放論、つまり国際化、自由化、貿易摩擦、裸で海外の農業と競争しようとすることと同じような状況になつていて、そういう厳しい状況だと思う。大臣、この点についてどうだらう。

○佐藤国務大臣　北海道農業の位置づけとして、重要な役割を果たしておるということについては、官房長からお答え申し上げたとおりでございます。しかしそういう中につけて、今日の事態は

いじゅうじどでありますから九・四などと、まさに土地利用型の畑作と牧野を結合した代表的な農業の形態であり、それは粗生産によるところの經營形態だと言わざるを得ない。原料供給型の農業だといふことになります。そういうところに米で言えば、四八%の減反、全国の平均が二五%でありますから倍近い減反が強いられ、土地改良の負担もしなければならない。

しかも農家の収入といふのは米価の引き下げ等によつてだんだん圧力が加わつてくるし、そういう中で今度は自由化の波が——十品目中脱脂粉乳、これは原料は牛乳であります。でん粉はジャガイモであります。こういう北海道の基幹作目が今度は大きな波に洗われるという形になると、例えば牛乳の場合には二百六十六万トン(六千六百六十万升)であります。

してまだまだ歴史は浅い、その経験の中で足踏みが強いことは言えない。そういうことで、これを一生懸命に育てていかなければならぬという農林水産省としての行政の立場があるわけでございまして、そういうことを忘れてはいけない。テーブルづくりができるれば、私どもは牛肉等について何はこゝした事情というものを十分説明する、そして守るべきは守つていくということ、今委員がおっしゃるにはそれができるか、こういうことでございますが、それが成功するようになくてはならない、こう思つておるところでございます。

○竹内(福)委員 重ねて、しつこいようだけれどもなお質問をしなければならないことは、北海道の場合には二十一の脱粉の工場があります。この二十一の脱粉の工場が、もし今大臣が言われたようにこれを食いとめることができるトすれば問題はないけれども、もしこれが食いとめられない場合には壊滅のおそれがある、こういうふうに心配をしておる。小麦、ビート、豆類とともに畑作の輪作体系というものができ上がっておるこの北海道の畑作地帯においての極めて重要な營農体系といふものが崩れることになる。そこで地元では、政府の行政の手法というものが常に後手後手になつてゐるのではないか。脱粉が、ガットに提

Page 1 of 1

冒頭触れられたわけでござりますが、私は政策の整合性あるいは政府・与党の連續性、そういうことから考えて、前からのことをここで批判しようとは思いません。ただいま現在私が責任者として措置したことについて、十二月早々ガットにおける総会、あるいはことしの二月一日の理事会、そういう場におきまして我が方が苦渋に満ちた判断をしたことにについて批判を批判として率直に受けとめる、私はそのように考えております。

いずれにしても、そうした品目ごとに私どもが考えますることは、それで一つの、北海道であれば輸作体系というものが整つてきたり、それがどんどん崩れていくというようなことが絶対あってはならぬ、そこにまた国内措置もあれば国境措置ということもあわせて考えていかねばならぬ、そういうことも從来申し上げてきたところでございまして、私は御心配されるようなことが絶対にないよう取り組んでまいらなければならぬ、こう思つておるわけでござります。

○竹内(益)委員　土から出発して土に帰るという大臣だから、なかなか決意はかたいと私は信じております。

さてここで、あぜ道の農家の声というものを行政の責任と信頼ということについて質問をします。ときにはちょっと気分の悪いような言葉が出るかもしれません、これはお許しをいただきたい。私の声じやない、地元の声なんです。

私たち、北海道のみならず岩手県や島根県や鳥取や多くの地域に、現地のあぜ道の声を聞きながらいろいろな話をしています。もちろん与党の皆さんもそれぞれの話を聞いていることは知っていますけれども、やはり与党に言いにくいことは野党に主張してくれといふのは人情だと思う。これはわかりますね。そこで率直に、行政の政治責任とあぜ道の農民のその政治及び行政に対する信頼ということが政治の大重要なことです。その点についてたださなければならぬ。

その第一は補助金と農政に関する問題であります。今日の農政は、行政機関と農業諸団体並びに

冒頭触れられたわけでござりますが、私は政策の整合性あるいは政府・与党の連續性、そういうことから考えて、前からのことをここで批判しようとは思いません。ただいま現在私が責任者として措置したことについて、十二月早々ガットにおける総会、あるいはことしの二月一日の理事会、そういう場におきまして我が方が苦渋に満ちた判断をしたことにについて批判を批判として率直に受けとめる、私はそのように考えております。

いずれにしても、そうした品目ごとに私どもが考えますることは、それで一つの、北海道であれば輸作体系というものが整つてきたり、それがどんどん崩れていくというようなことが絶対あってはならぬ、そこにまた国内措置もあれば国境措置ということもあわせて考えていかねばならぬ、そういうことも從来申し上げてきたところでございまして、私は御心配されるようなことが絶対にないよう取り組んでまいらなければならぬ、こう思つておるわけでござります。

○竹内(益)委員　土から出発して土に帰るという大臣だから、なかなか決意はかたいと私は信じております。

さてここで、あぜ道の農家の声というものを行政の責任と信頼ということについて質問をします。ときにはちょっと気分の悪いような言葉が出るかもしれません、これはお許しをいただきたい。私の声じやない、地元の声なんです。

私たち、北海道のみならず岩手県や島根県や鳥取や多くの地域に、現地のあぜ道の声を聞きながらいろいろな話をしています。もちろん与党の皆さんもそれぞれの話を聞いていることは知っていますけれども、やはり与党に言いにくいことは野党に主張してくれといふのは人情だと思う。これはわかりますね。そこで率直に、行政の政治責任とあぜ道の農民のその政治及び行政に対する信頼ということが政治の大重要なことです。その点についてたださなければならぬ。

その第一は補助金と農政に関する問題であります。今日の農政は、行政機関と農業諸団体並びに

自治体等々を含めて、土地改良や営農施設や他の諸事業がやられてきました。しかも、それは長期の見通しを立てて、それに沿ってやるわけです。既に故人となられた東畑精一先生有名な言葉に、農林省というものは補助金の配分なんだ、こう言われたことがありますけれども、私は補助金は別に悪いとは思っていないのはり補助金はいい補助金とよろしくない補助金があると思います。そういう中で補助金の受け取るために外郭団体が生まれ、多くの高官が宦途おやめになるとそこにいすを求める、そこで仕事し、震ヶ関の本省とその関係とが一緒になつて震ヶ関農政というものをやつているというよう域では見ております。この震ヶ関農政といふと地域あぜ道の間隔が最近ぐらいたくなつたではない、こういうことであります。

ガットの受け入れ、米の減反、農畜産物の押し  
なべての値下げ、土地改良の期日の繰り延べ、負  
担の増加、農業必需品、農機具、肥料、農薬、諸  
資材が依然として原価もわからないままに相手方  
の商社の生産費所得補償で売り込まれている。そ  
して、その間にある中間機関においては、例えば  
畜産振興事業團のように農民からも指摘をされ、  
消費者からもこれはどうしているんだと言われる  
ぐらいになっているところもある。そして農家に  
は負債が累積をして後繼者がおらない、嫁も来手  
がない、こういう事態が避けられない状態になっ  
ている、この点についての感想を率直に聞かせて  
もらいたいというのが一つであります。いかがで  
すか。

○佐藤国務大臣 見識ある専門的立場におられる  
竹内委員の所信表明ともいえる広範にわたる一  
決して私は冷やかしで言っているのではないので  
す。まじめに言つてゐるのです。本当にそういう  
廣範にわたる所信表明にも似た感じの今お話をござ  
いました。これに一々全部答えていくとまた容  
易ではないな、こうも思つて今承つております  
た。その中で、今お聞きをしながら率直に私の感  
想を申し述べると言われば、官僚農政というお

でございまして、批判は批判として率直に受けとめながら、今風通しのいい、手前よがりだと言わぬまでも、私はいいと思っております。そういう中にあってひとつ真剣に、まずこの我が家の信頼關係を崩さないようにしながれども、私はいいと思っております。そういう中で信頼を基盤にして、また生産者の信頼にもこたえていかなければならぬ、こう思つておるところでございます。

○竹内(猛)委員 大臣の誠意のあるお答えを聞いて、それは風通しをよくしてもらいたいし、あぜ道との間の距離を縮めてもらいたい、こういう希望を持ちながらさらにもう一つ言わなければならない、ぜひこのことは言ってくれということでありますから、また申し上げます。

農家といふのは一遍補助金をもらい、指導を受けると動くことができないのです。そのときの金利で金を借りて、そのときの指導によつて豚舎をつくり畜舎をつくり、いろいろな施設をつくる。しかし、それを指導したところのそれぞれのボスにトにいらっしゃる方々はいつの間にか別なところに移る、時代が変わつても農家は移るわけにはいかない。そしてそれはあのときやつたからだ、こ

言葉は使われませんでしたけれども畠ヶ関農政、こういふ言葉がございました。そして行政の立場にある者、いろいろな立場にある者の信頼関係を強く主張された、こういふうに私受けとめたのがござります。私も政治家としての、いい悪いは別として私の個性もございます。私の考え方もいささかございます。そういうものを受けとめて、そして農林水産省のお役人と一緒になって風通しのいい環境の中で農林水産行政を進めていくに足る信頼関係は我が省にはある、ただいま現在、そういう意味においては私はその点は自信を持つてそう申し上げておきたい。

さて、そういう基盤の上に立って、生産、流通、消費、各般にわたるいろいろな御批判、そういう中にあって一つ一つ処理していくなければならぬ、寺こまに外交案件もある、こういうこと

○佐藤国務大臣 非常に答えにくい御意見がございました。お役人の任務を終えられてそして選舉に立つ、これはいかがなものかというような意は受けとめましたが、このことに於て被選舉権者としての一つの権利、これに私が言及するのにはいかがなものかと思いますので、その点はひとつ御了承いただきたいと思います。

現実問題として政策を進めていく中に、政策の継続性というもの先ほども私の口から言つておるわけでございまして、その継続性を考えれば、これはもう事なかれ主義で自分のときこうだったので後は知らぬぞということは許されないわけござります。そういう意味で長期融資の問題が負債として残っているとするならば、そうした個別案件については丁寧に扱うべきである、これも生徒はどこで発言のあつた方々にお答えをしておることでございます。

しかし、それは言ながらも、なおいろいろござりいいのかという声が上がってきておるといふ現実は率直に認めたいと思います。そして吐

うおっしゃって、その金利なりなんなりを返さなければならぬ。ところが、そのとき計画したたまうに米の値も牛乳も牛肉も豚の肉も、これが発展をしていくべきいいけれども、どんどん切り下げる形になるとその責任というのはどうなるのかといふことが問われている。だから、こういう言葉が出てくるのですね。

最近まで事務次官の立場にあった官僚が農水省を代表して次期参議院選挙に出るという、また農政改善局次長にあつた者も同じ行動に入つてゐる。出るのは自由だけれども、農政の不信心を毫も不言を貫つてゐる。こういふことについて

○竹内(益)委員 私もそういう声を反映してきた  
わけでありますから、この点については慎重に受  
けとめて、それで霞ヶ関とあぜ道との間の距離を  
縮めてもらいたいと思うし、そのことは、これから  
霞ヶ関の農政というものが本当に農家の皆さん  
に対してもう少し農業者としての権利を守るために  
対して誠意を持って今問題になっていることに  
こたえることだらうと思うのです。  
私が北海道へ行つて知事からの話を聞いた中で  
もあるいは農業団体の中でも、どこへ行つても一  
番問題になつてゐるのは借金であります。農家を  
ABCに分けて、Aは何とかいける、Bもまあま  
あだ、CDはどうしてくれれるのだということを強  
く言われる。そこで、前々から社会党としても農  
林水産省に向かって、金融課だけではなくて、畜  
産も畑作もその他も借金をしてるのだからひと  
つ農家負債というものについて窓口をつくつて  
らいたい、農家負債対策室というものをつくって  
もらいたい。今度は自由化に対応して何か事務次  
官と同じくらいの地位の窓口をいすを一つつく  
るそうですけれども、そういうものをつくるのは  
結構だが、それなら何で一体あれだけの負債で悩  
んでいるこういうものについて窓口をつくつてこ  
れに対して本気になつて取り組まないんだ、それ

代が変わつて、それを意識しておつてもハンドルをなかなか切りにくく、そういう状況も私はわからぬではございません。農協に対する批判もそういう意味ではございます。ございますが、一方において七月ごろ何か一つの新しい方向を集約するための素材ができ上がるのではないかと私も期待しております。それがこの秋、九月になるか十月になるかその辺はよくわかりませんけれども、新たな取り組み、新たな農業団体、生産者団体としての一つの方向づけをある程度具体的に打ち出そうという自覚症状、意欲に燃えておることも私なりに承知をいたしておりますので、時代は変わつてきただれども、しかし一つ一つ新しい環境の中に生き抜いていこうといふその意欲が生かされていくようには行政もいよいよ真剣でなければならぬ、こう思つておるところですござります。

が愛情ではないか。それはどうなんですか。

○佐藤國務大臣 楽話を聞いていると、何かだんだんこちらが愛情がないみたいな話になつていきましたが、この金融問題一つとらえてみても、そういう問題は経済局の金融課において窓口は開いております。私は、そういう組織の中でやはり個別にいろいろなケースが予想される、いろいろな実態があるということを承知しておりますだけに丁寧に個別案件として扱わなければならぬのだ、こう申し上げておるのでございまして、それはせつ

かく地方を回られまして、そして率直にそういう声を受けとめてこられた、そのことを御披露いたいただいた、私もまたそれなりに素材を提供していたのでその意見をかみしめておるところでござります。しかし愛情を持つて取り組むというその心は変わらぬのでござりますから、立場は変わってもその心は変わらないということで、ひとついろいろまたこの上とも叱咤激励を賜れば幸いである、こう思つております。

○竹内(益)委員 この問題はもうきのうやきょうの話ではない。なぜ一体対策室といふものを持つつてもと――金融課というのは前からあつたのです。だからそれは別に珍しいことではない。こういう事態があちこちで起つておる。しかも自由化はある意味ではやむを得ない面があるでしょう。そうすればますます農家が脱落をし、借金が残つていくし、借金を取り上げた、担保になつた土地の始末もできない。そういうことを考へると、これはやはり特別の対策をする、そのくらいのことは責任の一つのとり方じやないか。社会党としても国会対策委員会に持ち出して、法案の一つや二つは葬つてもこれをやらない限り引かなければなりません。

○伊藤(礼)政府委員 竹内委員おっしゃいました

とおり農家の負債対策につきましては、個々の農家の事情に応じて速やかな経営再建が可能となるよう、自作農維持資金の援助等の金融措置等とあわせまして、これらの農家に対する経営管理とか

技術向上というような種々の指導を行つてきております。

○佐藤國務大臣 従来から経済局におきましても、とにかくことになりますが、農林水産省といたしましては、從来から経済局におきまして當農指導や改良普及事業等を担当する関係部局と連携を図りながら、必要な金融措置を活用して全般的な課題として取り組んできることでございます。今後ともこのよ

うな体制で対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○竹内(益)委員 従来と同じ姿勢だから、これでは我々引くわけにはいかない。これは別のときにはまだやるべきれども、そのままでは引けませんね。

○竹内(益)委員 あぜ道の皆さんに申しわけがない。責任の問題でもあり、愛情の問題でもある。だからこの点は今

もういつも一つの役割もあるわけでござい

ます。そういう意義を持つものとしてこれまで進

んできた、こうしたことでございまして、その農地に対しますかんがい用水を安定的に供給す

る、そういうもう一つの役割もあるわけでござい

ます。そこで、その責任の問題とメンツの問題でございましたか。宍道湖の問題ですよ。はつきりして

いるじゃないですか。北海道で畑作がためにな

るというのに飼料をつくる、酪農をやる、何を言

つておられるならば、それはもう少し御理解を賜り

ます。そこにはやりのようございますけれども、事実この問題も三月末の両員の見解を求めておる、そのこ

とを待つておるわけでございます。手順を踏んでおるといふうに御理解を賜りたい。決してメンツにこだわりません。一般論としてむだにむだを

取られるならば、それはもう少し御理解を賜りたい。手順を踏んでおる。昨年九月に云々といふことでも、予算委員会分科会、あるいは先ほども席を外して参議院の予算委員会で私は答弁をいたしました。メンツにこだわっていると受け取られるなれば、それはもう少し御理解を賜りたい。

ましても、予算委員会分科会、あるいは先ほども

いたしました。この場におきましては少しも考えておりません。この場におきましては少しも考えておりません。

○竹内(益)委員 ただ、本事業につきましては、そういう意味での促進力を要望する声がある一方で、この二つの湖の水質悪化を懸念する、そういう声があることも十分承知いたしておるところでござります。私ども、こういう経緯、状況を踏まえまして、昨年九月に御案内のような限定的な淡水試行を行つてはどうかといふ案を両県にお示しいたしました。現在御検討を願つておるところでございません。私どもいたしましては、これから両県の考え方を十分聞きまして本件の取り進めを考えていきたい、このように考えておる次第でございま

す。

○竹内(益)委員 今の中海・宍道湖の問題について、これを進めなんという声は世の中にはどこにもない。ただ、一、二、三の町から確かに水が欲しいというのはある。だけれども、読売新聞のようないい新聞、もうそろそろあれは計画を変更しておしまいにしたらしいじゃないか、これはだれが行政でしよう。どうですか。

○松山政府委員 中海干拓事業の扱いの話でございますが、これは委員御案内のように鳥取、島根両県あるいは関係者からの強い要望に基づきまして、そもそも始めました。一つこういう経緯があるわけでございます。もちろん本事業着工後かなりの年数を経ておりますから、当然それに対応して計

画内容の見直しを行つて今日に至つておるわけでございますが、現段階におきましても、とにかくあの辺は経営規模が小さうござりますし、平たんな農地も少ないといったようなことで、平たんな干拓地を使つた高生産性農業を可能にするという側面が一つ。それから、あの事業は単に干拓だけをやつておるわけではありませんで、周辺にかなり広大な水の不安定な農地がございまして、その農地に対しますかんがい用水を安定的に供給する、そういうもう一つの役割もあるわけでござい

ます。そういう意味での意義は失われておらないというふうに私ども今考えております。

ただ、本事業につきましては、そういう意味での促進力を要望する声がある一方で、この二つの湖の水質悪化を懸念する、そういう声があることも十分承知いたしておるところでございません。私ども、こういう経緯、状況を踏まえまして、昨年九月に御案内のような限定的な淡水試行を行つてはどうかといふ案を両県にお示しいたしました。現在御検討を願つておるところでございません。私どもいたしましては、これから両県の考え方を十分聞きまして本件の取り進めを考えたい、このように考えておる次第でございま

す。

○竹内(益)委員 まず、時間がありませんから、鶏卵の問題について質問します。

○伊藤(礼)政府委員 先ほども阪神鶏卵の倒産の問題について質疑が

ありましたから、それとやや重複するかもしれません

が、私が前々からやみ養鶏というものはいか

ねということで、タケクマやイセあるいはタイ

ド、それから阪神鶏卵のことについても本委員

会で警告を発してきました。ところが、ここです

ケクマが百十億、ダイドーが五百億、さらに阪神  
鶴卵は一千二百億とも言われるほどの負債をつくり  
つて倒産をし、これは北海道においてもその影響  
は非常に大きいものがあります。全国に大変な影  
響を持っている。

そこで問題は、その倒産後の処理が問題なんであつて、その飼料のうちの三分の一は残念ながら全農が閲与している。次いで住商飼料、住友資本です。その次が三井系の共同飼料が閲与している。これは全部大商社が後ろに閲与していて、倒産と同時に債権保全ということで、その羽数を今度はそれが管理をし、飼育する、こういう形になつてゐる。タケクマやダイドーフームの場合においてもその数を引き受けている。こういうようになり、商社が後を引き取るようなことになつたらまさに

農家苦難はもう破壊ですから、そういう点についてのこれからの方針をどうするか、こういう問題ですね。しかももう金融がきかなくなつて、いるから末端の被害者というものは立ち上がりがれない。その対策についてはどうか、この点をまず伺います。

実して把握をしてないわけでございます。ただ、開くところによりますと、同グループに係る赤玉系が二百五十万羽程度と伝えられておるわけでございますが、その中に例えれば農家養鶏が巻き込まれているか、巻き込まれている場合にどのくらいであるかというのはまだ私ども情報収集に努めている段階でございます。いずれにいたしましても、都道府県等とも連携をいたしまして、今後特に農家養鶏との関連がどういうふうになっていくかということを的確に把握いたしまして、必要な指導を行つてまいりたいと思うわけでございます。

それから、仮にその後の継続といいますか、引き受けののような形の中で、阪神グループがこれまたで計画生産を守つてなかつたという点につきまして。

○竹内(延)委員 こういうようによく大商社がつぶれしていくということについて、これは基金にも加盟しない。それから系統資金も借りない、市中銀行から金を借りている。しかもえさ屋と直接につながっているというところに問題があるのだから、こういうことをそのまま野放しにしておいたら一體まじめに生産調整しているのはどうなるか。このまじめな農家がばかを見ないように救済していかなければいけない。そのためには、やはり全國といえども善人ばかりじゃないんだから、それはいい指導もしているけれども、ここに加盟をしているのは問題じゃないかということで、それについてもひとつ指導してもらいたいと思います。

それから、卵価安定基金が枯渇をした、そのために今度は卵価を下げる。六十二年に百九十九円のものが百六十九円と三十円下げた。ことは、既に予想されるのはさらに十九円下げて百五十円にならうとしている。これでは農家はたまらない。値下げによって安定基金を確保し、そして大商社が後ろで好きなことをやるのはどうしようもないじゃないですか。どうですか。

○濱田説明員 卵価安定基金の基準価格につきましては、両基金の決定を受けまして畜産局におきまして審査をして承認をする、こういう形になるわけでございますが、昨年度の補てんの結果によります基金の財政事情、これはまた今年度におきます基金の有効な機能ということとも考えなければなりません。したがいまして、今後の鶏卵の動向の見通し、それから基金の財政の健全化というような諸点を総合的に判断いたしまして、両基金に對しまして適正な価格でもって決定をするよう指導してまいりましたわざでございます。両基金とも組織としての、機関としての意思決定をやった上でございまして、百五十円ということになつた、もうございません。私どもまだその申請を受理す

るに至つておりませんが、私どもからの判断いたしましたれば、先ほど申しましたような諸要素を勘案いたしますと、これは両基金の意思として尊重してしかるべきではないかというふうに考えておる次第でございます。

とにかく基金の存在というのが卵価、養鶏農家のとりまして重要な意味を持つわけでございますので、この基金の財政の健全化ということもこの際は十分に考えておかなければならぬといふふうに私どもは思つておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 もう時間が来たからこれで終わりますけれども、あぜ道の声はこれからますます日を増すことに統きます。そして大臣が言われたように地域農政というものを私たちは考えている。物をたくさんつくって貧乏して赤字になるよりも、地域の特徴を生かしながら土地利用型の農業、それから頭羽数を適当にしてやつていく、あるいは総合經營をやる、山なら山でも、そこで所得を発生させるようにする。地域の農政、農家が参加をして納得してやれるような農政に切りかえていかなければ、もはや上、霞が関だけの発声ではうまくいかない、そういう声が強いでですからそれを申し上げておるのであります。だから、もうこれでおしまいにしますが、そのことをさらにつけ加えておくと同時に、養鶏については、後の問題、大商社とのつながり合いの問題については、これは許せないです。だからこの点についてはなお調査をして、畜産局のいい指導を待ちます。

以上をもつて終わります。

初にかけまして議論をしてきたわけであります。牛肉、オレンジにつきましては、三年前いろいろな約束事をいたしたわけですが、その期限が三月いっぱいで切れる、あと一週間そこそこので見守つておるところだらうと思ひます。杜会党さんも調査団を派遣したようでございますが、二月の初め、ガットで揺れ動く中で、私ども公明党も現地に参りまして農家の方々とのお話し合いをいたしました。政府は政府として毅然との交渉に当たつているといつもおっしゃつておりますが、その行く末は自分たちに直接関係するだけに、非常に強い関心を持つて見守つておったわけであります。

眞木経済局長が現地へ行つて、事務レベルでのいろいろなお話し合いをしてまいりましたが、まだテーブルをつくるところまでに至らずして、自由化以外は話にならぬということでお帰りになつたというふうに報じられておるわけであります。残された一週間の間に外務省を通じてのいろいろな外交交渉もあるのだろうと思いますが、農水省としましては、現在のこの日米の交渉につきましてはアメリカの出方を待つという現況の中にあるのか。何かいろいろ報じられているところによりますと、大臣もまた時によつてはということを報じられております。あと一週間とということでありますから、非常に関係の方々については胃の痛くなるような状況の中にありますし、状況の局面といふのは想像することは非常に難しいことでもありますけれども、これらの手順といいますか推移といいますか、ここ辺についてはどういう手の打ち方で推移するのか、この辺ちょっとお聞きしございまして、從来の答弁を繰り返さざるを得ない

い」ということをひとつ御理解を賜りたいと思っております。ぎりぎりの時期を迎えておるだけに御理解を賜りたいと思うわけでございます。  
従来とも牛肉、かんきつ、これは自由化は困難であるということを申し上げてきたわけでござります。

ますし、一国間による現実的な解決、テーブルに着けば現実的な解決に向けて話し合いをいたしました。こういうことでござります。

われますけれども、その内容は外交文書でござりますので、ここで言つたことがもう直ちにワシントンに通ずる、そしてまた、私どもの考へておること、手順、それがまた増幅されて、いら立ちを重ねるような結果に増幅をされていく。それではやはり困るということをございまして、とにかく何としてもテーブルに着いてもらつて話し合いをしていかなければならぬ、理解をしてもらわなければならぬ。全く従来の答弁と同じでござりますけれども、この時点になりますと、冒頭申し上げたように厳しい状況、それ以上のまゝた厳しさを感じながらも、しかしながら方の主張は主張として正式のテーブルに着いて話し合いをせねばならぬ、こういうことについて慎重、真剣である、こういうことを率直に申し上げておきたいと思います。

○鷹原(房)委員 慎重の中にも糸口を見出し、交渉に当たったときには、同僚委員にも何度も言つておりますが、毅然たる態度で日本の国情をしつかり訴えていくという先ほどからお話をございましたが、これはぜひひとつ日本の農業を守るという上から、この交渉につきましては安易な妥協をせずに、厳しく日本の国情、国益を守るということとで貫き通していただきたいものと思う次第であります。大変に難しい中での交渉だと思いますが、お願いをいたしておく次第であります。

いう方向に進んでいくようであります。このたび農林省が「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」をおつくりになりましたね。これは今までも計画をつくっておりましたものを、さらにまたことしから向こう九年ですか十年間の計画をおつくりになつたようであります。これを見ますと、牛肉の需要が非常に伸びるんだということが随分生振されておるわけであります。

確かに、ここ数年の需要は伸びておるわけでありますけれども、一方では日本型食生活といふとが言われております。こういうことで学校給食生活を初めとしましていろいろな形で日本型の食生活、それは日本古来の魚とか野菜を中心とします。一時期は非常に洋風型の肉食というものが人の心をとらえた時期もあつたかもしれません、現在もその途上にあるだらうと思ひますが。よく地方の方とお話ししますと、関東、関西それぞれの地域によりまして、安くなつたら牛肉をたくさん食べるのかというと、必ずしも地域によつてはそういうことではないという方もおるようであります。この需要の動向等につきましては非常に過大見積りといいますか、要するに需要が多過ぎる気がするのですけれども、こらああたりはどのように推定してお決めになられたのか、ちょっとお伺いをしておきたいと思います。

と考えられるわけですが、当面は牛肉消費水準が欧米諸国に比してまだ極めて少ないと申しますと米国は日本の約八倍、ECは約四倍という形になっているわけでございます。それから、食生活における牛肉に対する根強い嗜好の存在という点もございます。さらに外食需要の増加、消費支出における安定的な伸びというようなことがござります。このようなファクターを考慮いたしまして、これまでとほぼ同水準の需要を見込んで牛肉の今後の生産の基礎となります需要の見通しを行っているものでございます。

○鹿嶋(厚)委員 いろいろなファクターを考えて試算なさったと思うのであります。アメリカでも消費が減少傾向にありますね。それはアメリカの最近の食生活やいろいろな教育によりまして変わりつつあるというようなこともあります。日本本の八倍も消費しているということですから、そういういろいろな条件があるのかもしれません。しかし、日本人の日本型食生活の中でそんな大きな伸びがあるだろうかということを心配する方もおるわけであります。確かに現在は牛肉に対しての非常な傾向性というのが強いのですが、これは今後ずっとこの伸び率が続していくというのではなくて一時的な現象ではないのかというようなお考えの方もいらっしゃるようでございます。

そういうことからしますと、ここ数年は上昇傾向にあるとしましても、長期にわたります計画であるだけに、国内対策等、また輸入ということとの数字合わせといいますか、こういうことからいいますと、過大に消費傾向を試算したといふことになりますと輸入が非常に多くなるといいますか、生き物を飼うわけですから、国内対策といつてももう二年や三年で基盤確立というのは非常に難しい一面もあるわけでございます。こうしたことからいまして、今度の計画といふのは現実に即したものなのか、今輸入牛肉の圧力の中での、それを十分に念頭に置いた計画ではないのか、こういうことも言われておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしようか。

○濱田説明員 藤原委員の冒頭のお話にございまして、競合によりまして、健康志向といいますか、從来の脂よりも鳥に向かっているということをございまして、從来ほどの牛肉の消費量の数字にはない、という点がございます。ただ日本の場合には、先ほど申しましたように、アメリカとの関係で非常に大きな一人当たりの消費量のギャップがまだあるわけでございまして、私どもはこの消費量の伸びを見た場合に、過去のトレンドで延ばしまして、言うなれば自然体で今後どういうふうに伸びていいだらうかという形でやつたものでござります。

そこで、この見通しは七十年度を目標としているわけでございますが、伸びは結局一・三%から一・七%の幅ぐらいで伸びていくんだろうと積算をしておりまして、決して無理に需要を伸ばしていくというような手法はとっておりません。

○藤原(房)委員 農産それから酪農をめぐる問題については多岐にわたり、きょう与えられたわずかな時間でこれらの問題についてここで議論することはとてもできないのでありますが、農業全般で私が非常に危惧するのは、一つは専業農家の方、一番農業にいそしむ、農業だけで生活しようとされている方が非常に追い詰められている。一番安定しているのは兼業農家という図式、これは非常に悲しい現実でして、そのために今日まで農林省いろいろな対策を講じてきましたことは私ども十分に存じております。

特に先ほど來議論のございましたように北海道のような多頭化飼育、大規模の経営をいたしております酪農、畜産、こういうところでも今非常に大きな負債を抱えて経営が困難である、こういうことが現実の姿であります。こういう専業農家、農業で本当に生きようという人たちが生きられる方途というか、これをやはり農業の中に確立しなければならないのではないか。それは、規模がま

だ十分でないところもあつたりいろいろな条件をあらうかと思いますけれども、やる気があって、またその土地条件が備わっているところで一生懸命努力しても農業がなかなか安定經營ができるという、どこにその原因があるのか。  
かつては農業經營ということに対しての経営能力とかいろいろなことが言われた時代もございます。私もとし我が党の調査で参りましたが、根釧とか十勝ですと相当高学歴の方々が非常に勉強して努力している。そういう異常な姿に私どももびっくりしたのですが、五十頭、百頭という多く肉牛の經營を一生懸命努力していらっしゃる。それらの方々のいろいろな状況を見ますと、入植時点に大きな問題があるようです。親代々なさつて負債の少ない経営状況の中で規模を拡大してきましたような方々、それから三十年代、四十年代に入植なさつて比較的の負債が少ないと、いいますか大きな負債が覆いかぶさっていない方々、入植時点が五十年、四十年の後半からオイルショック後入植なさった方々がちょうど返済期間にかかつて一番苦しんでいます。これらの方々は、遅い方ほど高学歴といいますか、それなりの意欲を持ってお入りになつている方々です。  
ですから、押しながら酪農とか畜産とかということでおを見るというよりも、北海道の場合で、と、特にそういう事業で若い人が一生懸命やつておるという状況で問題なのは、最初の入植時点での負債総額、当時は、入植したときには乳価が年年上がるとか、またいろいろな諸条件を加味しまして返済計画というのが立てられて、それで返済することができるようになっておつたはずでありますけれども、経済の大きな変動の中でそれが計算どおりにいかない、このことのために今大変にその負債額が大きなおもしになつて計画どおり負債の問題についていろいろ対策を講じてもらいたい。先ほども同僚委員からいろいろございましたが、入植して十年、十五年という方々で、一番

努力しながらも大変な状況の中にある方々に對します施策が急務である、こう思うわけであります。

〔保利委員長代理退席、月原委員長代理着席〕

今度の「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、この中の三番目、「経営体質の強化と生産性の向上」、この中の括弧の一一番目ですが、「経営能力に優れ、革新的な技術の導入にも積極的に対応し得る意欲的な農業者及びこれらの人材を中心とした効率的な生産組織を育成し、これにより生産の大宗が担われるような生産構造の実現に努める。また、経営実態に即した機械・施設の適切な導入、その共同利用、飼料給与方法の改善等により、過剰な資本投下を抑制し、経営の効率化を図る。」とありますが、五十年前後から人植なさった方々の実態を見ますと、「過剰な資本投下」この文字がぴったりする現実なんですね。この時点でこういうことをしてはいかぬといつても、今まで國の指導が、そういう畜舎及びサイロを初めとしましてこういう資本投下型の指導が中心であった。そういうことからしますと、今そういう過剰投資はいかぬぞということですが、入植時点におきましてはそういう指導をした時代がある。今まで統計的な数字というのは農林省があります。そしてまた、それもまじめに一生懸命やれば必ず返済計画に乗るという指導がなされた時点がある。今日までも統計的な数字というものは農林省も相当細かくいろいろなところをやつておるようでありますけれどももう少し実態の把握をしてやはり適切な対処をいたしませんと、十年、二十年一生懸命意欲を持ってやってきた人たちの意欲をそぐようなどはないかねだろう。

現在、負債額が幾らというこれが一番大事なことだと思いますけれども、それは何に起因するのか、そしてまた、どういう状況のときにこの負債が起きたのかということとあわせて、ただA,B,C,Dのランクづけだけではなくして、もう少しきめ細かな実態調査の上に立って、酪農及び畜産の規模拡大、しかもそれに命をかけてやっておる農家の方々の対策というものを講じてもらいたい。

そうでなければ、今まで一生懸命やつてきた方々は、一体何のために努力してきたのかということになってしまひのじやないか。負債が大きくていつもさつもさつもいかないから離農しなきやならない、こんなことでは日本の農業が先行き本当に暗いものになってしまひのじやないか。ぜひ温かいそういう実態の把握とともに諸対策を講じてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○濱田説明員 お答えいたします前に、先ほどの私が申し上げました数字につきまして訂正させていただきます。

牛肉の需要量、年率一・三から一・七と申し上げましたが、これは正しくは四・〇から五・〇でございます。大変失礼いたしました。欄の見違えをいたしました。

それで、今お話しの負債の問題でござりますが、確かに酪農におきまして特にその傾向が大きいわけでござります。平均的に見ますれば、えたの価格の値下り等によりまして経営改善は見られる面がございますが、高度成長期あるいは規模拡大を急速に借金に依存をした経営の一部には、多額の負債が残っているというような面があるわけでございます。その後、牛乳について申しますと需給の失調というようなこともございまして、当初の計画どおりなかなか事が運ばないというような面もございまして、経営体によりましては負債に悩んでいるというところがあるというのは先生御指摘のとおりでございます。

私ども このような畜産経営に対しましては、五十六年度から六十年度までの五ヵ年計画で酪農経営負債整理資金を融通いたしまして、返済不能な毎年の償還金につきまして借りかえをさせるとともに、農協等関係機関によります濃密な経営指導を実施しておるわけでございます。また肉用牛生産までの三ヵ年計画で肉用牛経営合理化資金を融通いたしまして、濃密な経営指導をやってきておりました。さらに経営の再建につきましては、生産コストの引き下げ等的確な経営、財務管理が重要で

策を実施しております。今後、固定化負債を抱えております個々のケーブルにつきましては、近代化資金、公庫資金等の既貸付制度資金の貸付条件の緩和、あるいは自作農維持資金、これは債権整理資金でございますが、自作農維持資金の融通に加えまして、六十三年度から新たに公團事業参加農家に対する農用地整備公団、これは法律で名称が変わる予定でござりますが、その新しい名称で、農用地整備公團事業償還円滑化特別対策事業によります低利資金の融通を行うこといたしまして、これらの措置とあわせまして個別指導によります経営改善に努めておるところでございます。

基本方針の中にも確かに適切な設備投資ということをうたつておりますので、過去のように、とにかくつくれば売れるというような時代ではございません。最近の需給情勢に対応した合理的な身繕いの経営体をつくって、負債に悩むような経営がこれ以上ふえないよう、そういう経営を救済していくようということで、いろんな施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○鹿原(房)委員 農水省が二月二十九日ですか、六十二年の四月から十二月期の「農家経済収支」これを公表なさいましたね。最近、他産業におきましては景気が上向いているとか経済が拡大方向にある、こういうふうに言われておるわけでありますが、農家経済だけは非常に厳しい。農家経済だけではない、厳しい産業もござりますけれども、それはいろんな情勢のあることは私もわかります。しかし農業所得が前年の同期に比べて一二・二%も減少しているという。農業の体質として、二けたの減少を何とか吸収できるような産業であるかどうか。これは米を初めとしまして価格がずっと下がったということが大きな要因であることは間違ひありません。農外収入が三・一%の増といたしますけれども、稻作、養蚕、製

乳、それぞれの部門ごとにいろいろ農業の場合には違うわけですけれども、しかし押しなべて農業全体として二けた、全部をひらくめて統計いたしますと一二・二%の減少というのは、農家にとっては平均値であるかもしませんけれども、これ以上の影響を受けているところもありますしません。押しなべて価格の引き下がったところについては、畑作を初めとしまして酪農、こういうところについては影響が大きいのじやないのか。

こういう農家経済の厳しい現実を踏まえまして、今度のこの畜産物の価格決定に当たりましては、いろいろな飼料も下がったのはわかりますけれども、その下がりぐあいと全体の農家の経済の厳しい現実、そのほか全体を計算いたしまして、何としても合理化の努力をしなければならないことはわかりますが、こう急激に二けた台の減少が続くようになりますと、農家としてはこれに耐えるということは非常に困難ではないでしょうか。この農家経済の現状、農外収入である程度補つております兼業農家につきましては農外収入がプラスになっておりますからいいのかもしれません。しかしながら、先ほど申し上げておりますように、専業の農家ほど生産物が引き下がるということで大変に苦境に立たざる。国際化のこういう中で上げるということは難しいことかもしれません。しかしながら、これは農家の努力と生産費を補い得るような価格決定といふものがなければ一生懸命努力している方々の汗が報いられないということになるのではないか、こういうことでぜひひとつこの畜産価格の決定につきまして、現在の農家の経済の現実もしっかりと見定めていただきたいと思うのです。

それからもう一つは、コスト引き下げの要因として農林省としては何をお考えになつていらっしゃるのか。これは差益還元とということになると、さ等については下がつておりますけれども、農機具のいろいろな比較、それから物費ですね、こういうものもございますが、農家の方々にすぐと

いりますか、そう差益還元がなされているという現実ではないと思います。こういう物費等につきましては行政上指導できることについてはひとつしっかり指導していただきたいし、また他省庁にわたるものについては協議をして差益還元の早い実施を図るということ等についてもしっかりと始めとしまして酪農、こういうところについては影響が大きいのじやないのか。

実の厳しさ、こういう問題について、これは農林省の発表にあるわけでありますから、それも踏まえましてひとつお答えいただきたいと思います。  
○告園政府委員 資材価格、農業機械、肥料、農薬等について私からお話を申し上げたいと思いま

す。  
農業生産資材の価格は、先生御承知のとおり、全農と製造業者との間で交渉して決めるということがベースになっておりまして、これを目安にいたしまして商系も含めた価格が形成されている、

○藤原(房)委員 時間もありませんので、最後にまとめてひとつ。  
大臣、今機械の共用化とは何かいろいろなことを言われていますが、私のおじさんは秋田にいるだけれども、四町ぐらいですから隣近所みんなで共同したらどうかなんという話ををするのですけれども、なかなか難しいことのようですね。ところが根釘のように何十町というところで、部落の三軒、四軒で共同で使つておるということで非常に努力しているのですね、あれだけの大きなところではあります。まあそれは機械にもよるのだと思いま

す。同じものではないかもしません。トラクターを買いますともう機械全部を一式買わなきやならぬ、自分のところで全部そろえなければならないというのではなくて、共用できるものは共用するというような形で。それから若いですし、また安全フレームを装着した一定の機械について引き下げが行われているところでございます。また製造業者において機械をシンプル化してコストを下げるといったような取り組みも行われていて、そこまでございます。

農薬につきましては、肥料ほどではございませんが、やはりここ兩年度引き下げが行われていて、ところどころでございます。お話をございましたように、コストを下げていくということはいろいろな意味で、また農家収益という面でも非常に大切な課題でございますので、私ども関係省庁とも連携

をしながら競争関係を働かして適正な価格が形成されるように関係業界、団体の指導に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、機械等につきましては利用面での効率化ということも非常に重要でございますので、六十年度の予算でもリース方式の導入でございますとか農協による集中管理方式とか、そういうふたつの事業も進めていきたいと考えておる次第でございます。

〔月原委員長代理退席、委員長着席〕

それから、何といつても午前中同僚委員からお話をございましたが、品種改良というの大事な話がございましたが、品種改良というの大事なことだらうと、いうように思います。これは、北海道では小樽、千歳、エアカーボとなんとか言われておるので、それから、ここに検疫の施設がないものですから、本当は繁殖雌牛、これが計画では千五百頭入れたいということが実績は三百七十二頭、肥育牛が一万頭ということで、五千二百頭といふことで、非常に動物検疫が思うようにならない。手かせ足かせの中では、そら、国際競争力だ、頑張れということであつてはならないので、行軍という厳しい中にありますけれども、スタートラインを同じにして一緒に走るのならない

ところになります。手かせ足かせの中では、そら、国際競争力だ、頑張れということであつてはならないので、行軍という厳しい中にありますけれども、スタートラインを同じにして一緒に走るのならないのです。これが、初めからハンディをつけられてやらされたのではかなわぬというのが素朴な農民の方々の声です。借りたものは返さなければならぬ、その努力はします。また、同じ条件でやるならば我々も他国に負けないだけの努力はします。しかし、こういういろいろな身近な問題が積み重なって、結局なかなか思うようにならない諸条件、これは行政上何とか努力すればできることでありますから、ぜひひとつこの現状を御調査の上に特段の御配慮を賜りたい。そういうコスト引き下げの要因、そして今まで負けないぐらの状況になりつつあるわけですが、何とか勝ち

○演田説明員 先生から農家経済につきましての数字の御指摘もございました。私どもの持つておられます生産費調査によりますと、例えは六十二年五円、という形になつております。これは近年で見ますと最高の数字になつてゐるわけでござります、いろいろえき代が下がつたといふようなどもあるわけでございますが、いずれにいたしましても、私どもは今回乳価なり食肉の価格を決定するに当たりましては、制度の趣旨に照らしまして畜産農家の経営状況に十分配慮いたしまして、審議会の御意見を十分聞いて適正に対処いたしたいというふうに考えております。

それから 北海道の検疫施設の問題が指摘されたわけでございますが、確かに最近円高等もございまして、素畜あるいは種畜あるいは屠場に直行いたします牛につきまして輸入が急増している状態でございます。動物検疫所、全国に幾つかございますが、なかなか希望を全部かなえられないという点がございまして、私ども厳しい財政の中ではございますが優先的に予算、定員の配分をお願いしておるわけでございます。一言つけ加えさせさせていただきたいのは、品種改良等に必要な種畜のための検疫につきましては、この厳しい施設のやりくりの中でもかなり優先度を置きまして利用していただいているということがございますので、限られた施設ではございますが、今後とも私どもそういうような方向で少しでも御期待に沿つていきたいというふうに考える次第でございます。

それからなお、コストの低減の問題でございますが、基本方針の中でも「面一」、三割のコスト削減ということを目標に掲げておるわけでござります。今後そのために官民一体となりまして取り組みます。

本的には農家段階で自給飼料生産の拡大や單収の向上、飼養管理の合理化によります労働時間の短縮、乳量の向上や肥育期間の短縮等によりまして生産性の向上に取り組んでいただきたいというふうに考えておるわけでござりますが、国といいたしましてもこのような農家段階での取り組みを支援いたしますとして、さらにそれを一層促進するという観点に立って農地の流動化、草地開発等による飼料基盤の拡充、それから配合飼料等の生産資材価格の安定と製造、流通コストの低減、飼養規模の拡大、それから先生もお話しございましたように施設、機械の共同利用等によります経営基盤の拡充、経営技術指導による飼養管理技術の改善、さらには乳牛及び肉用牛改良の推進、受精卵移植等によります新技術の開発普及等々各種にわたる施策を積極的に進めていかなければならぬということは、ふうに考へておるわけござります。

○佐藤國務大臣 藤原委員が農家経営について極めて関心を持たれまして先ほど来いろいろ御議論をされておりました。A B C Dランクのことにつきても触れられておりました。六十一年の五月公表された北海道農家七千戸に対しまして播種、畑作、酪農、畜産それぞれの分野における分析をしてどの程度の負債に対する対応力が、償還に対する対応力があるかというのを美は私もさつきここで御質問を聞きながらその統計を見ておりました。三十年代後半、開拓農家に対する、戦後入植した開拓農家に対する一丁上がり資金四十万円を配付して、そして離農する者、山をおりる者、また残る者、そのときもそういうA B C Dランクがございました。そのことをつくづく思い出しながら、六十一年五月に公表された分析は当時のものとは、私が関係金融機関におつて携わったときよりも随分濃密な調査であるな、こう思いました。私どもはそういう細かい点についても、決して細かくないのであって実態として知るべきである。また、締めくくりの意味も込めまして藤原委員からそういう現地というものの、機械化貧乏と言わ

れる中で、どうお話をうながしました。私の承知し  
ば本家も持たなければメンツが立たない、というよ  
うな話もよく聞く話でございます。しかしそうあ  
つてはならない。効率的に機械化をどう推進して  
いくかと、いうことも今御質問を聞きながらつくづ  
く感じ入っておったところでございます。

私は、就任以来、実を申し上げますと現場の声  
を聞く必要がある、形式にこだわらずにという意  
味でこの間沖縄のバイン烟に足を入れた経緯もござ  
いますけれども、何せ今とても現場に出かけて  
いくような余裕のある身ではございません。今懸  
案のものを処理しつつ、ひとつ余裕を見つけて北  
海道にも、けさから北海道、北海道でいろいろ議  
論をされておる、その合間にもまた北海道の陳情  
も受ける、というような状況の中で、私も一応落ち  
ついたら、私の任期中にはそういう特殊な現場、  
そこにはぜひ足を踏み入れて形式にこだわらな  
い形でその実態に触れてみたい、こう思つておる  
ところでございます。

○藤原(東)委員　どうもありがとうございます。

○菊池委員長　水谷弘君。

○水谷委員　大臣、きょうの夕刊の報道につい  
て、リン農務長官、ヤイター通商代表が三月末ま  
でに自由化の結論、問題が解決できない場合はガ  
ットの理事会に提訴することになる。公式ではな  
いけれどもほぼ公式の発言として、二十一日、記  
者会見をいたして、記者が報道しているわけ  
でございます。先ほど来から、従来の政府が一貫  
してとつてこられた牛肉、オレンジの自由化は困  
難である、このような今日までの態度、たとえア  
メリカがガットに提訴しようと判断した、毅然た  
る態度で、我が政府は臨むべきであるという議論が  
交わされてきたわけでございますけれども、もう  
既に、具体的にペナルの設置についてまでその構  
えをして、いるようございます。

この動きについては、こういうことをしながら  
何とか日本から自由化に向けてのいろいろな話を

引き出そ、こういうふうな考え方もありありとうかがえるわけでござりますけれども、我が國の国民、特に農産農家の皆さん方、またミカン栽培をしておられる皆さん方は、決して政府は自由化は容認しないだらう、こういうことで政府を信頼し、特に佐藤農林水産大臣については大変な期待を持って見守っておられるわけであります。ひとつ改めての御質問で恐縮でありますけれども、大臣、この報道を踏まえた上でのお考え冒頭お伺いをしておきたいと思います。

○佐藤國務大臣 今、夕刊をさと斜めに見ましたけれども、大きな見出しでガント提訴、これを正式に決めたわけではないけれども、ということです、その腹の内をアメリカ側で示しておられる。このことについて、私はこのぎりぎりの時期を迎えて言いたいことはいろいろあります。が、よいだけれども、大きな見出しでガント提訴、これをよひつて冷静に実効の上がる、そして我が国の食糧政策に禍根を残さないよう、地域農政に禍根を残さないよう折衝をしなければならない、交渉をしなければならない、こう思います。しかし、いつ出かけるかと言われても、今私から答えることは差し控えさせていただきたい。というのは、決まっているけれども言えないということでなしに、まだ決めておりません。しかし、ぎりぎりの時期に来ておるということは、もうこの委員会の委員の皆さん方が全部といつていいぐらい承知をしておられるはずでございます。

そういう意味で、私はけさほどの鈴木理事に始まる質問にも答えておりますように、私が訪米するのはやぶさかではございませんと申し上げているのは、逃げたと言われたのでは私の今まで歩んできた道に、私自身政治生活の上においてまさに大きな禍根を残す、こういうことになりますので、私はそういう意味では逃げない。しかし適当な時期を選んでおるということも事実でございまして、そういう意味において総合的な判断をしながらぎりぎりの時期に対応してまいりたい、信頼を損ねるようなことがあってはならぬ、お互いが今までやってきたことによつて何としても生きて

いけるようなことでなければならない。こういう

ことと、しかも同盟国としてその姿勢を正すべきは正されなければならないという気持ちは率直に申し上げておきたいと思います。

そういう意味では、加盟国また理事国各國に對する本當のあるべき姿というものを、この前の十品目の問題ではいろいろ反省もなさつていて、農水省だけではなく外務省も政府ももつともう少し多くおもふ。こよ、こよ。

大統領は牛肉を擧げて竹下總理に話をされると  
う状況がございました。また、今大統領選挙の真  
っ最中、さらには経済的に見ればアメリカの我が  
国に対する対日赤字の問題、日本がますます国際  
競争力を持つてくる、それに対するいら立ち。も  
う総合的に、アメリカの代表が我が国に対しても  
由化を要請するという環境が余りにも整い過ぎて  
いる中での我が国農業を守れるか守れないかとい  
うぎりぎりの交渉でありますから、これは並み大

抵の交渉ではないことは十分承知しているわけであります。大臣がおっしゃいましたお気持ちは、どうかひとつ最後まで基本方針をしっかりと守りで、禍根を残したと言われないように、全力で取り組んでいただきたいと思います。

改めて私が申し上げるまでもございませんが、今生産者の中、また自由化のいろいろな議論の中で言われていることは、アメリカみずからが食肉輸入法といういわゆる実質的な輸入数量制限措置を持つていいながら、我が国に対する一方的な自由化要請というのは全く理不尽である。筋が通らぬ、こういう怒りの声というのももう生産者だけではなくて、今消費者団体とかいろいろな方々もそのことをおっしゃっているわけであります。これから先のことですからどういう形になっていくかわかりません。ガットの理事会にそれが提訴され、ペネルが設置されそこでいろいろな議論が行わられるということがあつたとしても、このアメリカの方の三〇一条項をかざしながら、非常に一方的に自由化を迫ってくるこの手法を許すということは、本来のガットの精神から完全に外れる。いわゆる公平な自由貿易、国際秩序を保つ上からも、これは許されてはならないことであるはずなので

そういう意味では、加盟国また理事国各国に対する本當のあるべき姿というものを、この前の二品目の問題ではいろいろ反省もなさっている上に、農水省だけではなく外務省も政府ももっとしっかりと努力をすべき点はあつたはずであります。しかし、努力をしなかつたと申し上げているのでは決してございません。一生懸命努力をされたのでしょうがああいう形になりました。今回のこの牛肉、オレンジについては、仮定の論理でありますから、そのような場合には、政府・与党一体といふうに常におっしゃっているわけでありますから、各省府総力を挙げてこれは取り組み、国際世論を形成するぐらいの闘いをしていただかなければ国民の皆様方に御納得をしていただくことはできない、このように思うわけであります。

そういう中につけて、この間行なわれた我が国における総理府の世論調査でも、どんなに高い農産物でも構わないというお声では決してございません。コストの低減を図り、生産性の向上を実現し、本当に納得できる価格で、その上で国内自給を高めるべきである、安易な輸入は避けるべきであるというのだが、この間の総理府の我が国における世論調査の結果でもあるわけあります。この牛肉、オレンジは、前の十二品目と同様、本当に今まで我が国的基本幹として据えられてきた大切なものです。どうか、再三申し上げるわけですが、ございますけれども、もちろん国際化された社会の中で我が国が孤立をすることはできない。孤立はできないけれども、国民経済並びに国民生活を犠牲にしてまでその道を選ぶ必要は決してない、ここを一つ明確に認識し、守っていただきなければならぬ大事なところであろうと思うわけですから、私は今申しあります。眞木経済局長、現場で何度も何度も本当に一方的なその問題の中で大変御苦労してこられましたが、これからもいろいろな形で交渉の場にお出になると思いますけれども、私が今申し上げましたことを踏まえて御見解を承つておきたいと思います。

事な主張は何度も何度も繰り返して主張し抜いて、貫き通していただきたい、お願いを申し上げておきます。

大臣、きょうは食肉、あすは酪農、この前は飼料と審議会に諮問をなさつてきたわけでござります。きょうの諮問の内容を拝見いたしましても、どうもただいま申し上げたこういう非常に厳しい農業また畜産をめぐる環境の中で、現場で御苦労しておられる皆さん方にとてはちっとも元氣の出ない、何かわかつてもられないのかなという素朴なお気持ちを持たれるような内容ではなかたのか、私はそう思えてならないわけであります。ことし乳価が引き下げになれば三年連続。去年から、米に始まって農産物価格の引き下げ、これが一連に続いているわけであります。私は、生産コストの引き下げ努力、これはもう当然飽くなき探求を続けなければならぬと思うわけであります。これは当然努力をしていくべきものであります。しかし、その生産コストの低減がそのまま実質的ないわゆる所得減につながるような政策は、一体それでよろしいものなのかどうなのか、ここのこところを申し上げておかなければならぬ。

もう一つは、農産物価格の引き下げというこの一連の政策。生産費調査をなさる、確かに生産費は下がってきてる。その生産費調査の背景全体について私は細かくここで指摘はできませんけれども、農業機械の機械費の問題やら、それ以外の数々の物財費の問題、いろいろなものを見てみますと、本当に生産者が御努力をしておられるほど果たして努力をしてみえておるのかな、そういうところがまだまだ甘い切り込みの中で農産物価格だけが先行して下げられていく、こういう点についてきょうはどうしても申し上げておかなければならぬな、こう思つておるわけであります。

貫して、農政審の報告に基づいて農産物価格の引き下げといふものがあるならば、これは

確かに生産者も御納得をしていただけるものと思われます。しかし、大変に厳しい為替レートの変動やまた海外市況の変動、そういうものによって影響を受ける輸入飼料また燃料、そういうものを特に多く経営の中で消費をするような不安定な畜産、酪農経営、こういう中でいわゆる過去の経過、確かに飼料価格は押しなべて下がってきております。しかしながら、それが即こういう形での詰問価格として詰問されていいものなのかどうなのか、ここに私大きな疑問を持つわけございまして。大臣、その点について御所見を承つておきたく思います。しかしながら、それが即こういう形での詰問価格として詰問されていいものなのかどうなのか、ここに私大きな疑問を持つわけございまして。大臣、その点について御所見を承つておきたく思います。

○佐藤國務大臣 一連の価格決定について総括的に申し上げますれば、審議会の議を経て適切に決めていく、こういう一語に尽きます。しかし、それが厳しい部分もあればそうではない部分もある。結果としてどうなるにしても、やはりお互いが汗をかいたことによつて将来はちゃんと償われるんだという感覚を感じてもらえるようなことにならなければ何が農政か、こういうことにならうかと思ひます。そこらは十二分に考えて取り進めさせていただきたい、かように考えておりま

○水谷委員 例として肉用牛の肥育、この飼料の八〇%以上は輸入穀類を中心とする濃厚配合飼料に頼つてゐるわけであります。この農家の庭先価格を見てみると、五十九年の夏を一〇〇とした場合、六十二年の夏の価格は六五、大口購入のケースでは五五、この価格低下はその時期の円レートの上昇にはほぼ対応して円高差益は還元されているよう見えます。しかし、実はその間にトウモロコシや大豆かすの市況、シカゴ市場、ここではそれが四五%に低下しているわけであります。その部分が国内価格に全く反映されていない、これは一つの例であります。確かに八回にわたる飼料価格の引き下げが続いてきた。しかしながら、それを分析してみると円レートの引き下げに連動しているだけであつて、いわゆる市況が反映されなかつた、こう指摘をされている方はたくさんおられるわけであります。

また、農業機械の問題についても、輸出の農業機械とそれから国内で販売されている農業機械、

この問題についてもいつも指摘をされておりました上で申し上げているように見えます。し

ます。もちろんそこに装着されている部品とか、さらには裸の価格とか船積みの価格とかいろいろな理由はあります。私も精査した上で申し上げているわけであります。そういう意味で、今大臣が申さ

れた生産者も汗を流し御労作する、そこに使われた工業製品もそのような傾向を持っていると指摘をされています。同じくそういうものがある

が下がり、消費者に喜ばれると同時に生産者も納得をしていただけた、やはりここまでいきませんと片手落ちになるな、今大臣もそういう御見解を述べられておりましたので重ねて申し上げたわけ

でございます。

ただいまもちょっと申し上げましたが、穀物相場がことしに入りまして從来の状況と若干様相が

変わつてきている、こういうことが指摘をされております。そこらは過剰供給のものがかなり

メークー等によります自由な競争のもとにかなり

円高等、あるいは原料コストの低下によります配合飼料価格の値下がりでございますが、配合飼料につきましては、御案内のとおり全農あるいは

カーやいろんな国内の加工業者は販売価格の引き上げの検討が始まつてきましたが、このことについて畜産局はどういうふうに承知をされておられますか、伺います。

○濱田説明員 ただいまのお話の前に、先ほどのお話をつきましたが、私どもお許しを得ましてちょっと触れておきます。そういう意味で、今大臣が申さ

りますが、現実はそういう傾向が出てきているわけであります。

そういうことを受けて、もう既に配合飼料メーカー等による調整が始められました。このことについて畜産局はどういうふうに承知をされておられますか、伺います。

○濱田説明員 ただいまのお話の前に、先ほどのお話をつきましたが、私どもお許しを得ましてちょっと触れておきます。そういう意味で、今大臣が申さ

りますが、現実はそういう傾向が出てきているわけであります。

そこで、これはレベルとして低い方ではないということでお話をつきます。したがつて、我々といたしましては配合飼料価格は当面大きな変動はないのですが、いざれ

て、これは依然過剰基調にあるうかと思つております。と申しますのは、七八年、八八年の予想期末

在庫率は依然二五%ということになっておりまして、これは依然二五%という方ではないといふ

うのは依然過剰基調にあるうかと思つております。と申しますのは、七八年、八八年の予想期末

在庫率は依然二五%ということになつております。と申しますのは、七八年、八八年の予想期末

在庫率は依然二五%という方ではないといふ

うのは依然過剰基調にあるうかと思つております。と申しますのは、七八年、八八年の予想期末

地位等総合的に勘案いたしまして、新技術の普及も見込みまして目標を設定していくわけでござります。したがいまして、一言で言いますと、需要の見通しにつきましては基本的に単純見通し、言うならば自然体の見通しでございます。

それから、生産につきましてはかなり意欲を織り込んだ目標となっております。その自然の見通しの需要は前回よりもかなり高くなっているということがございまして、自給率が若干下がってきているということをございますが、これは何も輸入量を増大させるような意図を持ってそしたらのではなくて、むしろ生産につきましてはかなり政策的努力を可能な限り織り込んで設定した結果で、なおそういうふうになつておるということでございます。

○水谷委員 了解です。私もそうでなければならぬと思っておりますので、それでよろしいです。

次に、牛肉の価格安定帯の一元化をこの四月からスタートさせるわけであります。私もここのこところの牛肉の価格推移をずっと見てまいりました。確かに和牛の価格が上位の価格をずっと超えて推移をしてきております。もちろん牛肉の輸入自由化の問題はしっかりと対応せねばなりません。しかし同時に、どんなに高くても国産の牛肉を食べてください、これでは消費者は決して納得はしません。消費者により安い、そしておいしい牛肉が提供されるようなあらゆる手立てを打つていかなければ、生産者の側にある、行政を推進していく畜産局としては非常にいろいろなことで批判を受けることになるわけであります。そういう意味で、今回一元化をされたことについてはそれなりに私は評価をいたします。しかし市場の取引が混乱するようなことのないように、そのところについてはどういうふうに配慮されるのか、その点について伺つておきたいと思います。

○濱田説明員 手短に今回の一元化と申しますか一本化につきまして御説明をしておかなければならぬわけでございますが、簡単に申しますと、従来の六区分を十五区分、歩どまりと肉質につき

まして十五区分、掛け合わせますと十五区分になります。新規格名稱で言いますとB<sub>3</sub>、B<sub>2</sub>について規格を設定いたしましたれば牛肉の価格の動向がわかりやすくなる。しかもそれは一本の価格で示されるという特徴がございます。したがつて、新しい規格に応じまして今回の食肉の価格設定もこの新規格のB<sub>3</sub>、B<sub>2</sub>で行おう、こういうふうにしたわけでございます。したがいまして、新しい規格で今後動くわけでございますが、これは一本化されましても、和牛、乳用種の雄、雌ごとに各十五区分の価格は公表されることになります。同時に、今回の新規格、それから安定期格の一本化の趣旨につきましても、その趣旨を関係者に十分に浸透するよういたしますので、混乱が生ずることはないと私どもは確信をしております。

について載っておりますのでちょっと調べてみますと、六十一年度の卸売価格、東京市場でありますと、五百三十九円でございます。平均でしよう。豚肉の枝肉卸価格はキログラム五百三十八円。今のはキログラム当たりであります。この差、百二十六円も価格が下がっているわけであります。ところが小売価格の方は百四十四円で、百グラム当たりでわずか三円しか動いておりません。市場におけるそういう指導といいますから、一番中心になってくる卸売価格の推移についてはやはり政府は明確に目を通す。それが小売価格がちっとも動かない。生産者はそれこそたかが一円でも上がれば喜んでしまう。しかししながら、実際消費者の方はちっともメリットを受けない。これは牛肉もそうですけれども、豚肉もそう。これでは消費者にはとても生産者を理解する立場には立つていただけない。この点についてしっかりとお取り組みをいただきたいわけであります。これからどうされるかお伺いをしておきたいと申します。

八度思ふと思つております。  
○水谷委員 次に、先ほどの同僚議員から指摘がございましたけれども、肉用子牛価格の動向について政府の資料をございますけれども、最近の保証基準価格、これは肉専用子牛価格でございますけれども、二十九万一千円であるわけであります。が、これを相当上回る、六十三年一月で四十三万七千円という価格になつてゐる。肉用雄子牛価格は、保証基準価格が十三万四千円、しかしながら現状の価格は六十三年一月で二十一万一千円。この子牛供給の安定というのがやはり肉牛生産にとって非常に大切であります。  
先ほど来、この子牛価格の安定を図るために積極的に輸入をというお話を出ております。しかし、動物検疫の問題でなかなかそれがうまくいかないというようなお話をあります。私が申し上げたいのは、やはりこれは繁殖、いわゆる国内におけるこの供給を早急に確立すること、これは今足りないからといって海外からいろいろなものを入れて、それは困つてはいるときだけ入れてくれ、あとは要りませんよではいかぬのであって、基本的に不足しているものはもちろん海外から入れるよう、あらゆる新技術の開発を通じながらこの供給を安定していくような対策をしつかり組んでいっていただきたい。子牛価格がこんなに高くては、どんなに努力をしても、とてもじやないが国際価格の価格差との太刀打ちなどはできるはずがない。こちらのスタートはアメリカやオーストラリアのもうゴー！であります。向こうのゴールがこつちのスタートですから、それから先のすべてのものはその上に乗つかっちゃうわけです。それではもうどうにもならぬ。この子牛の価格の安定対策は急務であります。どうされますか。  
○濱田説明員 お話しのようだ、肉牛産業におきまして、子牛の価格というのが競争力の非常に大きなファクターになるというのは事実でございます。最近の子牛価格の高騰は、雌牛の屠殺数の増

という数年前の歴史から来ているわけでございまですが、現在の高水準の推移では肥育經營に過度の負担を招くことがあるというふうに我々も懸念をしておりまして、とりあえず輸入で対応できる分は対応しようということで、六十二年度には前年度の一萬頭の閑割の子牛、素牛の枠を「一万五千頭にふやした」ということもございます。

しかし、おっしゃるとおりでございまして、私どもも一義的には子牛の国内生産の拡大によることが基本的対策だというふうに考えておりまして、繁殖農家の經營基盤の拡大強化、子牛価格安定制度の拡充整備等、各般にわたる施策を推進いたしましてこれを進めていこう、こういうふうに考えているわけでございます。

○水谷委員 それは一番大事ですから、しっかりと取り組んでください。  
次に、飼料のことのございますけれども、やはり肉牛のコストを引き下げるためには今申し上げた子牛価格、それとえさです。このえさは、ここに書かれていますが、これは非常に安くなってきていますから短期的には私はよろしいと思いますけれども、飼料の生産の推移をいたいた資料を見てみますと、昭和五十七年に作付面積が百四十万ヘクタール、六十二年の見込みは百五十四万ヘクタール、わずか二万一千ヘクタールしか過去五年間で伸びていません。生産量は五十七年が四千三百九十五千トン、六十二年見込みが四千三百八十八万トン、TDN換算では五十七年が四百三十九万二千トン、六十二年見込みが四百三十七万トン、五年前から飼料作物の生産はほとんど全く伸びていない。ところが、いろいろなものを見ますと、やはり自給飼料生産対策をしっかりと立てていくのだ、飼料生産基盤を拡充整備していくのだ、このようにおっしゃっておりますが、おっしゃっていることと実態が全然伴わない。これでは国内の畜産対策を総合的に進めておりますと言われても、私は納得するわけにはいかぬわけあります。特に草地開発については、この後、法改正を伴

ういわゆる農用地開発公團が農用地整備公團にとりますが、今まで累計で四十九万ヘクタールに草場事業の推移を見ておりましたと、草地開発可能な面積が約百四十万ヘクタールあるとされておりま

すが、今日まで累計で四十九万ヘクタールに草地造成が達しているにすぎません。最近ではその実績は年間六千ヘクタール台で推移をしておりまして、最も多かつた四十五年ころに比べると五分の一程度になっております。

私は、今まで行われてきた草地開発すべてよしとは思いません。指摘をしたい問題点は、いっぽいあります。その開発の仕方、さらにはそこに参加するいわゆる生産農家の人たちが事前に計画に参加をしながらタイアップをしてこれない、また、ただ規模を拡大すればいいという形だけでそれが進められてきた。いろいろな問題でこれが重大な問題を持つていて、ということはわかつております。

○水谷委員 今御指摘を申し上げたことを踏まえて、今後具体的にどういふうに取り組んでいかれるか、時間が伸びていません。

やはり大事な目玉であります。そういう意味で、柱として自給飼料を確保するというこの政策は、やはり大事な目玉であります。そういう意味で、

柱として自給飼料を確保するといふことでこれがございませんので、簡明にお答えをいただきたい

と思います。

○濱田説明員 草地開発を行います場合に、適地がなければならないわけでございますが、その場合の適地につきましては、地価が安いあるいはそ

の面積がまとまっている、あるいは傾斜度等の自然的条件等いろいろの制約があるわけでございま

す。さようなことから、六十年度までの草地造成面積は累計で約五十万ヘクタールに達していましたが、五分の一ぐらいのペースに落ちているわけでございますと五分の一ぐらいのペースに落ちているわけでございます。これは、畜産自体の需給情勢ある

す優位性の相対的な低下というようなこともある

わけでございまして、それから水田転作等の既耕地による飼料作物面積の増加、あるいは開発奥地化とか環境問題とか、いろいろな要素が絡んでくるわけでございます。

そこで私どもは、大家畜養殖業の安定発展を期するために、自給飼料を安定的に低コストで生産するということをねらいまして、まず既存の飼料基盤を最大限に活用するということでございま

す。なお、既耕地につきましては種々の制約、条件がある場合もございますので、未利用地等につきましても確保が可能な地域をまず優先する、それから経営につきましても造成コストに配慮いたしまして、できるだけ安く面積規模あるいは作業

を確保していくということで、いろいろな地元の要望あるいは権利調整等実際の可能性の中から具體的な現実的な事業開発を進めていこうということで最近は動いております。

○水谷委員 水田農業確立対策の中で他の作物に転作をしていく面積が、これは残念なことでありますけれども、七十七万ヘクタールを超える八十五万ヘクタールになんなんとしているわけでありま

す。やはり米にかかる土地利用型農業の中心になつてくる一つとして飼料作物というものは重要な役割を果たす。やはり米にかかる土地利用型農業の中心になつてくるだろうと思ひます。さらに私も何度も何度か申し上げましたが、稻のホールクロップサイレージの積極的な活用、そういうものも含めて自給飼料の確立にしっかりとひとつお取り組みをいただきたい

たいと思います。

○濱田説明員 鶏卵の計画生産につきましては、私どもは規模の大小問わず指導を行つてお

いでございますが、遺憾ながら大規模生産、企業的生産を行つております企業の中には必ずしも行

われる方々に對する影響は甚大なものがあります。その二点についてお伺いをしておきます。

○濱田説明員 鶏卵の計画生産につきましては、

私どもは規模の大小問わず指導を行つてお

いでございますが、遺憾ながら大規模生産、企業的

生産を行つております企業の中には必ずしも行

われる方々に對する影響は甚大なものがあります。

百二十八億円、こういうことが起きてまいりますと、まじめに真剣に取り組んでおられるいわゆる養鶏、鶏卵の生産者の皆さん方に對してまで、例えば金融機関からもいろいろな形での悪影響といふものが出てくる。この問題について実際に行政指導が果たされてこなかった、このことについては一体どう反省をなさるのか。

さらに、先ほどもお話をございましたけれども、この債権の大半を全農がお持ちになつていらつしやる。これを完全につぶすわけにはいきませんから、経営に乗り出してみえるという方向が出

てきているわけです。ということになれば、全農さんのような大きな企業が、現在計画生産を進めているこの中にいわば暗黙の了解をいたいたよ

うな形で入つてお見えになるようなことになつてしまつたならば、計画生産に真剣に取り組んでお

まれる方々に對する影響は甚大なものがあります。その二点についてお伺いをしておきます。

○濱田説明員 鶏卵の計画生産につきましては、

私どもは規模の大小問わず指導を行つてお

いでございますが、遺憾ながら大規模生産、企業的

生産を行つております企業の中には必ずしも行

われる方々に對する影響は甚大なものがあります。

○濱田説明員 鶏卵の計画生産につきましては、

私どもは規模の大小問わず指導を行つてお

いでございますが、遺憾ながら大規模生産、企業的

次に、たびたび指摘をされる問題でございます。けれども、畜農家の負債対策でございます。

負債の実態をしつかり踏まえて経営改善を図る

ために必要な万全の措置を講じていただきたい。

この間我が党が北海道へ調査に参りました折に

も、一戸当たりの負債総額が七千万を超えておりました。その返済のために働いても返済ができる

い、こういう中で御苦労をしておられる生々しいお訴えを聞いてまいつたわけであります。我が栃木県においても、昨年でございますけれども、そ

の一部が地元の新聞を通じて報道をされております。「借金苦目立つ県内畜農家、一戸平均は七千三百円」ということで一面のトップで報道され

たことがございます。そういう実態、これはいろいろ指摘をされておりますけれども、放漫經營とかそんな言葉で片づけられるようなものはほんのわずかでありますし、一番大きな問題はいわゆる急激な経済基調の変動また政策の転換、そういうものがやはり一番大きな固定化負債をつくり上げてきている要因であろうと私は思います。そういう意味では、政府はこのことについては、先ほど来答弁がございましたように、六十年まで一回酪農に対する対策、また、肉牛に対しては六十年から六十二年まで、またこれからも対策を講じてま

るが、どうか本格的に取り組みをいたさきまして、この負債農家の救済に新たな措置を講じていかな

いと思います。それにつきお取り組みをいたさ

いたしましたが、金利が全く高返済に入つておるのでけれども、金利が全く高

くてどうにもならぬ、市中の銀行の金利の方がよほど安い、何とかならぬかねというお訴えは切実なものがございます。こういう経済変動で起きてきた、いわゆる努力をして償えるものではないも

のに対してこの制度金融が制度的に機敏に対応できようのような対策をやはり考えておかなければなりません

けれども、制度融資の金利は相当下がっておりますけれども、以前のものについては高い金利のまま支払い

をしている実態があるわけでありまして、その点ひとつどういうふうにお取り組みをいただけますか、お伺いをしておきたいと思います。

○濱田説明員 前段の方につきましてお答えをさせていただきます。

私も過去の負債につきまして、酪農、肉牛あるいは制度資金あるいは六十三年度からの新規の

対策は既に御説明いたしましたので繰り返しません。なお、その負債の実態につきましては、農家

の経済調査等によりまして経済的に把握するよう努めておりますし、また、各県の調査等も通じまして実態把握に努めているところでございます。

○伊藤(礼)政府委員 制度資金の金利などの貸付条件についてでございますが、農業の特質を踏まえまして、一般的には長期かつ低利になつております。これらの制度資金の金利につきましては、一部法律で低位に固定しているもの、例えば三、五%の金利のものもございますが、こういうもの

を除きまして、公定歩合や財投金利の動向等に即応いたしまして、他の政府関係金融機関との金利

とのバランスを考慮しながら所要の改定を行つて

きているところでございます。今後とも制度資

金の金利につきましては、その特質にかんがみ、金

融情勢、他の制度資金の金利の動向を見ながら適切に対処してまいる考え方でございます。

○水谷委員 時間でございますのでこれで終わり

ますが、今僕が申し上げましたのは、現行の、そ

の都度その都度のものではなくて、古いものに對する対策をしつかり考えていただきたい、こうい

う意味でございます。

それから、まことに恐縮でございます。厚生省

ど同僚の委員が質問をいたしまして、私それを伺つておりましたので、それだけじゅございません、時間の関係で恐縮でございます。では終わります。

○菊池委員長 神田厚君。

○神田委員 畜産物問題を中心御質問申し上げます。

まず最初に、先ほど水谷議員の方からもお取り上げがありました、アメリカのヤイター通商代表とリーン農務長官が記者会見をして、そして日本

の消費者にパネルを使ってアピールをする、宣伝をしているわけです。こういうことは、今、日米でこの問題についてどういう形でテーブルに着くかという非常に大事な時期に一方的に日本国民に向かって呼びかけをしているというふうなことは、私はこれはルール違反ではないかというふうに思うわけであります。しかし、現実にそういう問題が出されまして、本日の夕刊各紙は第一面でこの問題について非常に大きく報道しております。この点について今まで眞木局長が行つていろいろと交渉をしてきたのであるうと思うのであります。その結果がこのような形で日本国民に対しまして宣伝、アピールされているような状況は私は甚だ遺憾であるというふうに思うのでありますが、農林水産大臣のことについての感想をまずひとつお述べいただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 先般、幾日でございましたか、日にちをちょっと失念いたしましたが、代償を求める云々のアメリカ筋からの報道、このことは、テーブルに着かないうちにそういうことを言うのは不愉快なことであると率直な私の気持ちを申し上げた経緯がございます。

けさほど来報道されておる、夕刊は全部一字一句読んだわけじゅございませんけれども、さつと斜めに先ほど見ました。ガット提訴を前提とする、あるいはまた消費者に呼びかけておるという

具体的にこう言つておるわけですね。

これは、一方的なアメリカの調査によって発表された問題であつて、しかもそのことで政府間交渉が全然進展していない中で、日本の消費者は、割当制

度の撤廃によつて、もつと適切な価格の牛肉やオレンジを選ぶ機会を得るべきだ」と述べた。

トントンが一個当たり四十三円なのに對して東京は九十五円、となつてゐる。同長官は、こうした

数字を示しながら、「日本の消費者は、割当制

度の撤廃によつて、もつと適切な価格の牛肉や

オレンジを選ぶ機会を得るべきだ」と述べた。

具体的にこう言つておるわけですね。

これは、一方的なアメリカの調査によって発表された問題であつて、しかもそのことで政府間交

渉が全然進展していない中で、日本の消費者は、

これがまたここでそのことに答弁を具体的にいたし

ます。私がまたここでこれがまたワシントンに報道をさせていただきます。

○菊池委員長 神田厚君。

○神田委員 畜産物問題を中心御質問申し上げます。

まず最初に、先ほど水谷議員の方からもお取り上げがありました、アメリカのヤイター通商代表とリーン農務長官が記者会見をして、そして日本

に聞かせておるわけでございます。何としてもテープルをつくつて、そこで一連の主張をして、それを伺つておきましたので、それだけじゅございません、時間の関係で恐縮でございます。では終わります。

○菊池委員長 神田厚君。

○神田委員 畜産物問題を中心御質問申し上げます。

まず最初に、先ほど水谷議員の方からもお取り

上げがありました、アメリカのヤイター通商代表とリーン農務長官が記者会見をして、そして日本

の消費者にパネルを使ってアピールをする、宣伝をしているわけです。こういうことは、今、日米でこの問題についてどういう形でテーブルに着くかというふうに思つてあります。しかく、現実にそういう問題が出されまして、本日の夕刊各紙は第一面でこの問題について非常に大きく報道しております。この点について今まで眞木局長が行つていろいろと交渉をしてきたのであるうと思うのであります。その結果がこのような形で日本国民に対しまして宣伝、アピールされているような状況は私は甚だ遺憾であるというふうに思うのですが、農林水産大臣のことについての感想をまずひとつお述べいただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 先般、幾日でございましたか、日にちをちょっと失念いたしましたが、代償を求める云々のアメリカ筋からの報道、このことは、テーブルに着かないうちにそういうことを言うのは不愉快なことであると率直な私の気持ちを申し上げた経緯がございます。

けさほど来報道されておる、夕刊は全部一字一

句読んだわけじゅございませんけれども、さつと斜めに先ほど見ました。ガット提訴を前提とする、あるいはまた消費者に呼びかけておるという

具体的にこう言つておるわけですね。

これは、一方的なアメリカの調査によって発表

された問題であつて、しかもそのことで政府間交

渉が全然進展していない中で、日本の消費者は、

これがまたここでそのことに答弁を具体的にいたし

ます。私がまたここでこれがまたワシントンに報道をさせていただきます。

○菊池委員長 神田厚君。

○神田委員 畜産物問題を中心御質問申し上げます。

まず最初に、先ほど水谷議員の方からもお取り

上げがありました、アメリカのヤイター通商代表とリーン農務長官が記者会見をして、そして日本

の消費者にパネルを使ってアピールをする、宣伝をしているわけです。こういうことは、今、日米でこの問題についてどういう形でテーブルに着くかというふうに思つてあります。しかく、現実にそういう問題が出されまして、本日の夕刊各紙は第一面でこの問題について非常に大きく報道しております。この点について今まで眞木局長が行つていろいろと交渉をしてきたのであるうと思うのであります。その結果がこのような形で日本国民に対しまして宣伝、アピールされているような状況は私は甚だ遺憾であるというふうに思うのですが、農林水産大臣のことについての感想をまずひとつお述べいただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 先般、幾日でございましたか、日にちをちょっと失念いたしましたが、代償を求める云々のアメリカ筋からの報道、このことは、テーブルに着かないうちにそういうことを言うのは不愉快なことであると率直な私の気持ちを申し上げた経緯がございます。

けさほど来報道されておる、夕刊は全部一字一

句読んだわけじゅございませんけれども、さつと斜めに先ほど見ました。ガット提訴を前提とする、あるいはまた消費者に呼びかけておるという

具体的にこう言つておるわけですね。

これは、一方的なアメリカの調査によって発表

された問題であつて、しかもそのことで政府間交

渉が全然進展していない中で、日本の消費者は、

これがまたここでそのことに答弁を具体的にいたし

ます。私がまたここでこれがまたワシントンに報道をさせていただきます。

○菊池委員長 神田厚君。

○神田委員 畜産物問題を中心御質問申し上げます。

まず最初に、先ほど水谷議員の方からもお取り

上げがありました、アメリカのヤイター通商代表とリーン農務長官が記者会見をして、そして日本

の消費者にパネルを使ってアピールをする、宣伝をしているわけです。こういうことは、今、日米でこの問題についてどういう形でテーブルに着くかというふうに思つてあります。しかく、現実にそういう問題が出されまして、本日の夕刊各紙は第一面でこの問題について非常に大きく報道しております。この点について今まで眞木局長が行つていろいろと交渉をしてきたのであるうと思うのであります。その結果がこのような形で日本国民に対しまして宣伝、アピールされているような状況は私は甚だ遺憾であるというふうに思うのですが、農林水産大臣のことについての感想をまずひとつお述べいただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 先般、幾日でございましたか、日にちをちょっと失念いたしましたが、代償を求める云々のアメリカ筋からの報道、このことは、テーブルに着かないうちにそういうことを言うのは不愉快なことであると率直な私の気持ちを申し上げた経緯がございます。

けさほど来報道されておる、夕刊は全部一字一

句読んだわけじゅございませんけれども、さつと斜めに先ほど見ました。ガット提訴を前提とする、あるいはまた消費者に呼びかけておるという

おります。日本の消費者に対するいわゆるアメリカ側からの一方的なそういう呼びかけに対しまして、農林水産省としての考え方、さらに日本に駐在している外国の特派員等に対しても農林省の立場を明確に説明をすべきだ、このように考えますかが、いかがでありますか。

したいと思ひます。

○神田秀風 ですから、やはりアメリカの方の考  
え方と、ハハますか調査自体も非常に問題がある。

りますから、大臣の立場もわかりますけれども、毅然とした態度をとるべきだということを私は重ねて要望したいと思っております。さて、畜産問題でございますが、非常に限られ

拡大その他いろいろ課題があるわけであります  
が、これについてどういうふうにお考えになります  
た時間で質問をさせていただきます。

○濱田説明員 御質問がかなり広範でござりますが、簡単に御説明させていただきます。  
和牛農家への影響はどういうふうになるのか、これについて伺いたいと思ひます。

しの数字を示したというごとのほかに、酪農及び肉用牛生産振興の基本方向をいたしまして、国際化にも対応し得る酪農なり肉用牛生産の確立を目指すという目標を明確に示しているわけでござります。さらに、そのため生産性の向上等により合理的な価格の形成を図るということにいたしまして、具体的に当面、二、三割のコストダウンを目指していくことといたしましておられます。

今後そういう形に向かって経営を誘導していきたい、こういうふうに考えております。

卷之三

はこれらの軽減の方策または酪農負債整理資金は昭和六十年度に終了しておりますが、特別の金融措置等の必要性があると考えますが、その点はい

入れて書かでねると、うところが持続であろうか

かがでありますか。  
○濱田説明員 これまでの負債に対する対策につきましては、たびたび御説明いたしましたので詳

本行廿六年度之總盈餘五百八

経は省略させていただきますが、私どもはこのようないろいろな実態調査も行っております。今

ゆるEC並み価格の実現という点につきまして

だきたい、こういふうに考えております。  
**○神田委員** 時間がありませんので余り突っ込んでもよろしく、今用意によつておつまむことと

新編 金瓶梅 卷之三

た詰謎ではなく、問題はかっておらず、とにかく逐条的に聞くよな形になつて恐縮でございますが、今回の鰯肉基本方針の特徴、つまり、前回の基本方針の達成状況などを踏まえてどういうふうに

九月二十一日

につくり上げているのが、あるいは板内取引価格改定のねらいと価格安定帯一本化の実際の取引へ

卷之三

が、概して言いますと、おおむね見通しの線で推移してきているということでございます。幾つかございますが、時間の関係がございますので省略させていただきます。

それから、枝肉の取引価格でございますが、こ

れは先ほど申しましたように、まず枝肉の規格そ

のものが從来のサシ偏重の規格から歩どまりなり

肉質なりという側面につきまして、いわゆる分離

評価で格付けをしていこうということがございま

す。この結果、生産性との関係で申しますと、サ

シ偏重の余り長期間肥育をして脂をつける、その

ために余分なコストがかかるというようなことが

なくなつて、先ほどの基本方針に即した合理的な

生産という線にも見合つてくるというようなメリ

ットがござりますし、さらに格付そのものが、今

度の食肉規格の対象といたしておりますB2、B

3の規格について指定食肉の価格を決めるとい

うことによりまして、このB2、B3が先行指標性

を持つて、いるというようなことがござります

で、より牛肉の価格、需給操作が的確にかつ迅速

にやりやすくなるのではないかというようなメリ

ットもあるというふうに我々は考えております。

それから、これが牛肉なり和牛の取引にどうい

う影響を及ぼすかということでございますが、和

牛との関連で申しますと、冒頭に申しましたよ

うにサシ偏重の肥育から、より国民になじみやすい

ものについての規格、評価がより的確に行われる

というようなことで、合理的な生産に誘導されや

すのではないかというような面がござります。

それから、この規格を変えたからと申しまし

て、その格付なり規格の事務自体につきまして著

しい変動なり事務量の増加があつて格付事務に混

乱を来すというようなことはないと我々は考えて

おります。

○神田委員 生産農家はやはりその方針によってコストダウンが図られるということについてかなり不安を持っておりますね。そういう中で、ひとつ運用に当たっては生産農家の不安のないようにきらんとした指導と対応をしてもらいたいという

ことを要望しておきたいと思うのであります。

それから肉用牛の生産振興の具体的な推進の方

策、これについてお聞きしたいのであります。

将来にわたりまして肉用牛の需要の増加が見込ま

れてるわけでありますが、具体的に国産のいわ

ゆる肉用牛の生産振興をどうするのか。これは先

ほど話しました市場開放と非常に密接に絡んでく

る問題であります。それで、日本側としての対応。市場

を出すというふうな方向が農林省で検討されてお

りますから、この時期にやはり農林水産委員会の

そういう現地に対する現地調査等々が必要ではな

いかというふうに思つております。それで、やは

りその現地に行ってその状況を把握し、そこで

から、これは委員長に、委員派遣その他の問題が

ござりますので、その点につきましてもひとつ御

考慮をいただきたいと申し上げておきます。

○鈴池委員長 わかりました。

○濱田説明員 基本的には、今後肉用牛の生産振興は新しい基本方針の方向に即して進められていくことになります。そこで、その点につきましてもひとつ御

お申しあげますと、何と申しましても飼料基盤の拡充と、それに応じました飼養規模の拡大が基本

なりまして肉牛生産基盤の強化が進められる

のではないかというふうに考えられるわけでござい

ます。このため国といたしましては、放牧あるい

は農地流動化の促進、草地の開発整備等によりま

す国内飼料基盤の充実、それから家畜導入なり自

由の間違の促進によります繁殖基盤、これは雌牛を

ふやしていかなければならないわけでござります

から、繁殖基盤の強化あるいは肥育経営の規模拡

大、それから施設、機械の整備あるいは共同利用

等によります有効利用というようなことも進めら

れなければいけぬではないか。それからさら

に、乳肉複合経営あるいは繁殖と肥育の一貫生産

の推進等によりまして、これから今まで以上に生

産基盤の強化とあわせまして牛肉及び子牛価格の

留の問題等につきましては厚生省さんの御指導と相ましまして、肉用牛生産の安定的発展あるいは

牛肉生産の量的拡大が図られていくようになければならない、こういうふうに考えております。

○神田委員 それから穀物の問題、えさであります

が、穀物相場がかなり上がってきている、さら

に海上の運賃の上昇が顕著であります。これが

銅料代の値上がりという問題につながつていく懸念はあるのかどうか、その辺の見通しはいかがでありますか。

○濱田説明員 シカゴ相場がひところよりも若干

上がつております。ブッシュニール二ドル前後のと

ころを推移しているという状況になつております。また、片やフレートも、ソ連の穀物買付

等によりまして從来よりも若干上がりぎみとい

うございます。しかし基調といたしましてなお

世界の穀物につきましては、在庫率等見まして

もう緩和基調というのは変わつております。また、片やフレートも、ソ連の穀物買付

等によりまして從来よりも若干上がりぎみとい

うございます。しかしながら、基調といつてしまつてな

ふうに見る必要はないのではないかというふうに考

えております。また同時に円高、為替のレート

につきましても、穀物の相場が若干上がつてお

ります。とは逆の方でその期間円高が若干また作

用していることもありますので、当面そのため

にえさの値段が上がるということは、いましばらく

は考へる必要がないのではないかというふうに

見ております。

○神田委員 輸入食品の安全性については昨日も

御質問申し上げましたが、具体的に輸入豚肉の食

品安全対策、これは本来厚生省の方からも答弁を

いただきましたが、この問題について新

聞等でも大きく報道されております。これらにつ

いて農林省ではどういうふうに対策をおとりにな

りますか。

○神田委員 食品安全そのものは厚生省の所管

でございますが、私ども農林水産省といたしまし

ても、安全な食料を国民に供給するというのを使

命でございます。したがいまして、厚生省と十分

連絡をとりながら、今回の豚肉のサルファ剤残

する問題をやめますが、先ほど申しましたように、沈黙は金であるという格言があります。しかし現時点におきましては、農林水産大臣が沈黙を通すといふいうふうに思つておるわけですが、これは大変

なことだな、こういう認識でございます。

○神田委員 最後に、時間が来ましたのでこれで

質問をやめますが、先ほど申しましたように、沈

黙は金であるという格言があります。しかし現時

点におきましては、農林水産大臣が沈黙を通すとい

うふうなことでは問題の解決はない。側面の情

と、いう言葉がありましたが、今アメリカ政

府の、あるいは通商代表部やあるいは農務長官等等周辺のいろいろな言動は、もう既にそういう側面の情なんというものは全くない。一人で共同で記者会見をして、これだけの証拠を集めて、我々が言つておるところとはどうなんだ、してやつたりといふいうふうな意味で、先ほどくどうように御

思つております。

質問をいたしましたが、私の気持ちをいたしました  
ては、やはり農林水産省は、相手の取り扱つてい  
るデータが間違つてゐる、あるいは交渉の過程で  
一方的に自分たちの主張を、しかもも交渉相手の日  
本政府ではなくて日本の消費者にアピールをして  
いる、こういうことについては極めて遺憾であ  
る、こういう毅然とした農林水産省の態度を期待  
いたしまして、質問を終わりります。

○藤田委員 私に与えられました時間は四十九分であります。朝九時から延々と、いよいよこれが最後ですのでどうか頑張ってください。

それでは、私は最初に畜産物価格の問題についてお伺いをいたします。

に農林水産省交渉に立ち会いました。そのときの酪農家の訴えというものはまことに切実でありました、乳を搾れば搾るほど赤字があえ、負債が大きくなり深刻な事態になつてゐる、もう切々と訴えられたその言葉は今も私の胸を締めつけております。実際酪農業は、相手が生き物ですから、いわば二十四時間、それこそ盆も正月もありません。そういう非常に厳しい仕事をしておられる生産者の皆さんのがそれに見合つた価格を保証され、再生産の保証があるかというとそうではありません。

私は加工原料乳の保証価格は再生産と所得の確保が図られるよう決定するべきであると考えています。しかも、加工原料乳の限度数量は在庫を二年間で解消するためにと昨年減らされました。生産者は血を流す思いでこの計画に従ってきたわけですが、何と半年もたたない間に乳質改善で限度数量を超える需要があがってきた。不足をしたがらもつとややしてほしい、こういうことを言い出したそうですが、一度減らしてしまったものをおいたそれどころか、一層負担がふります。

えるだけだと農家の皆さんはおっしゃる。一体政府は何を考えているのか、政府の言うことを聞いたいたら大変だと怒るのは当然のことだと思います。私は、限度数量は需要に見合う量で決定をすべきだということを要求しておきます。

それから、明日審議会にお諮りすることになる  
わけでございますが、限度数量等につきまして  
は、制度の趣旨に従いまして適正な数量を設定いたしまして御意見を伺いたいというふうに考えて  
おります。

きると見受けられますか、どうでしょうか。  
○佐藤国務大臣　おつしやる意味がちょっと私には理解していくのであります、されば話し合ひはするなということございましょうか。私はあなたに質問する立場ではなくて答弁をする立場

また、乳質を三・二度から三・五度に改善したから、これまで六、七年間搾乳できた牛は三、四年で廃牛せざるを得ないという実情がますます生産者の負担をふやしてきています。その上に、今回価格の引き下げということになりましたら、これは酪農家に大きな打撃を与えることは必至であります。豚、牛肉の安定価格も再生産の確保と国内生産の振興が國られるように決定をするべきだということを申し上げて、この酪農家の声にどうぞこたえようとしておられるのかを私はお伺いしたいわけです。

産者団体は、近年の需給動向から飲用需要は前年度並み、それから乳製品需要は微増というような見通しで、いたわけのございまして、過剰乳製品の解消を図るために、ナチュラルチーズの原料乳部分を除きますと、六十一年度に引き続き減産目標を設定いたしまして生産を行つてきたわけですが、

が見通しを大幅に上回りました、近年にない高い伸びを示しましたために、乳製品向けの牛乳需要量は当初見通しを大幅に下回って推移し、過剰在庫による価格下落が発生する可能性があります。

庫はほんに解消されつゝあるという状況にあるわけ  
でございます。このため、この計画生産を推進し  
ております中央酪農会議は、予想外の飲用需要の  
伸び等によります生乳不足を避けるため、当初は  
出荷を予定していませんでした全乳哺育用の生乳  
等を出荷向けに切りかえるなどの措置をとってお  
るわけでございまして、本年度当初の計画生産数  
量が近年の牛乳、乳製品の需要動向及び乳製品の  
在庫を考慮した場合必ずしも厳し過ぎるというよ  
うなものであったというふうには考えておりませ  
ん。

それから、明日審議会にお諮りすることになるわけでございますが、限度数量等につきましては、制度の趣旨に従いまして適正な数量を設定いたしまして御意見を伺いたいというふうに考えております。

きると見受けられますか、どうでしょうか。  
○佐藤国務大臣　おつしやる意味がちょっと私には理解していくのであります、されば話し合ひはするなということございましょうか。私はあなたに質問する立場ではなくて答弁をする立場

○麻田委員 その円満な解決の腹の中をちつとも話されないからさっぱりわからないわけですよ。さうのお昼のニュースで、ヤイター通商代表とリン農務長官が、日本が自由化を受け入れなければガットに提訴するということで、改めて態度を表明したということが伝えられています。我が国が自由化を表明しないとテーブルに着かないでござりますから大変失礼とは存じますが、私は、先刻来申し上げておりますように平和裏に話し合いによって円満な解決を図りたい、そのため今手順を踏んでおる、言いたいことはたくさんあるけれども今こらえておるんだ、こう申し上げておるのでございます。

るいはガット提訴だという、アメリカの態度は、これは極めて一方的なものですが、この一方的なアメリカを勢いづかせたのが二月の十二品目の農産物のガット裁定一括受け入れ、そうではなかたでしょうか。日本の農業を守るとかアメリカは不公正だとか言いながら、結論は国際的に孤立しないうようにと自由化を受け入れられた。しかも、あれだけ国家貿易品目は別だ、輸入制限はできるのだと言つておられたものも含めて認めていかれただ。だから、牛肉、オレンジについてもアメリカが二月の十二品目で、三月に通じて、

○眞木政府委員 先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、我々はやはり二国間による話し合いによる解決、その中で我々は自由化は困難であるという立場で、最後まで努力をするところでございます。そういう先のいろいろな結果の予断についてもコメントを差し控えさせていただきたいと存じます。

○藤田委員 同じ質問を重ねて言つて恐縮ですが、大臣余り短気を出さないでください。

牛肉の自由化の具体的な問題点について農水生産がこう言つておられます。「我が國の肉用牛生産は二十九万戸の肉用牛農家と八万戸の酪農家の重要な収入源となっている。これら農家は他産業への就業機会の少ない北海道、東北、九州の山岳地帯に多く、地域の基幹産業である。牛肉の自由化は国内生産を著しく縮小あるいは壊滅し、ひとり肉用牛生産農家のみならず酪農、飼料産業、屠畜業さらには豚肉、鶏肉業界等にも重大な影響を及ぼし、国民経済、国土の利用管理上多大の問題を生じ、社会的、政治的混乱を引き起こすものである。」私はまことにそのとおりだと思います。

大臣、ガットに提訴されたとしても、私は、牛肉、オレンジ、これはもう絶対に受け入れることはできない、毅然とした態度を貫かなければなりません。大臣、ガットに提訴されたとしても、私は、牛

肉、オレンジ、これはもう絶対に受け入れることはできない、毅然とした態度を貫かなければなりません。大臣、ガットに提訴されたとしても、私は、牛

肉、オレンジ、これはもう絶対に受け入れることはできません。一度御丁寧に申し上げたことを私がまた重ねて答弁をする必要はないのではないかということをあなたであればわかつてもらえたるうな、こう思つて私は答弁を経済局長にさせたわけございません。

○佐藤国務大臣 短気を起こしているわけではございません。一度御丁寧に申し上げたことを私がまた重ねて答弁をする必要はないのではないかということをあなたであればわかつてもらえたるうな、こう思つて私は答弁を経済局長にさせたわけございます。

今いろいろ言わされました、壊滅的な打撃は受けないように、そのためにも平和裏に円満な話し合いの決着をつけたい、この願望一筋でテープルづくりも、ぎりぎりの今日においても最後まで粘り強く努力しよう、この気持ちはわかつていたただけるのではないか、こう思います。

○藤田委員 私は、そだだからこそ今大臣にいろいろお伺いをしているわけです。

○佐藤国務大臣 短気を起こしているわけではございません。一度御丁寧に申し上げたことを私がまた重ねて答弁をする必要はないのではないか

といふことをあなたであればわかつてもらえたるうな、こう思つて私は答弁を経済局長にさせた

わけございません。

内でもつくった方がよいと答えた人が七一・一%ありました。

私は消費者問題に非常にこだわりまして、農産物の輸入自由化、拡大について一体政府にどれ

ほどの請願等が来ているか、こういうことを実は農水省にも調べましたし、総理大臣あてのものに

ついても調査をいたしました。例えば内閣総理大

臣あての農産物輸入自由化、拡大についての請

願等処理件数は、昨年、地方議会からの意見書が

一千八百一件、そして地方議会からの決議要望書

は二百七十一件、民間団体、個人からの請願等は

二百三十五件、合計一千三百七件ございました。

ところが、その中で拡大も自白も賛成だとし

たのはゼロであります。農水省に来ております

のももちろんゼロであります。ところが、せんたつ

てボーカス上院議員が訪日され、「日本の消費者

も、電通の世論調査によると、八割まで自由化を

求めている。」こういうふうに述べておられるわけ

ですが、農水省はこの世論調査の内容を取り寄せ

て検討されましたでしょうか。

○濱田説明員 幾つかそういう情報がござります

が、今御指摘の世論調査について私ども手に入れ

てチェックしたという記憶はございません。

○藤田委員 それは大変不熱心だ。少なくとも新

聞を見たときに、私も非常に大きなショックを受けました。だから、私は電通に対して、この調査

はどういうものかということをいろいろ調べさせて

下さい上げておきたいわけです。

これはあえてコメントを求めませんが、私は、

申し上げておきたいわけです。

これはあえてコメントを求めませんが、私は、

申し上げておきたいわけです。

これはあえてコメントを求めませんが、私は、

申し上げておきたいわけです。

これはあえてコメント求めませんが、私は、

申し上げておきたいわけです。



ということござりますが、私ども輸入食品の安全確保を図るために医薬品等の残留物質につきましては、例年諸外国の情報等をできる限り入手をし、チェックしながら残留の疑いの強い物質について優先的にやるというような形でやってきておるわけでございますが、スルファジミジンにつきましては、今年度から新たに検査対象物質に加えられて検査を行つておるというような状況でござります。

○藤田委員 大体諸外国の状況から残留の強いものを優先している、それで結局A.P.電で情報が流れきたらわざといふことで追いかけておる、スルファジミジンもこの問題が出てから追加をしたんですよ。こんな物騒な話は本当に大変な問題です。従来日本はスルファジミジンの残留検査もしてこなかつた。そうして飼料添加物として大量投与されていた、知らないのはこちらばかりであります。まさにスルファジミジンの残留のいいかげんな検査体制の中で今回こういうふうな問題が出てきたわけです。大臣、話を聞いていただいておかかりだと思いますが、どういうふうに思われますか。

○佐藤国務大臣 どうもおくれまして済みません。

食糧についてその安全性を確保することは重要な問題であると認識しております。食糧の安全性については、食品衛生法、薬事法等において要所の措置が定められ、関係省庁において対処しているところであり、今後とも十分連携を保つて食料品の安全性の確保に努めてまいり所存であります。

○藤田委員 大臣、日ごろ余りなれてない問題ですかういうふうに言われたのだと思いますが、実際にこういう問題が起きたたびに、本当に国民は不安になるのですよ。自分の台所でこれは大丈夫かどうか調べられないでしょ。ところが、新聞に報道されて、その後の検出でこういうふうな高濃度のものがどんどん出てくるというこになつたら、これは本当に大きな不安です。し

かも台湾物は、テーブルマーク用といいまして、すぐ在我が食卓で使う、つまり加工しない、そういうものとして使われているわけです。そういうものとして使われているわけですね。國産物と非常に競合が強くて、生産者の方も、需給の失調あるいは価格低迷の要因になつてゐるなんて全中も指摘をしておりますが、まさにそういうわけなんですね。

それが安全性の面でも、残留基準の十二倍の濃度のものが日本に入つてきていて、もうちょっとで我々の口に入る、もう上陸して日本で在庫されているもののの中から出でてきたというわけですから、私は、このような安全性に不安のある豚肉を無秩序に輸入すること自身が問題であつて、行政指導を通じて輸入抑制の措置を早速に強化していただきたいということを申し上げますとともに、

○佐藤国務大臣 そういう先ほどの御質問でもございましたから、それも含めて、担当が来ておら

ますが、厚生大臣によろしくお伝えおきをいただきたいと、あなたの前でこうして私は同僚大臣に申し上げておるところでございます。

○藤田委員 日本の検疫は厳し過ぎる、アメリカはこういう面でもしょっちゅうそういう方を

して、日本の、それこそアメリカが引き合いに出

す消費者が何よりも心配をしているこういう問題

でも規制の緩和をしつこく要求し、一方で輸入を

ふやせ、門戸を開放せよ、こういうことであります。

しかしそれは、日本の農業にとっても、日本の食糧にとっても、本当に許すことのできない横暴な態度であります。

私は、今日本じゅうに、安全な食糧は日本の大地から、そういう言い言葉が広がり、生産者も消費者もまさに国民が一体になって、このアメリカの理不尽な、今までねらった牛肉、オレンジの輸入自由化に対しては断固許さないという声が野火のように広がっているんだ、そのことを大臣は確信を持って、日本の農林水産大臣として御奮闘いただきたい、そのことを最後に申し上げて、時間が参りましたので、終わらせていただきます。

一 加工原料乳保証価格について  
及ぶ計画生産の実情、酪農家の経営実態等に配慮し、再生産の確保が図られる水準に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、近年における乳製品の需要の動向を反映した数量とする。

二 豚肉、牛肉の安定基準価格等について  
再生産の確保が図られる水準に決定すること。

なお、牛肉の価格安定帯の一本化に関しては、取引の実態に悪影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

三 牛肉の供給については、安易に海外依存することなく、国内生産を基本とすること。

四 畜産農家の経営の実態を踏まえ、経営改善を図るために必要な措置を講ずるとともに、経営体質の強化のための指導を強化すること。

五 生乳をはじめとする畜産物の計画生産が円滑に推進されるよう、これに必要な助成措置を確保するとともに、価格安定制度の適時、適切な運用に努めること。

六 国民の要請する良質で安全な畜産物需要の

アメリカと今協議をしている、アメリカが公的機関で検査をしたもののは我が国ではもうノンチエックで入れていく、そういうことで今話をまとめて、そ

うい

く君。

提出者から趣旨の説明を求めます。申原義直

議共同、公明党・国民会議・民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表して、畜産物価格等に関する件(案)の趣旨を御説明申し上げます。

○申原委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、日本社会党・公明党・国民会議・民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表して、畜産物価格等に関する件(案)の趣旨を御説明申し上げます。

提出者から趣旨の説明を求めます。申原義直

高まりに対応した生産・流通体制を整備するとともに、消費拡大のための新製品の開発・普及を図り需要の増進に努めること。

右決議する。

以上の決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところと思いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○菊池委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

鈴木宗男君外四名提出の動議の「一とく決するに賛成の諸君の起立を求める」

〔賛成者起立〕

○菊池委員長 起立総員。よって、本動議の「一とく決しました」。

この際、ただいまの決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりましたので、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○佐藤國務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨に従い、最近の畜産業をめぐる厳しい情勢を踏まえつつ十分検討してまいり所存であります。

○菊池委員長 ただいまの決議の議長に対する報告及び関係当局への参考送付の取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菊池委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る二十九日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時五十分散会

漁港法の一部を改正する法律案に対する修正

附則

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行

漁港法の一部を改正する法律案の一部を次のよう

に修正する。

附則に四項を加える改正規定を削る。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年

附則第四条第四項中「受けたもの又は」を「受けたもの」、「受けたものの合併により」を

受けたもの又は青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)で、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第

号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十年三月三十一日まで」の下に「及び漁業協同組合合併助成法の一部を改

正する法律(昭和六十三年法律第号)以下「昭和六十三年法律第三号」という。の施行の日から昭和六十年三月三十一日まで」を加え

第八号」という。の施行の日から昭和六十年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第一項の規定により同法附則第三項

の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の

施行の日以後に当該認定を受けたものの合併に

より」に改める。

附則第十八条第七項後段中「場合及び」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第十九条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十一条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十二条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十三条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十四条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十五条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十六条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十七条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

本案施行に要する経費

理由

漁業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、漁業協同組合合併助成法に定める合併及び事業経営計画の樹立及び認定に関する措置等を更に一定期間実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年

附則第四条第四項中「受けたもの又は」を「受けたもの」、「受けたものの合併により」を

受けたもの」に、「受けたものの合併により」を

受けたもの又は青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)で、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第

号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十年三月三十一日まで」の下に「及び漁業協同組合合併助成法の一部を改

正する法律(昭和六十三年法律第号)以下「昭和六十三年法律第三号」という。の施行

の日から昭和六十八年三月三十一日まで」を加え

第八号」という。の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第一項の規定により同法附則第三項

の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の

施行の日以後に当該認定を受けたものの合併に

より」に改める。

附則第十八条第七項後段中「場合及び」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第十九条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十一条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十二条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十三条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十四条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十五条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十六条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

附則第二十七条第一項後段中「場合における」を「場合」に、「場合における」を「場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)が昭和六十三年法律第三号の施行の日から昭和六十八年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第三号の施行の日以後に当該認定を受けた合併をする場合における」に改める。

本案の施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減税額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりで平年度約二百万円と見込まれる。

昭和六十三年四月四日印刷

昭和六十三年四月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C